

監査技術の観点からの監査プロセスの硬直化と監査の失敗

Unintended Consequences of Manualization as a Method
to Ensure Audit Quality

中村 智彰

はしがき

本論文を完成させるまでには、多くの方々からご指導やご支援をいただいた。この場を借りて、その方々に対して感謝を申し上げたい。

誰よりもまず、指導教員の福川裕徳先生に感謝を申し上げたい。本論文は福川先生のご指導なしには語ることはできない。先生には、論文提出の直前までご多忙な中でもお時間を割いていただき、親身なご指導を賜った。大学院に入学し、先生からご指導をいただいてから、6年近くが経とうとしている。大学院ゼミを振り返れば、先生の鋭いコメント・指摘に、いつも私自身の理解が追い付かず、答えに窮することが多かった。しかし、いただいたコメント・指摘を時間をかけて考えてみると、どれも本質を突いているものであり、自身の考えがいかに浅薄であったかと思い知らされるとともに、そうしたコメント・指摘に明確に、論理的に答える必要性を感じた。またゼミでは、会計・監査領域に関わる心理学研究や実証研究を学ぶ機会もいただいた。ここでは、論文の読み方や文章の書き方を丁寧にご指導いただいた。先生は、研究者・教育者としてのあるべき姿をいつも示してくださっている。本論文が先生の求めている水準に達しているとは到底思えないが、いつかは先生にご期待にお応えできるよう、監査研究の研鑽に励んでいきたい。

論文指導委員の島本実先生にも感謝を申し上げたい。事例研究・歴史研究に興味をもっていた筆者が、博士課程の1年次に「経営史特論」の授業を履修したのが、島本先生との出会いである。博士課程の2年次に、他分野の学生ながら論文指導をお願いした際には、「同じ社会科学の学問として指導できる」と論文指導を快諾していただき、以降ゼミに参加させていただいた。ゼミを通じて、他分野の方にも分かりやすく書いて伝える難しさや大切さを実感するとともに、先生からは会計・監査領域とは違った視点から多くのご助言をいただいた。本論文には、社会学や経営学の知見が多く含まれている。これは、島本先生のご助言があってこそのものであり、ともすれば視野が

狭まっていたかもしれない。また、論文提出の締め切りが迫ってきて書き上げることができると不安な気持ちでいた筆者に、「大丈夫、書ける！」と励ましの言葉をかけていただいたこと、大変心強く感じた。先生にも年末のお忙しい時期にお時間を割いていただき、大変有益なコメントをいただいた。心より感謝を申し上げたい。

福川裕徳ゼミの唯一の先輩である上村浩先生（高知工科大学）にもお礼を申し上げたい。筆者の研究状況の進捗を心配して、お会いするたびにいつも温かい励ましの言葉をかけてくださった。修士課程時代から、筆者の拙い原稿にも丁寧に目を通していただき、貴重なコメントもいただいた。先生のご助力がなければ、このような形で論文提出に至っていなかったであろう。この場を借りて感謝を申し上げたい。

一橋大学で学ぶ機会を与えていただいた秋月信二先生（埼玉大学）にも、この場を借りて感謝の意を表したい。監査という学問のおもしろさ、奥深さに触れることができたのは秋月先生のおかげである。学部時代に秋月先生との出会いがなければ、大学院に進学し監査研究者になろうとは思わなかったであろう。一橋大学で学ぶ幸せを与えていただいたことについて、ここで改めて感謝を申し上げる次第である。

鳥羽至英先生（早稲田大学）にも感謝の気持ちをお伝えしたい。博士課程時代から、先生が主催されている研究会や勉強合宿に参加する機会をいただいた。研究会・合宿を通じて、様々な年代の先生方、さらには監査研究者を志す同年代の院生とも交流させていただく機会を得た。研究会・合宿は大きな刺激を受ける場であったと同時に、東京からほとんど出ない筆者にとっては息抜きの機会でもあった。また、本論文は鳥羽先生の監査証拠論の影響を多分に受けている。

この他にも、数多くの先生方、専門分野を問わず商学研究科で学生生活を共に過ごした大学院生の皆さまにも感謝を申し上げたい。これまでに履修・聴講した講義・ゼミを通じて学んだこと、いただいたコメントは、直接的あるいは間接的に本論文に生かされている。

最後に、筆者の大学院進学に理解を示してくれた両親に感謝したい。筆者のこれまでの研究生活は両親の支援なしではとても成立しえなかった。これまでの研究生活の集大成として、またこれまでの支援に対する感謝の気持ちをこめて本論文を捧げたい。

2018年1月7日

中村 智彰

目次

第1章 本論文の問題意識および構成.....	1
第1節 はじめに.....	1
第2節 問題意識.....	4
(1) 「監査技術」に対する関心の高まり.....	4
(2) マニュアル化の進展.....	8
第3節 研究目的および研究手法.....	11
第4節 選択事例の基準.....	13
第5節 貢献.....	16
第6節 本論文の構成.....	18
第2章 監査技術および関連する概念の整理.....	21
第1節 監査技術概念.....	21
第2節 監査目的、監査要点、アサーション、および監査証拠.....	23
第3節 証憑突合、確認、および分析的手続.....	25
(1) 証憑突合.....	27
(2) 確認.....	28
(3) 分析的手続.....	30
第4節 まとめ.....	34
第3章 監査プロセスのマニュアル化とアサーションの設定.....	36
第1節 合理化・マニュアル化のメリット.....	36
第2節 合理化・マニュアル化のデメリット.....	38
第3節 監査プロセスの合理化・マニュアル化.....	43
(1) 監査認識プロセスの「本来の流れ」.....	43
(2) 監査認識プロセスの「マニュアル化された流れ」.....	45

第4節 関連する先行研究.....	47
第5節 まとめ.....	48
第4章 証憑突合と監査プロセスの硬直化 ～McKesson & Robbins 事件を題材として～ ..	50
第1節 はじめに.....	50
第2節 McKesson & Robbins 事件の概要.....	50
(1) McKesson & Robbins 社の沿革と Price Waterhouse 会計事務所の監査意見.....	51
(2) 不正スキーム.....	52
第3節 Price Waterhouse 会計事務所が実施した監査手続.....	55
(1) 売掛金勘定にかかる監査計画.....	55
(2) McKesson & Robbins 社の売掛金の特徴.....	58
(3) 確認の省略と証憑突合の限界.....	59
第4節 McKesson & Robbins 事件における監査のプロセスの硬直化.....	60
(1) McKesson & Robbins 事件における監査プロセスの硬直化の状況.....	61
(2) 監査プロセスの硬直化と確認の省略.....	63
第5節 McKesson & Robbins 事件の総括と本論文における意味.....	70
第5章 確認と監査プロセスの硬直化 ～ナナボシ事件を題材として～	73
第1節 はじめに.....	73
第2節 ナナボシ事件について.....	75
(1) ナナボシ事件の概要.....	75
(2) 粉飾スキーム.....	76
第3節 監査法人トーマツが実施した監査手続.....	79
(1) 監査技術としての確認.....	79
(2) 監査技術としての視察および質問.....	81
(3) その他の監査手続.....	82
第4節 ナナボシ事件における監査プロセスの硬直化.....	84

(1) 売掛金および売上高にかかる監査計画.....	84
(2) 売掛金の実在性と確認.....	85
(3) 売掛金の実在性・回収可能性と入金チェック（銀行残高の確認）.....	86
(4) 売上高の期間帰属・実在性と視察および質問.....	87
第5節 ナナボシ事件の総括と本論文における意味.....	89
第6章 分析的手続と監査プロセスの硬直化 ～WorldCom 事件を題材として～.....	91
第1節 はじめに.....	91
第2節 WorldCom 事件の概要.....	91
(1) WorldCom 社の沿革と Andersen 会計事務所の監査意見.....	92
(2) 粉飾スキーム.....	93
第3節 Arthur Andersen 会計事務所が実施した監査手続.....	96
第4節 WorldCom 事件における監査プロセスの硬直化.....	98
第5節 WorldCom 事件の総括と本論文における意味.....	100
第7章 本論文の結論.....	102
第1節 本論文の考察結果.....	102
第2節 本論文から導かれるインプリケーション.....	103
(1) 改善策の提示.....	104
(2) 監査プロセスのマニュアル化と職業的懐疑心の発揮.....	115
第3節 今後の課題.....	120
補論① オリンパス会計不正について.....	122
◆オリンパス事件の概要.....	122
◆不正スキーム.....	123
◆監査上の問題.....	125
◆本事件に対する考察.....	126

◆まとめ.....	128
補論② Satyam 会計不正について.....	129
◆Satyam 事件の概要と不正スキーム.....	130
◆監査技術としての確認～預金残高の確認～.....	131
◆監査技術としての確認～売掛金の確認～.....	132
◆本事件に対する考察.....	133
◆まとめ.....	134
【参考文献】.....	136

第1章 本論文の問題意識および構成

第1節 はじめに

アメリカでは 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) および 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) の制定以来、日本では 1948 年の証券取引法の制定以来、法定監査としての公認会計士による財務諸表監査が実施されるようになってから数十年が経過するが、21 世紀に入っても、大規模な会計不正は依然として生じ続けている。わが国では、カネボウ [2005]、オリンパス¹ [2011]、直近では東芝 [2015]、また海外に目を移しても、アメリカにおける Enron [2001]、WorldCom [2002]、イタリアにおける Parmalat [2003]、インドにおける Satyam² [2009] など、社会的に注目度の高い監査の失敗³が引き続き生じている。

本論文では、「なぜ監査が失敗したのか」という問いを監査技術の観点から考察している。監査の失敗は、たとえば職業的専門家としての正当な注意が十分に払われていなかったこと、または職業的専門家としての懐疑心⁴ (professional skepticism) が欠如して

¹ オリンパス社による会計不正については、補論①で取り上げる。

² Satyam 事件は、“インド版エンロン”とも呼ばれている (Brown et al., 2014)。Satyam 社による会計不正については、補論②で取り上げる。

³ 監査の失敗の定義は必ずしも確立しているわけではない。たとえば、Arens et al. (2010) によれば、監査の失敗は、「監査人が一般に認められた監査基準 (Generally Accepted Auditing Standard : GAAS) に準拠しなかった結果、誤った監査意見を表明してしまった場合に生じる」(p. 115) とされる。他方、鳥羽ほか (2015) のように、監査の失敗を「監査という機能が十分に働かず結果として無限定適正意見の表明を許してしまった状況」(p. 162) とより広く定義しているものもある。監査の失敗の定義を議論することが本論文の目的ではないため、本論文ではひとまず後者の見解を受け入れて議論を進めていく。

⁴ 『監査基準』では、「監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。」(第二、一般基準、3) と述べられているように、少なくとも『監査基準』では、職業的懐疑心の概念は正当な注意の概念に含められるものと考えられている。

いたこと、あるいは職業的専門家としての独立性を欠如していたことといったさまざまな要因によって生じうる。加えて、監査の失敗は、監査技術の不適切な選択・適用によっても生じうる。たとえば、古くは McKesson & Robbins の監査（以下、McKesson & Robbins 事件）において、監査人⁵が監査技術としての確認を実施していたならば、架空の売掛金の存在を認識できたはずである（Caster et al., 2008, p. 256）。つまり、監査技術が適切に選択・適用されていたならば、当該監査において監査の失敗が生じなかった可能性がある。他にも、Lincoln Savings & Loans（以下 LSL）の監査において、監査人がクライアントのビジネスおよびビジネス環境（LSL の事業、LSL が属する業界、および LSL の事業・業界に影響を及ぼす経済的な要因）を理解していたならば、すなわち分析的手続を適切に実施していれば、報告された利益が“あまりにも良好すぎて真実ではありえない (too good to be true)”と認識することができたかもしれない（Erickson et al., 2000, p. 168）。これらの事例から、監査意見を表明するための合理的な基礎を確かめるにあたって、監査技術が適切に選択・適用される必要があることは明らかであり、したがって、監査実務において、監査技術は重要な役割を果たしているといえる。

また本論文では、監査手続・監査プロセスを、その合理化・マニュアル化という観点から検討している。監査環境に限らず、社会一般の至る所で手順やプロセスの合理化・マニュアル化が図られている。それは、アウトプットを生み出す際の効率性の向上やアウトプット自体の有効性の向上を意図してのものであり、実際に「マニュアル」は社会において有用なものと捉えられているように思われる。たとえば、ファストフード店やコンビニエンスストアが作業マニュアルや教育マニュアルを作成・利用しているのは、周知の事実である。

⁵ 本論文では「監査人」という用語を、職位の違い（パートナーレベルからスタッフレベルまで）や組織か個人かの違い（事務所レベル、監査チームレベル、個人レベル）を明確に区別せず、基本的には曖昧なまま使用している。

監査環境に目を向けてみると、現在、わが国の大手および中堅監査法人⁶は、海外ネットワーク・グループにおいて開発されたマニュアルを受け入れている。日本の監査法人は、海外提携事務所において開発された監査マニュアルおよびシステムを翻訳し、日本の法制度等に合わせて調整して利用しており、したがって、現在、独自に監査マニュアルおよびシステムを開発している日本の監査法人はないといっている（町田, 2016, pp. 132-133）。『監査法人のガバナンス・コード』で明確にされているように、監査法人は、監査の質⁷を持続的に向上させるために、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備する必要がある⁸。したがって、マニュアルをどのように運用するのかという点は、こうした体制整備の一環として捉えることができるであろう。こうした状況を踏まえれば、監査実務においてマニュアルは重要な役割を果たしている。

しかし、監査プロセスの合理化・マニュアル化が浸透していると考えられる現代においても、前述したように、監査の失敗は引き続き生じている。この要因の1つとして、監査プロセスの合理化・マニュアル化の結果としての硬直化が考えられる。それは、「合

⁶ 町田（2016, p. 132）では、大手3法人として、有限責任あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツが、中堅法人として、PwC あらた監査法人、京都監査法人、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、ひびき監査法人が識別されている。

⁷ 監査の質（audit quality）という用語が監査文献で頻繁に使われるようになってきているが、その概念内容は必ずしも明確でなく（鳥羽, 2017, p. 49）、監査の質をどのように定義するのか（加えて、測定するのか）についてのコンセンサスがほとんど得られておらず、実際には高品質な監査でないものが記述されるに留まっている（Knechel et al., 2013）。これは、監査の質の概念が複雑であり、単純な定義へと集約できないからである（Francis, 2011）。そこで Francis（2011）は、監査の質を低品質な監査から高品質な監査までの連続体として捉えている。加えて、DeFond and Zhang（2014）は、この Francis（2011）の考え方を踏まえて、質の高い監査を高品質な財務報告に対して高水準の保証を提供するものと定義している。また、鳥羽（2017, p. 49）は監査の質を財務諸表利用者の視点から捉えて、「監査の有効性」とほぼ同義に理解している。本論文は「監査の質」を探求することが目的ではないため、これ以上は立ち入ることはせずに、監査プロセスのマニュアル化がもたらす監査の質・監査の有効性の向上あるいは低下について議論をしていくこととする。

⁸ 「監査法人の組織的な運営に関する原則《監査法人のガバナンス・コード》」（監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会, 2017）の原則4を参照されたい。

理化がもたらす非合理性」とも表現できる。いずれにしても、監査人あるいは監査法人として、「マニュアル」にどのように向き合えばよいのかを検討することは非常に重要であるといえるであろう。

ここで、次節以降の構成を示しておく。第2節では、本節の議論を踏まえた上で本論文の問題意識をより明確にする。第3節では、第2節の問題意識をもとに、本論文の研究目的と研究手法を示す。第4節では、本論文で扱う事例について、その選択基準を述べる。続く第5節で本研究の貢献を述べた上で、最後に本論文の構成を示す。

第2節 問題意識

本論文では、実際の監査の失敗事例を対象として、監査技術の観点から監査におけるマニュアル化を検討していく。より具体的には、監査技術に関していえば、監査技術それ自体、加えて監査技術と監査要点・アサーションとの関係性に焦点を当てる⁹。また、監査におけるマニュアル化に関していえば、その弊害に焦点を当てている。本節では、この点について、本論文の問題意識と併せて議論を進めていく。

(1) 「監査技術」に対する関心の高まり

本論文が監査技術それ自体に着目するとともに、監査技術と監査要点・アサーションとの関係に着目する背景には大きく2つある。1つは、近年の監査環境の変化に対する関心、とりわけテクノロジーとしての人工知能（Artificial Intelligence：AI）¹⁰やビッグ

⁹ 監査技術および関連する概念（たとえば、監査要点、アサーション、監査目的、監査証拠など）については、第2章で議論する。

¹⁰ 人工知能の定義は専門家の間でも定まっていないが（松尾, 2015, p. 43-45）、人工知能は、「人工的につくられた人間のような知能」（松尾, 2015, p. 44）や「人間のような知能をもつコンピューター」（西垣, 2016, p. 48）と定義されている。

データ¹¹の利用に関心が高まりつつある¹²点にあり、いま 1 つは、現在の監査制度・実務・理論の特徴がアサーション指向である点にある。

第 1 に、近年、社会一般で IT 技術の発展、とりわけ AI やビッグデータの適用可能性に注目が集まっているのと同様に、会計・監査領域においても、こうした環境の変化を受けて、様々な主体が IT (AI やビッグデータ) の利用に関心を払っている。たとえば、2015 年には Accounting Horizons 誌でビッグデータに関しての特集¹³が生まれ、そこでビッグデータに関する論文が 9 編公表されたり、2016 年には雑誌『企業会計』で「AI は会計士の仕事を奪うか」という特集¹⁴が組まれたりするなど、ここ数年で AI やビッグデータに関する研究が着手され始めている¹⁵。

同様に、実務の面でも、近年、監査法人は、会計不正を検出するための手法としての AI の開発に資源を投入したり（『日本経済新聞』2016 年 11 月 21 日「不正会計、AI で監視 新日本監査法人が開発へ」）、ビッグデータの利用を拡充したりする（『日本経済新聞』2016 年 12 月 22 日「トーマツ、ビッグデータ監査を拡大 上場する全顧客 900 社対象」）など、AI やビッグデータの利用に積極的な姿勢を見せている。さらに、日本公認会計士協会（JICPA）の IT 委員会は、IT の利用に関して、2015 年 12 月に公表した公開草案を踏まえ、2016 年 3 月に『IT を利用した監査の展望～未来の監査へのアプローチ～』（IT 委員会研究報告第 48 号）を公表した。この研究報告の目的は、大量のデータを扱えるよ

¹¹ ビッグデータは、膨大なデータ量 (Volume)、豊富な種類 (Variety)、および収集・処理の迅速さ (Velocity) の 3 つの特徴 (3 つの V) を備えたデータとして説明される (西垣, 2016, pp. 4-6)。

¹² 西垣 (2016, p. 48) によれば、人工知能技術こそがビッグデータ分析の主役だという声は、2010 年代に入って非常に高くなってきており、今では、人工知能とビッグデータとは、ほとんど不可分の情報技術と見なされつつある。

¹³ Accounting Horizons 誌 (2015 年) の第 29 巻第 2 号 (pp. 377-476) を参照されたい。

¹⁴ 雑誌『企業会計』(2016 年) の第 68 巻第 7 号 (pp. 16-45) を参照されたい。

¹⁵ 他にも、会計監査における AI やビッグデータの利用・活用を扱っている研究として、堀江 (2017) や市原・首藤 (2017) が、業務監査 (監査役監査) における AI 導入の影響を検討している研究として片桐 (2017) が挙げられる。

うになった時代に即した未来の監査の姿を探るため、IT を利用した新しい監査のアプローチに関する展望を取りまとめることにあった (JICPA, 2016, p. 1)。

また、今後、IT の発展により、監査手続を実施する機能が業務・会計システム自体に組み込まれる、もしくは監査ツールが当該システムに組み込まれることにより、不正や誤謬といった異常な取引が常時監視され、期末や期中の監査を待たずに、リアルタイムで不正や誤謬の検出ができるようになることが予想される。このような監査の仕組みについては継続的監査 (Continuous Auditing: 以下 CA) と呼ばれている。Kuhn and Sutton (2006) は、CA の適用可能性について WorldCom 事件を題材として検証している。具体的には、CA では、予め設定された基準 (rule-set) に対して例外が生ずると自動でアラームが起動する。WorldCom の監査においては、たとえば、売上高営業費用比率 (operating expenses to sales ratio) と売上高資本的支出比率 (capital expenditures to sales ratio)、およびそれらの増加率が一定の閾値を超えるとアラームが鳴るように設定することによって、監査人は不正を早期かつ適時に検出できたと述べている。さらに、現時点においても、監査ツールに AI を組み込む試みも一部で始まっている (小川, 2016, pp.43-44)。以上をまとめると、ここ数年、会計・監査領域において様々な主体が、広い意味での「監査技術・監査テクノロジー」に関心を注いでいるといえよう。

こうした監査環境の変化を踏まえれば、「監査技術」を検討することには意義があると考えられる。これまでの IT の発展および今後導入されるであろう AI の影響により、会計・監査環境が大きく変われば、単純な証憑突合のような作業は IT に置き換えられ、またデータ分析等の作業も、AI によってより高度なものに置き換えられるとの指摘 (小川, 2016, p. 45) もある。もちろん、IT 技術がいかに発展しようとも、人としての監査人の判断は AI に置き換えられないといった主張 (鳥羽, 2017, p. 19) や、AI によって異常な項目と識別されたものであっても、背景に合理的な理由があり、実際には異常な取引ではない可能性もあるため、最終的には人間である監査人の判断が必要になるとの指摘 (小川, 2016, p. 44) もある。いずれにしても、新たな「監査技術」、とりわけ AI が導入され

ることによって、近い将来、監査判断の性質や内容が変化することは疑いようのないことであろう。AI やビッグデータが監査に導入された監査環境において、人としての監査人がどのように監査（特に財務諸表監査）に関与することになるのかは重要なテーマである。人としての監査人ができること・できないこと（困難なこと）を理解するためには、これまでの監査技術の歴史および現時点での監査技術について理解することは有益であろう。

第 2 に、現在の財務諸表監査の理論と実務の決定的に重要な特徴を挙げれば、その 1 つは、「アサーション指向」(assertion oriented) であることである（鳥羽ほか, 2015, p. 189）。たとえば、『監査基準』でも、「監査人は、自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、経営者が提示する財務諸表項目に対して、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。」(第三実施基準、一 基本原則、3) と述べられているように、アサーション（監査要点）の設定の重要性が認識されている。監査人がアサーションの識別（選択）を誤ると、不適切な監査判断を行い、また結果として不適切な監査意見を表明してしまう可能性があることを踏まえれば、アサーションに焦点を当てることは、理論的にも実務的にも重要であると考えられる。

もちろん、『監査基準』や監査論に関するテキストでも、アサーション（監査要点）および個々の監査技術の目的や性質に関する記述はある。また、既存研究でも、アサーションに関して、監査意見形成プロセスにおけるアサーションと監査証拠についての研究¹⁶（たとえば、Mautz and Sharaf, 1961 ; Toba, 1975 ; Kissinger, 1977 ; Smieliauskas and Smith, 1990）やアサーションの設定（アサーションを Positive に設定するか Negative

¹⁶ 「アサーション」という用語が、財務諸表監査において公式に（監査基準書上）認識されたのは、1980 年の Statement on Auditing Standard (SAS) No. 31 においてである。したがって、この 1980 年前後に、監査意見を表明するために監査人がどのようなアサーションを立証しなければならないのか、換言すれば、どのようなアサーションが裏づけられれば合理的な基礎が得られたと言ってよいのかについて研究が進められたと推察される。

に設定するか) についての研究 (たとえば、越智, 2013 ; 鳥羽, 2017, 特に第 5 章)、またそのフレーミングの違いによる監査人のリスク評価の違いを検証している研究 (たとえば、Fukukawa and Mock, 2011 ; 福川, 2012 ; Mock and Fukukawa, 2016) は存在する。しかし、上述した重要性にもかかわらず、実際の事例 (監査の失敗) を対象として、監査技術に焦点を当て、監査技術とアサーション (監査要点) との関係性を分析している研究はほとんどない。したがって本論文では、かかる問題意識のもとで議論を進めていくことにする。

本論文で主に取り上げる監査技術は、証憑突合、確認、分析的手続の 3 つである。これら 3 つの監査技術に焦点を当てる理由は、第 2 章で詳述するが、結論を先取りすれば、これら 3 つの監査技術は現在の監査実務においても重要な監査技術と位置づけられているとともに、その他の監査技術と比較してもその重要度は高いと考えられるからである。

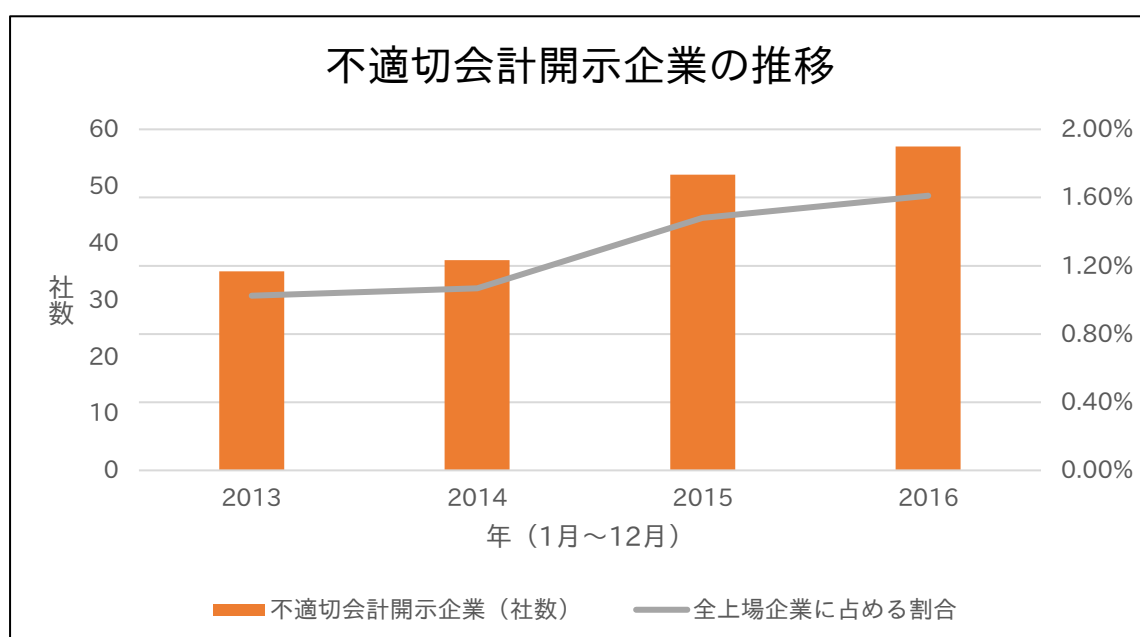
(2) マニュアル化の進展

監査プロセスのマニュアル化 (合理化) には、メリットが多分にあると考えられる。前述したように、現在、独自に監査マニュアルおよびシステムを開発している日本の監査法人はなく、海外提携事務所が開発したマニュアルおよびシステムが基本的には受け入れられている。それは、マニュアルの開発には多大な時間的コストおよび人的コストがかかることから、海外提携事務所が開発したマニュアルおよびシステムを利用することは効率性に資する (町田, 2016, p. 133) からであろう。同様に、ゼロベース (zero based) で計画を立案し、すべての項目を個々人の判断に任せていては、時間的コストおよび人的コストが相当にかかることは想像に難くない。反対に、マニュアルには、過去の経験や知見が組み込まれているという点でもメリットがあるであろう。

加えて、ゼロベースで考えるのではなく、マニュアルを利用することにメリットがあると考えられるのは、現実には、ほとんどの企業が不正をしていないという事実にある。

株式会社東京商工リサーチの調べ¹⁷によれば、2016年（1月-12月）に「不適切な会計・経理（以下、不適切会計）」を開示した上場企業は57社（58件）であり、これは同調査を開始して以来、過去最多の数値であるという（図1.1を参照）。この57社という数値は、全上場企業数の約1.6%にあたる。また、直近4年間でみれば、おおよそ1%から2%の間で推移している。

図 1.1 近年の不適切会計開示企業の推移



出所：商工リサーチ「2016年全上場企業『不適切な会計・経理の開示企業』調査」および日本取引所グループのホームページの上場会社数の情報（<http://www.jpx.co.jp/listing/co/>；2017年12月18日アクセス）に基づき筆者作成

¹⁷ ここでは、東京商工リサーチの「2016年全上場企業『不適切な会計・経理の開示企業』調査」（http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20170315_01.html；2017年12月18日アクセス）を参照した。本調査は、自社開示、金融庁、東京証券取引所などの公表資料をもとに、上場企業、有価証券報告書提出企業を対象に「不適切な会計・経理」で過年度決算に影響が出た企業、今後影響が出る可能性を開示した企業を集計している。

また、同調査の「不適切会計」の中には、粉飾などの意図的な会計不正もあれば、そうした不正とは区別される会計上の誤謬も含まれている¹⁸。2016年を例にとれば、経理や会計処理ミスなどの「誤り」が25件、「売上の過大計上」や「費用の繰り延べ」など、営業ノルマ達成を推測させる「粉飾」が24件、役員や従業員による「会社資金の私的流用」、「架空出張費による着服」などが9件であった。この中で意図的な会計不正と考えられる「粉飾」の24件¹⁹は、全上場企業数の約0.7%にあたる。もちろん、この数値（24件；0.7%）を多いと見るか少ないと見るかは意見が分かれるであろうが、実際に会計不正を行った企業が全上場企業の1%にも満たないことから、程度の差こそあれ、大多数の企業が“きちんと”会計実践を行っているといえる。こうした実状を踏まえれば、すべての監査プロセスをゼロベースで考えるのは非効率であろう。以上をまとめると、監査プロセスのマニュアル化は監査にとって基本的には有効なものであり、したがって監査の質・監査の有効性を向上させると考えられる。

しかし、一方で、監査プロセスの合理化・マニュアル化は監査の質・監査の有効性を低下させる可能性がある。監査の状況に限らず社会一般の状況において、プロセスの合理化の弊害（合理性をもたらす非合理性）が指摘されている。社会学者のRitzer（1998, p. 24）によれば、合理性が追求されている社会においては、人々は指示されたことに慣れてしまっていて、自らを巡る状況を解釈する能力を喪失（the loss of … the ability to think）し始めるという。

前述したように、日本の監査法人は海外提携事務所が開発したマニュアルおよびシステムを受け入れている。こうした状況では、日本の監査人は、マニュアルが持つ意味や背景を考えずに、ただそれをそのまま受け入れて監査を実施するようになるかもしれない。

¹⁸ 監査基準委員会報告書 240 によれば、財務諸表の虚偽表示は、不正または誤謬から生じ、それは意図的であるか否かによって区別される（JICPA, 2015b, para. 2）。また、不正には、不正な財務報告（いわゆる粉飾）と資産の流用とがある（JICPA, 2015b, para. 3）。

¹⁹ 同調査からはこの24件が、23社の24件なのか、24社の24件なのかは判別できないが、いずれにしても、ここでの主張に影響を与えない。

い。実際に、実務家および基準設定主体（たとえば、国際監査・保証基準審議会 [International Auditing and Assurance Standards Board : 以下 IAASB]）から、SALY (Same As Last Year) mentality (Ramos, 2009) や checklist mentality/ checklist mind (Ramos, 2003 ; IAASB, 2011) といった思考方法の弊害、すなわちそうした心構え（本論文の主張に基づけば、マニュアルにただ従って物事を思考するような姿勢）が監査の質・監査の有効性を低下させうるということが指摘されている²⁰。したがって、監査プロセスのマニュアル化、および結果としての硬直化を検討することは、監査実務を考える上でも監査制度・規制を考える上でも意義があるといえる。

以上のような問題意識のもと、本論文では、実際の監査の失敗事例を対象として、監査技術の観点から監査におけるマニュアル化を検討していく。次節では、以上の問題意識を踏まえた上で、本論文の研究目的および研究手法について述べる。

第3節 研究目的および研究手法

前述したように、『監査基準』を踏まえても、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るためには、適切なアサーション・監査目的を設定し、それに適合した監査証拠を入手しなければならないことは明らかである。企業が巧妙な不正を働いている場合にそれを見抜くためには、監査人は、適切なアサーション・監査目的を設定し、適切な監査技術を選択・適用する必要がある。

本論文では、監査が失敗している状況において、なぜ監査人が意見形成に必要な監査証拠を適切に評価できなかったのか、とりわけ、監査技術の観点から、監査人がどのような監査目的・アサーションを設定していたのか、加えてそれに対応していかなる監査

²⁰ この点に関して、実務家は、マニュアル的な監査手続の実施によって、すなわち規定されている監査基準委員会報告書の要求事項や与えられた監査手続書に示されている手続を形式的に実施することによって得られるのは「成就感」であって「納得感」ではなく、「成就感」のみをもって監査業務を終わらせることは、監査の失敗につながりかねないことを指摘している（南ほか, 2015, p. 170）。

技術を選択・適用していたのか、またその結果としてなぜ監査が失敗したのかを明らかにする²¹。

そのために、監査事例の分析に入る前に、仮説として、監査プロセスのマニュアル化（合理化）が生じている状況を示す〔仮説の設定〕。次に、この仮説を踏まえて、実際の監査の失敗事例の分析に入る。具体的には、McKesson & Robbins 事件、ナナボシ事件、WorldCom 事件を分析する。この3つの事例を分析することを通じて、監査人の認識の固定化や過年度の手続の踏襲によって、監査プロセス、とくに監査技術とアサーション・監査目的との結びつきが硬直化していたことを明らかにする〔仮説の検証〕。この意味で、本論文は、実証的研究²²であると同時に、その中でも事例研究に属する²³。

福川（2012, pp. 11-12）で言及されているように、研究手法としての事例研究は、監査人が監査プロセスのどの局面で、どのような判断ミスを犯し、それが結果としてどのように監査の失敗に結びつくのかを明らかにするために極めて有効なものである。しかしながら、事例研究には、実行可能性の点で大きな制約がある。それは、分析に必要なデータ、とくに監査認識プロセスが詳細に記述されているであろう監査調書上のデータの入手が難しいということである。加えて、アメリカでは SEC（Securities and Exchange Commission：証券取引委員会）が ASR（Accounting Series Releases：会計連続通牒）や AAER（Accounting and Auditing Enforcement Releases：会計・監査執行通牒）を通

²¹ もちろん、本論文の検討対象期間でもある 20 世紀前半の監査（事例でいえば McKesson & Robbins 事件）においては、アサーションという用語が使用されているわけではない。本論文は、現在の監査状況、制度、技術に基づき過去の監査の失敗を分析しようとしているわけではない。

²² 福川（2012, p. 8）は、実証的研究を、経験的証拠（データ）に基づいて理論（仮説）の構築・導出・検証を行う研究と捉え、その意味で、実証的研究は *empirical research* と同義であるという。

²³ 監査における実証的研究は、主として、研究の実施・不実施にかかわらず存在しているデータを用いて分析を行うアーカイバル研究、研究のために作り出したデータをもとに分析を行う実験研究、そして、個別事例における経験的証拠（データ）を分析するケーススタディ（事例研究）に分けられる（福川, 2012, pp.8-12）。

じて、問題のあった監査実務の詳細なデータを提供しているのに対して、わが国では、規制当局（大蔵省・金融庁）や日本公認会計士協会も情報開示にあまり積極的でなく、その事例の詳細が明らかにされないため、事例研究を行うのが極めて困難な状況にある。

本論文では、主に3つの監査の失敗事例を取り上げて分析を行うが、この分析の際に主として利用する資料は、規制当局（SEC）が公表した調査報告書（Report on Investigation）、行政処分（AAER）、裁判に関連する資料および判決である。これらの資料を利用することの利点は、実際に実施された監査手続に関する記述が含まれており、かつ規制当局や裁判所が問題となった事項を事実（fact）として認定していることにある。これらの資料は、限定的ではあるが、分析に必要なデータの入手に伴う研究上の制約を取り払うことができるであろう。

次節では、本論文で主として取り上げる3つの監査の失敗事例について、その選択理由を述べる。

第4節 選択事例の基準

本論文では、主として、McKesson & Robbins 事件 [1938]、ナナボシ事件 [2008]、WorldCom 事件 [2002] の3つの事例を取り上げて、分析を行う²⁴。

この3つの事例を取り上げる理由として、第1に、本論文で焦点を当てる監査技術に

²⁴ 社会科学において、単一事例もしくは少数の事例を取り上げ分析したからといって、どういった意義があるのかという批判が、事例研究に対して向けられていることが多い。そこで、どのような基準に沿って事例を選択すべきかという点について、たとえば、Yin (2014, pp. 51-53) は、「決定的な事例」、「極端／珍しい事例」、「一般的／典型的な事例」、「新事実考察型事例」、「縦断的な事例」の5つの基準を、Gomm et al. (2000, pp. 106-108) は、一部重複する形で、「極端な事例」、「典型的な事例」、「(先行研究に対する) 後続的な研究」などの基準を挙げている。また、野村 (2017, pp. 47-54) は、こうした議論を踏まえて、「極端／珍しい／決定的」、「典型的／一般的」、「後続的／新事実考察型」の3つのグループに整理をしている。本論文で選択した事例は、この中の、着目する要因が極端な・顕著な値を示す「極端／珍しい／決定的」な事例であるとともに監査技術の観点から見て「典型的」な事例に該当すると考えられる。つまり、本論文で選択した監査の失敗は、「典型的な例外」に該当するといえる。

監査実施上問題があったと考えられ、したがって検討する価値があると考えられるからである。具体的には、McKesson & Robbins 事件においては証憑突合が、ナナボシ事件においては確認が、WorldCom 事件においては分析的手続がそれぞれ、監査を実施する上で特に重要な監査技術であった。したがって、監査技術の観点から監査の失敗事例を分析するにあたって、これら3つの事例は検討に値する事例であるとする。

第2に、これら3つの事例は、社会的に大きな影響を与えたからである。McKesson & Robbins 事件は、米国監査史上最も重大な事件の1つとされており(たとえば、岩田, 1955, p. 150 ; 岡嶋, 2012, p. 18 ; Gupta et al., 2013, p. 376)、この事件によって、売掛金の確認および棚卸資産の立会が通常実施すべき監査手続として規定され、監査手続上の改善がなされた。ナナボシ事件では、最終的には「和解」で解決されたものの、監査人の法的責任が問われてこなかったわが国の訴訟環境において、本件の第一審判決では監査人の法的責任が認められ、監査人が敗訴している。WorldCom 事件は、Enron 事件 [2001] とともに、1933年証券法・1934年証券取引所法制定以来の大改革となる Sarbanes-Oxley Act of 2002 (SOX 法) の制定のきっかけとなった事例である。WorldCom 事件は、粉飾決算および経営破綻の規模、広範かつ厳格な責任追及といったいずれの点においても、アメリカ会社史上類を見ないほど大きな事件であり、企業社会全体に多大な影響を及ぼした(亀岡, 2016, p. 123)。こうした点を踏まえれば、これら3つの事例を分析することには意義があると考えられる。

第3に、それぞれの監査を担当していたのが、その時代を代表する会計事務所・監査法人であったことが挙げられる。McKesson & Robbins 事件における会計事務所は Price Waterhouse & Co. であり、ナナボシ事件における監査法人はトーマツであり、WorldCom 社の監査を担当していたのは当時の Big 5 のうちの1つの Arthur Andersen LLP であった。大手の会計事務所・監査法人は、他の中小規模の会計事務所・監査法人と比べれば、より多くの監査資源を有しているはずであり、またその監査資源を利用して、一定水準の質の監査を実施していることが推測される。換言すれば、大手会計事務

所・監査法人が監査を担当していた事例を選択するのは、監査の失敗の原因が、ただ単純に監査資源が足りないため所定の手続が実施されなかったというよりはむしろ、一定の監査手続を実施していたにもかかわらず、他の何らかの要因で監査が失敗したと推察することができるからである。

以上を踏まえて、本論文では、監査の失敗事例として、証憑突合を中心とした McKesson & Robbins 事件、確認を中心としたナナボシ事件、分析的手続を中心とした WorldCom 事件の3つの事例を選択することとする。

一方で、以上の選択基準および本論文の目的からすれば、たとえば、オリンパス事件 [2011] や Satyam 事件 [2009] も分析の対象とするのが妥当であるように思われる。なぜなら、オリンパス事件においては、銀行の現金残高に対する監査技術としての確認に問題があったと考えられるからである。しかし、前述したように、金融庁が公表している「監査法人の処分について」は、SEC が公表している ASR・AAER と比べると、情報量の点で見劣りがする（鳥羽ほか, 2015, p.164）。また、本事件を受けてオリンパス株式会社第三者委員会が設立され、この第三者委員会が作成し、公表した調査報告書（2011年）も分析する際の資料として利用することが可能ではある。しかし、問題となった事項に対する第三者委員会の調査やその記載内容は、規制当局や裁判所の実事認定と比較すると、信頼性という面で劣っている可能性がある。

同様に、Satyam 事件においても、監査人が実施した銀行残高および売掛金に対する確認プロセスに問題があった。加えて、当該監査人（会計事務所）は、インドの Price Waterhouse 会計事務所に所属していた監査人（PricewaterhouseCoopers 会計事務所²⁵のネットワーク・ファーム）であった。この点は、前述した日本の監査法人の状況と同じように、監査人としてマニュアルをどのように運用していたのかを検証するには適切な事例であるかもしれない。しかし、本事件を分析してみる（SEC が公表した AAER を見

²⁵ 正式名称は、PricewaterhouseCoopers International Limited (“PwC IL”)である (SEC, 2011, para. 11)。

てみる) と、しかるべき手順・プロセスを当該監査人が踏んでいない、したがって定められたマニュアルに従ってすらいらないような状況であったことが推測される。本論文の目的が、監査プロセスのマニュアル化としての硬直化を検証することにあることを踏まえれば、Satyam 事件を選択するのは適切でないと考える。

以上の点を踏まえて、本論文では、オリンパス事件および Satyam 事件に関しては真正面から取り上げることはせずに（したがって、論文本体で取り上げることはせずに）、一方でその重要性に鑑み、補論において、監査上問題となった事項を、とりわけ監査技術の観点から検討するに留める。

第5節 貢献

本論文は、監査技術および関連する概念に焦点を当てて分析を行っている。監査研究においては、実験研究、アンケート調査、そしてフィールド・スタディの手法を用いた、証拠が扱われる様々な状況に関連する判断および意思決定を扱ったものは膨大にあるが (Nelson and Tan, 2005)、監査証拠の性質および役割を概念化しようとする試みはほとんどなされてこなかった (Lee, 1993, p. 187 ; Dennis, 2015, p. 80)。本論文は、「監査人はどのようにして、得られた証拠の十分性および適切性を評価すべきか」 (Fukukawa and Mock, 2012, p. 192) という問いを検討する際の手掛かりを提供することができるであろう。

また、本論文では、実際の監査の失敗事例を分析することによって、監査プロセスが硬直化していた状況を示す。加えて、かかる状況を踏まえ、この硬直化を解く方策（改善策）を示す。この改善策は監査の質を向上させうるものであり、監査実務にとって有益なものであると考えられる。

同様に、不正事例の内容を分析することは監査実務の改善に資すると考えられる。町田 (2015, pp. 233-235) の調査によれば、「懐疑心を高めるのにどのような方法が有効であるか」という質問に対して、監査人は、「実務における経験 (On the Job Training)」

の次に、「実際の不正事例の内容についての講義形式による研修」を挙げている²⁶。もちろん、監査というサービス自体、個別具体的な性質を有しており、3つの事例の分析だけをもって、全ての監査状況に一般化できるわけではないが、それでも上述の回答を踏まえれば、本研究が実務に対しても重要な示唆を与えることができると考える。

加えて、本論文は、近年様々な主体が着目している職業的懐疑心の議論にも重要な示唆を提供できると考える。近年、国際的にも国内的にも、監査人に対して適切な職業的懐疑心を維持することあるいは職業的懐疑心を強化することが基準設定主体および規制当局から求められている。たとえば、IAASBは、2012年2月に「財務諸表監査における職業的懐疑心」を公表し、財務諸表監査における職業的懐疑心の重要性を強調している²⁷。同様に、監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators：以下IFIAR）は2012年12月の「検査指摘事項報告書の要約」の中で、監査人による職業的懐疑心の発揮を促す基準策定の奨励に言及している²⁸。わが国では2013年に、こうした国際的な動向を受けつつ、実際にオリンパス[2011]や大王製紙[2011]などの不正事件を受けて、「監査における不正リスク対応基準（以下、不正リスク対応基

²⁶ この調査は、「監査における不正リスク対応基準」がどの程度適用され、監査実務にいかなる影響を及ぼしているのかを明らかにすることを目的として、公認会計士（調査対象者が15名以上所属している監査法人）を対象に、2014年6月10日から2014年7月10日までの期間に行われたものである。本調査に対する回答者数は940名であった。

²⁷ 直近では、2017年8月に、国際監査・保証基準審議会（IAASB）、国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants：以下IESBA）、および国際会計教育基準審議会（International Accounting Education Standards Board：以下IAESB）の、3つの組織の代表で構成される職業的懐疑心ワーキング・グループ（Professional Skepticism Working Group）から「職業的懐疑心の向上に向けて」が公表されたり、2017年5月にIESBAから公開草案「職業的懐疑心および職業専門家としての判断に関する適用指針案」が公表されたりしている。

²⁸ 直近のIFIARの報告書でも、同様の指摘がなされている。「2016年度検査指摘事項報告書」（IFIAR, 2017）を参照されたい。

準)」が設けられ、そこでは「職業的懐疑心の強調」が示されている²⁹。マニュアル化が進んでいると考えられる現在の監査環境において、職業的懐疑心を発揮・強化することはどういうことか（その方法）について検討することは、実務家および基準設定主体に対して有益な示唆を与えられるであろう。同時に、職業的懐疑心自体の定義についても十分な学術的定義がなく、その定義やその適当な水準についてのコンセンサスが得られていない（鳥羽ほか, 2015, p. 158）状況を踏まえれば、本研究は、職業的懐疑心に関する学術的な議論にも一定の示唆を与えることができるであろう。

第6節 本論文の構成

本論文は、大きく3つの部分からなっている。まず、本章の問題意識を踏まえた上で、第2章および第3章では、本論文の主題である監査技術および監査プロセスのマニュアル化について検討する。続く第4章から第6章までの部分では、実際の監査の失敗事例を題材として利用し、事例の中で監査プロセスの硬直化が生じていたと思われる状況を識別する。続く第7章において、本論文の分析から得られた知見とインプリケーションを議論する。最後に、今後の研究課題に触れ、本論文を締めくくることとする。

具体的には、第2章では、本論文の重要なキー概念である監査技術概念および関連する監査上の概念の整理を行う。さらに、本論文で主として取り上げる監査技術、すなわち証憑突合、確認、分析的手続の3つの監査技術について、その内容、目的、重要性を検討する。本論文では、先行研究を踏まえて、監査技術を「監査目的を達成するために監査人が実施する、証拠形成に関連した比較行為あるいは批判行為の方法・手段」と措定する。加えて、本論文で主として取り上げる監査技術はいずれも、現在の実務において重要な監査技術として認識されているものであり、したがって、実際の事例（監査の

²⁹ 「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について」（企業会計審議会, 2013）の4（不正リスク対応基準の主な内容）の（2）を参照されたい。

失敗)の分析を通じて、検討するに値するものであることを指摘している。

第3章では、監査プロセスのマニュアル化について検討する。具体的には、まず、監査の状況に限らず社会一般の状況も含めて、マニュアル化のメリットおよびデメリットについて検討する。それを踏まえた上で、それがどのように監査の質を向上・低下させるのかを議論する。加えて、監査認識プロセスがマニュアル化されるとはどのようなことなのか、その一般的な状況を示す。結論を先取りすれば、理論上、監査プロセスのマニュアル化は、基本的には監査の質・監査の有効性を向上させるものであると考えられるが、一方で、マニュアル化が監査の質・監査の有効性を低下させる可能性もあることがわかる。また、第3章では、監査技術と監査目的・監査要点との関係から、監査認識プロセスには、「本来の流れ」と「マニュアル化された流れ」の相反する2つの流れが存在することが識別される。

第4章では、McKesson & Robbins 事件を題材として、証憑突合を中心に監査プロセスの硬直化を検討する。具体的には、同事件の概要を示すことから始め、担当監査人が実施した監査手続を取り上げる。それを踏まえた上で、McKesson & Robbins 事件における監査プロセスのマニュアル化の状況を示す。分析の結果、売掛金勘定に対する監査認識活動(監査プロセス)がマニュアル化・ルーティン化、また結果として固定化・硬直化していたこと、加えて、それが監査の失敗の重要な要因であったことが明らかとなる。さらに、こうした監査プロセスの硬直化が生じた背景として、当時の監査人の監査技術に対する認識が影響を及ぼしていたことが明らかになる。

第5章では、ナナボシ事件を題材として、確認を中心に監査プロセスの硬直化を検討する。具体的には、まず同事件の概要を示し、担当監査人が実施していた監査手続を識別する。それを踏まえた上で、ナナボシ事件における監査プロセスのマニュアル化の状況を示す。分析の結果、ナナボシ社の監査においては、監査プロセスが硬直化することによって、売掛金の実在性というアサーションを意識的に設定するのではなく、確認を含め様々な監査技術を選択・適用することを通じて、当該アサーションを裏づけられて

いると認識していたこと、すなわち手段から目標が達成されていることを確かめる流れ（「マニュアル化された流れ」）が生じていたことが明らかになる。

第6章では、WorldCom 事件を題材として、分析的手続を中心に監査プロセスの硬直化を検討する。具体的には、第4章および第5章と同様に、まず同事件の概念を示すところから始め、担当監査人が実施していた監査手続を識別する。それを踏まえた上で、WorldCom 事件における監査プロセスのマニュアル化の状況を示す。考察の結果、WorldCom 事件においては、監査人は分析的手続を実施していたが、過年度と比較した結果、「変動がないこと」をもって監査目的が達成できていると認識していたことが明らかとなる。

最後に、第7章では、本論文の要約を行いながら、監査技術と監査プロセスのマニュアル化を考察することによって得られた知見とインプリケーションを示す。具体的には、第4章から第6章までの分析結果のまとめを示すとともに、そこから導出される2つの検討課題（①改善策、②マニュアル化と職業的懐疑心）について議論する。結論を要約すれば、本論文で取り上げた監査の失敗事例においては、全体を通して、監査認識活動（監査プロセス）がマニュアル化・ルーティン化、また結果として固定化・硬直化していたことが見てとれること、さらにこの点が、監査人が不正を（より早期に）検出できなかったことの重要な要因であることを強調している。加えて、失敗事例の検討から導かれる改善策としての「監査技術適用の際の前提の考慮」および「監査技術と監査要点との結びつきの再評価」が監査の質を向上させうること、またそうした改善策を講ずることとは職業的懐疑心の発揮の一形態として捉えられることが述べられる。

第2章 監査技術および関連する概念の整理

本章では、監査技術概念および関連する監査上の概念の整理を行う。第1節では、本論文で検討対象とする監査技術がどのようなものであるのか、すなわち、検討対象とする監査技術の範囲を確定する。第2節では、監査技術に関連する概念、すなわち監査目的、監査要点、アサーション、監査証拠について整理する。第3節では、本論文で主として取り上げる監査技術、すなわち証憑突合、確認、分析的手続の3つの監査技術について、その内容、目的、重要性を説明する。

第1節 監査技術概念

Littleton (1953, p. 140) は、監査に限定しているわけではないが、会計実務の用具として、技術、手続、慣習、基準を挙げている。これらの中で、技術とは、多種多様な適用を有する熟練した行為手段とされる。実務は行為の遂行であり、技術は行為遂行のための方法である。技術は、行為遂行の目的に対して思慮深い考慮がなされてはじめて適用されるべきである (Littleton, 1953, pp. 140-141)。一方、手続とは、一般の目的をもって技術を適用するための一群の手法あるいは一連の操作である (Littleton, 1953, p. 141)。Littleton (1953, p. 140) によれば、実務は行為であり、この行為は適切な手続および慣習という手段によって選択された技術を適用することによって成り立っており、これらはすべて、特定の状況のもとで良き手続である確立された基準の指針のもとで行われる。会計手続は他の諸要素の影響を媒介する手段であるため実務の中心として位置づけられる。すなわち、技術は手続の構成要素となり、慣習・基準は会計人にとって技術の選択、割当を行うための指標となる (Littleton, 1953, p. 144)。ここで、技術および手続、ならびにその相互関係についての説明は、監査においても当てはまる。

監査手続概念と監査技術概念を明確に区別し、それらの定義づけを最初に行った研究

として Moyer (1952) が挙げられる。Moyer (1952) は監査技術を「適格な証拠資料を入手するために監査人が利用できる方法または手段」(p. 687) と定義し、また監査手続を「ある特定の監査における特定の局面に対して監査技術を適用すること」(p. 687) と定義している。その上で、両者は密接に関連しているが、その間には重要な差異があるという。それは、どの監査技術 1 つをとってみても、証拠を入手するための方法として監査人にとって広範囲に有用であるが、その使用方法および範囲は各監査状況によって異なるということである (Moyer, 1952, p. 687)。こうした監査手続と監査技術とを区別する考え方、すなわち監査技術の選択・適用をもって監査手続とする考え方は日本では根強い³⁰。

こうした見解を踏まえれば、両概念を区別して使用すべきであるかもしれない。それでもなお本論文では、用語上、監査技術と監査手続とを区別せずに互換的に用いることとする。なぜなら、第 1 に、監査基準において両概念の区別がなされていないこと³¹、第 2 に、アメリカの監査論テキストにおいて両概念の区別が明確になされていないこと³²、最後に、前述の見解から狭義の監査手続として監査技術を捉えることができること、といった点を踏まえれば、両者を互換的に用いても大きな問題はないと考えられるためである。

本論文では、監査手続を「監査目的 (audit objectives) に関連する監査証拠を入手し、それに対してしかるべき監査技術を選択・適用することを通じて、当該監査目的がどの程度確からしいかを決定すること」と定義する。したがって、本論文では監査技術を「監査目的を達成するために監査人が実施する、証拠形成に関連した比較行為あるいは批判行為の方法・手段」と措定して議論を進める。

³⁰ 鳥羽 (1983, pp. 212–213) においてかかる指摘がなされている。

³¹ この点については、日本の監査基準、アメリカの監査基準、国際監査基準を史的に検討してみても、両概念を明確に区別しているものは見出せない。

³² 筆者が調べた限りでは、アメリカの監査論テキストにおいて、両概念を明確に区別しているものは発見できない。

第2節 監査目的、監査要点、アサーション、および監査証拠

監査手続を、監査目的に関連する監査証拠を入手し、それに対してしかるべき監査技術を選択・適用することを通じて当該監査目的の確からしさを決定することと定めるとき、ここで監査目的とは、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクおよびアサーション・レベル（財務諸表項目レベル、すなわち取引種類、勘定残高、開示等に関連するアサーション³³ごと）の重要な虚偽表示リスクを評価することを指す。こうした重要な虚偽表示リスクに影響を及ぼす要因として、被監査会社を取り巻く経営環境、各事業単位の業績、経営者の会計政策、取引の仕組み、内部統制やコーポレート・ガバナンスなどに関する被監査会社のビジネス・リスクや経営者の不正リスク等のリスクが挙げられる。たとえば、監査人が、「財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクを評価する」という監査目的を設定し、その目的のために「被監査会社とその環境についての最新の情報を入手する」ことによって、「分析的手続を実施する」ということが考えられる。したがって、監査人は、監査証拠を入手するために監査技術を選択・適用する際に、必ずしも（財務諸表項目レベルの）アサーションを設定する必要はない³⁴。

また、監査人が立証の対象として認識するアサーションとは、「財務諸表の表示（項目と金額）が含んでいる会計上の意味であり、それは経営者による会計上の主張」（鳥羽ほ

³³ 実際には、アサーションが階層的な構造になっていることを踏まえ、監査人が直接立証するのは「個別化されたアサーション」である（鳥羽ほか, 2015, pp. 204–205）。すなわち、たとえば監査人が、財務諸表項目レベルで「貸借対照表に記載されている売掛金期末残高 1 億円は実在している。」というアサーションを設定していた場合に、実際に立証の対象となるアサーションは得意先レベルでの「貸借対照表に記載されている売掛金期末残高 1 億円のうち、X 支店が扱った製品 Y の 3 月の売上に対応した売掛金 3,000 万円のうちの得意先 Q に対するもの 2,000 万円は実在している。」といったアサーションである。本論文では、監査人が財務諸表項目レベルでのアサーションを識別したということは、「個別化されたアサーション」を識別したということと想定している。

³⁴ つまり、監査手続を「特定のアサーションの内容に関連する監査証拠を入手し、それにしかるべき監査技術を適用することを通じて、当該アサーションがどの程度確からしいかを決定すること」（鳥羽ほか, 2015, p. 209）と狭義に解釈するものではない。

か, 2015, p. 194) である。本論文では、用語上、アサーション³⁵と監査要点³⁶とを区別せず互換的に使用するが、鳥羽 (2009a, pp. 298-299) および鳥羽ほか (2015, 第 12 章、特に p. 208) で述べられているように、厳密には両者は異なる概念である。しかし、いずれも、監査手続実施の際の目標 (監査目標) として捉えられるものであり、このような理解でも本論文の主張に影響を及ぼさない。そのため、本論文では、両者を区別せずに議論を進めていく。

最後に、監査基準委員会報告書 500 (JICPA, 2011a, para. 4) を踏まえて、監査証拠を「監査人が意見表明の基礎となる個々の結論を導くために利用する情報」であり、「財務諸表の基礎となる会計記録に含まれる情報及びその他の情報」と定義する。したがって、本論文では、監査証拠を、アサーションを立証するための証拠資料と狭義に捉えずに、立証すべきアサーションを識別するための情報や、監査人が行う被監査会社のリスク評価に関連して入手する情報と捉えている。この意味で、監査証拠を、情報を利用して監査手続を実施した結果得られた「アウトプット」としての情報と解釈するというよりはむしろ、監査人が監査手続を行う際に利用する「インプット」としての情報と解釈している。一方で、本論文では、監査手続を実施した結果得られた「アウトプット」を「監査上 (監査人) の信念」という用語をあてている。

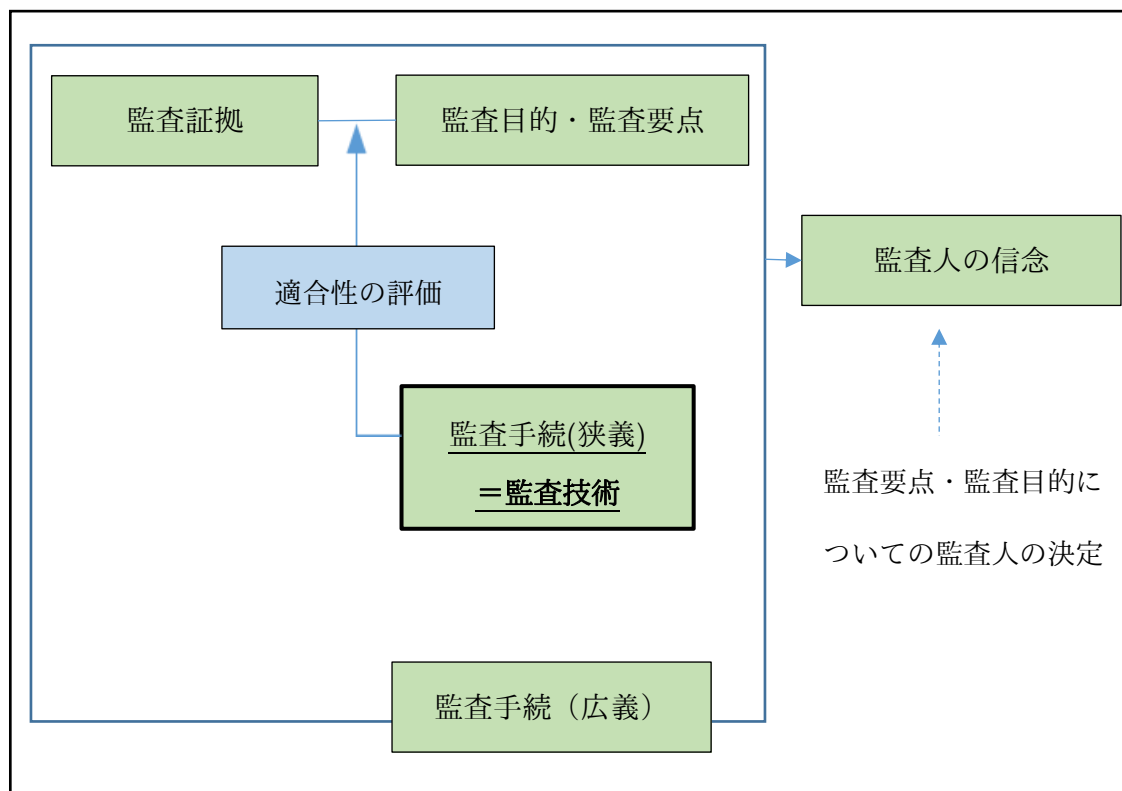
ここでまとめると、既存の研究および監査基準を踏まえれば、監査技術と関連する概念との関係は図 2.1 のように整理される³⁷。

³⁵ 監査基準委員会報告書 315 (JICPA, 2015c, para. 3) では、アサーション (assertions) とは、「経営者が財務諸表において明示的か否かにかかわらず提示するもの」をいい、監査人が、発生する可能性のある虚偽表示の種類を考慮する際に利用するものであると説明されている。

³⁶ 『監査基準』(第三実施基準、一、基本原則 3) によれば、監査要点とは、「監査人が、自己の意見形成の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手するために、経営者が提示する財務諸表項目に対して設定する立証すべき目標」を指す。具体的には、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性および表示の妥当性等を指す。

³⁷ ここでの捉え方は、たとえば、国際監査基準 (International Standard on Auditing : ISA) 500 や Bell et al. (2005, p. 20) の監査手続の捉え方と同様のものである。

図 2.1 監査技術および関連する概念の関係



出所：筆者作成

第3節 証憑突合、確認、および分析的手続

監査手続（監査技術）には、数多くの種類がある。たとえば、平成 3（1991）年に改訂された監査実施準則の三において、監査人が選択適用する監査手続として、実査、立会、確認、質問、視察、閲覧、証憑突合、帳簿突合、計算突合、勘定分析、分析的手続の 11 個の手続が規定されていた³⁸。このように数ある監査技術の中でも、本論文では、前述したように、証憑突合、確認、および分析的手続の 3 つの監査技術を中心にして議論を進めていく。

³⁸ 直近の監査基準委員会報告書 500 では、監査技術として具体的に、閲覧、実査、観察、確認、再計算、再実施、分析的手続、および質問という手続が挙げられている（JICPA, 2011a, paras. A14–A25）。証憑突合は、この中の閲覧の一種と考えられている（南ほか, 2015, p. 206）。

監査手続は、「記録と記録の照合」を本質とする監査手続（たとえば、証憑突合）を基本におきながら、それに「記録と事実の照合」を本質とする監査手続（たとえば、確認）や「記録と推測との一致³⁹」を確かめる監査手続（分析的手続）を加えながら、拡大してきたといえる（鳥羽, 2009b, p. 73）。

証憑突合は他の突合手続（計算突合や帳簿突合）と比べれば、取引の原始資料である証憑を扱う分、特に重要な監査技術であることに異論はないであろう。一方で、IT化が進んだ現在の監査環境においては、計算突合や帳簿突合の重要性は相対的に低いと考えられる。また、本論文では、監査技術としての確認を取り上げるが、「記録と事実の照合」を行う監査技術としての実査および立会も重要な監査技術である。この中で確認を取り上げる理由としては、確認を実施することによって得られる監査証拠（回答書）は、クライアントを介さず第三者から直接入手されるものであるという意味で、最も説得的な監査証拠の形態の1つである（Caster et al., 2008, p. 253）からである。加えて、本論文で監査手続および監査の失敗を検討する際に分析的手続を取り上げるのは、それが広く監査実務で利用されていることはもちろんのこと、監査リスク・モデルに基づけば、他の監査技術が選択・適用されず、分析的手続のみで監査手続が終了する可能性があること⁴⁰を踏まえれば、重要な監査技術として位置づけられるからである。

以上のように、本論文で主として取り上げるこれら3つの監査技術は、現在の監査においても重要な役割を果たしているとともに、他の監査技術と比較してもその重要度は高いと考えられる。本節では、それぞれの監査技術の性質、目的⁴¹、および重要性を議論する。

³⁹ この用語は、森（1994）で用いられているものである。

⁴⁰ 監査基準書第39号（SAS No. 39）における監査リスク・モデル（監査リスク＝固有リスク×統制リスク×分析的手続リスク×実証手続リスク）のもとで、たとえば、監査リスクを5%とし、固有リスク、統制リスク、分析的手続リスクをそれぞれ、80%、80%、5%と設定すると、実証手続リスク＝156%となり、詳細テスト（実証手続）を実施することは非効率である（AICPA, 1981）。

⁴¹ 監査技術の定義では方法・手段という側面が強調されている。換言すれば、監査技術は、監査証拠や監査計画に必要な情報を入手するための技術的な監査用具を意味する（石原,

(1) 証憑突合

証憑突合は一般的に、①帳簿記録とそれを裏づける証憑書類とを突き合わせる事、および②証憑書類自体を調べることをその内容としている。また、証憑突合の目的に関しては、中村（2017）は、日米の監査論テキストを史的に分析し、証憑突合の目的として概して、証憑の形式的真正性の検証⁴²、証憑の実質的真正性の検証、取引の妥当性・適法性の検証、記帳の正確性の検証、処理の妥当性の検証が識別されることを示している。

証憑突合の重要性は古くから認識されている。この点を的確に述べたのが、De Paula（1915, p. 29）である。

証憑突合はまさに監査の核心であり、監査全体の成功は、この証憑突合が聡明にかつ徹底的になされるかに依存する。証憑突合は現金出納帳と領収書を単に照合することではなく、ビジネスのあらゆる取引を文書的証拠資料および十分に妥当性のある他の証拠資料とともに検査することも含んでいる。結果として監査人は、そうした取引が秩序立っており（in order）、適切に承認され、正確に帳簿に記録されているということを確認することができる。このことが意味するのは、監査人は会計帳簿の背後を調べ、その源泉へと仕訳記入をトレースする、ということである。さらに、様々な取引の意味および背景を監査人が十分に確かめられるのは、このような方法による他ない。……ほとんどのケースにおいて、

1998, p. 169)。かかる定義においては、監査技術はある意味“無色透明”の技術的用具であり、監査技術それ自体に何らかの目的が負荷されているわけではない。しかし、監査技術を検討してみると、監査技術は実際に目的を有している。したがって、本論文では監査技術の目的も識別している。

⁴² 証憑の形式的真正性の検証では、たとえば、送り状（控）という証憑の検査においては、①いつ（日時）、②誰が（責任者・承認）、③いかなる製品を（種類）、④いくつ（数量）、⑤どこに（宛名）等が検証される。さらに、⑥証憑上の数値の計算、あるいは、⑦（連番式になっている）証憑の番号・順番も検証される。つまり、これらの項目の整合性（状況から判断して“明らかに違う”ということはない）が証憑の形式的真正性の検証には求められる。証憑突合実施時の証憑のチェックの仕方およびその際の注意点については、野々川（1978）の第7章で詳述されている。

巧妙な不正は証憑突合によってのみ発見されうる。そのため、この証憑突合は相当な注意と知性をもって実施されるべきである、ということが最も重要である。

以上のように、証憑突合の重要性は古くから認識されており、20世紀前半に生じたMcKesson & Robbins 事件を分析する上で証憑突合は鍵となる監査技術である。

もちろん、現在の実務においても証憑突合は重要な監査技術として捉えられている。証憑突合を本論文の検討対象とする理由として、①監査実務において監査人は実際に証憑突合などを総合して監査意見を形成していること（JICPA, 2016, p. 30）、そしてより重要な理由として、②高度にコンピューター化された会計情報システムが構築されている企業の財務諸表監査においても、証憑突合は監査人が最も重視すべき監査技術である（鳥羽ほか, 2015, p. 227）と考えられていること、が挙げられる。こうした点を踏まえれば、証憑突合は現在の実務においても重要な役割を果たしているということができよう。

（2） 確認

監査技術としての確認は、「紙媒体、電子媒体又はその他の媒体により、監査人が確認の相手先である第三者（確認回答者）から文書による回答を直接入手する監査手続」（JICPA, 2015d, para. 5）である。また、確認の目的に関して、監査論テキストを調査してみると、「事実の存否」および「計算の正否」の検証という二つの目的が基本的に挙げられている⁴³。「事実の存否」には、一定の事実の確認（たとえば、片岡, 1954, p. 50；飯岡, 1982, pp.127-128；千代田, 2006, p. 164）、残高の实在性の検証（たとえば、吉田, 1921, p. 126；曾田, 1983, pp. 58-59；河合, 1994, p. 116）、一定の取引の存否の検証（たとえば、

⁴³ 本論文においては、古くは鹿野（1917）から日本の標準的な監査論テキスト（44冊）を対象に調査した。筆者が調査した範囲では、「事実の存否」を裏づけるという目的を挙げているテキストは44冊中41冊であった。また、「計算の正否」を確かめるという目的を挙げているテキストは44冊中11冊であった。確認の目的に関しては外国の監査論テキストでも同様の目的が識別されている。

原田・青柳, 1980, p. 180 ; 伊豫田ほか, 2011, p. 152) といったものが含まれる。またこの目的自体 (特に、「事実の存否」の検証) は時代を経ても変化していない。

クライアント外部の記録を利用する監査手続 (立会・確認) が重要視されるようになったのは、McKesson & Robbins 事件によってである。これらの手続は、すでに存在している物理的証拠資料を確かめる手続であるという点では共通しているものの、確認は立会よりも一段階困難な手続であるといえる。なぜなら、アサーションの性質が物理的な実在性である場合、そのアサーション、監査証拠および適用しうる監査技術との間には関連性があるが、アサーションの性質が無形物の実在性である場合、アサーションと監査証拠との間に直接的な関連性がないからである。したがって、この監査技術を選択・適用する際、非常に高度なスキルが監査人に要求される。(Mautz and Sharaf, 1961, pp. 80-81, pp. 101-102)。すなわち、売掛金の確認が重要視される理由は、売掛金の重要性、あるいは不正のリスクのみに求められるものではなく、売掛金が帳簿上の債権であり、売掛金の計上を根拠づける原始資料たる売上伝票がクライアントの支配を最も受けやすい監査証拠であるという点にある (鳥羽, 2009a, p. 235)。確認のこのような複雑性を考慮に入れば、この監査技術を検討することには意義があると考えられる。もちろん確認は、McKesson & Robbins 事件以前にもすでに、理論上はその重要性が認識されていたものの、同事件によって確認の重要性が再認識されるようになった。

現行の制度に目を向けてみると、財務諸表監査において監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、重要な取引種類、勘定残高、開示等の各々に対する実証手続を立案し実施することが要求されており (JICPA, 2013, para. 17)、またその際、確認を実証手続として実施すべきかどうかを考慮することが要求されている (JICPA, 2013, para. 18) ⁴⁴。また、確認により入手した監査証拠は、(不正に起因しているか誤謬

⁴⁴ さらに、「不正リスク対応基準」では、「不正リスクに対応する手続として積極的確認を実施する場合において、回答がない又は回答が不十分なときには、代替的な手続により十分かつ適切な監査証拠を入手できるか否か慎重に判断しなければならない」(第二, 7) ことが明確化された。

に起因しているかを問わず) 重要な虚偽表示リスクに対応するために要求される証明力の強い監査証拠となる (JICPA, 2013, para. A52)。以上のことを考慮すれば、確認が重要な虚偽表示の検出に対して有効な監査技術であることについては異論がないであろう。

(3) 分析的手続

◆手続の内容

今日、分析的手続は、「財務データ相互間又は財務データと非財務データとの間に存在すると推定される関係を分析・検討することによって、財務情報を評価する」手続であり、この中には、「他の関連情報と矛盾する、又は監査人の推定値と大きく乖離する変動や関係の必要な調査も含まれる」(JICPA, 2011b, para. 3)⁴⁵。この具体的な手法は、趨勢分析、比率分析、合理性テスト、および回帰分析からなるとされる⁴⁶。

より具体的な分析的手続の実施内容について、Biggs et al. (1989, pp. 19–20) は、分析的手続を実施する目的 (goals) として、Arens and Loebbecke (1980) を踏まえながら、①クライアントについての一般的な理解を得ること ((a)財務実績および財政状態、(b)業界および競争環境、(c)内部の管理環境)、②クライアントの未監査の財務諸表において報告されている数値に対して、期待値を形成すること、③その期待値と実際の未監査

⁴⁵ たとえば、国際監査基準 (International Standard on Auditing : ISA) 520 では、分析的手続の実施の際に企業の財務情報と比較される情報は、例として示されているに過ぎない。例示されているのは、過年度の情報、企業の予算などの予測結果または監査人による減価償却費の見積りの予想、業界情報である (IAASB, 2009b, para. A1)。したがって、分析的手続で利用される情報について、明確な境界があるわけではなく曖昧なままになっている。つまり、監査人が利用した何らかの情報・データが分析的手続において利用されるデータとなっている。

⁴⁶ 具体的な手法の定義的な説明は、2002年に公表された監査基準委員会報告書第1号においてなされている。趨勢分析は「一般的に、財務情報の変動に係る矛盾または異常な変動の有無を確かめるために効果的な手法」であり、比率分析は「異常な増減を明らかにする手法」である。また合理性テストは「推定値と財務情報を比較する手法」であり、回帰分析は「統計的手法による合理性テストの一種」である (JICPA, 2002, para. 6)。

の数値との一致の程度を評価すること、④分析的手続の結果に基づいて、監査のその他の側面（実証手続および内部統制の評価手続）がどの程度変更されるのかを決定すること、の4つを挙げている。加えて、Messier et al. (2013) は、分析の実証手続のプロセス（フレームワーク）として、①期待の形成、②許容範囲の決定、③期待とクライアントが報告した結果との比較、および重要な差異の調査、④説明および確証的証拠の評価、を提示している⁴⁷。

このように、分析的手続には期待の形成を含めて多様な行為が含まれるが、本論文では、財務データ（監査対象の財務諸表上の数値）と財務データとの比較あるいは財務データ（監査対象の財務諸表上の数値）と非財務データとの比較をする手続として分析的手続を捉える。リスク評価、期待（期待値）の形成、許容範囲（重要性）の決定、質問手続といった、手続として財務データ相互間の比較または財務データと非財務データとの比較を含まない手続は、分析的手続に関連するものの、分析的手続（比較）の前提となる手続あるいは分析的手続を実施した後に行われる可能性のある手続であるため、本論文で定義する分析的手続には含めない。

◆手続の性質・重要性

分析的手続の重要性を検討するためには、その関心の高まりおよび基準への導入経緯を押さえておく必要があると考える。

分析的手続という監査技術に対して関心が高まったのは 1970 年前後からとされている。そして、この関心を高まらせた要因は、大きく、(1) 監査制度上のインパクトに属

⁴⁷ 他には、たとえば Hirst and Koonce (1996) は、心理学および認知プロセスとの関連で分析的手続の実施を、①期待の形成、②予期されない変動に対する説明の生成、③情報の探索および説明の評価、④意思決定、および⑤文書化 (documentation) の5つの要素に区分している。

するものと、(2) それ以外の社会経済的インパクトに属するもの⁴⁸とに分けられる（上村, 1987, p. 36）⁴⁹。

分析的手続への関心の高まりが監査制度に影響を及ぼした要因を検討してみると、アメリカにおいて分析的手続が初めて公的に言及されたのは、アメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants：以下 AICPA）が 1972 年に公表した『監査手続書第 54 号』（AICPA, 1972）においてである。しかし、このときは、分析的手続という名称が言及されたにすぎず、本質的・具体的な内実は示されなかった。すなわち、実証手続の一環として、適格かつ十分な証拠を入手するための一般的な 2 大手続の 1 つに分析的手続があること、および監査の効果的な実施に関わる要件として、そこには比率分析や趨勢分析といった伝統的な技法が内包されていることが示唆される程度であった（上村, 1987, p. 37）。より具体的に分析的手続が定義されたのは、『監査基準書第 23 号』（AICPA, 1978）の “Analytical Review Procedures” においてである。しかし、当時の文献を見ると、その導入背景について具体的に触れているものは見受けられず⁵⁰、監査の現場において長年実施されていた分析的な手続の性質、あるいはその種類を述べたものがほとんどである（たとえば、Holder and Collmer, 1980; Kinney and Felix, 1980; Graham, 1981）。

分析的手続の監査制度上の導入には、監査の現場で各々独自に実施されていた分析的な手法を『監査基準』に組み込むことによって統一化し、分析的手続がシステムティックに実施されることにより、分析的手続そのもの、あるいは広く監査手続（監査技術）

⁴⁸ これには、(a) 監査対象となる会計情報の増大、(b) 情報システムの複雑化、(c) インフレーション、(d) 競争の激化、(e) 監査の指導・助言機能に対するクライアントの要望の増大、(f) 法的責任の増大が挙げられる。それぞれの具体的な内容については、上村（1987, pp. 40-44）を参照されたい。

⁴⁹ Trompeter and Wright（2010）は、①分析的手続の利用のドライバー（driver）として、近年の会計不正と SOX 法の施行を、②分析的手続の利用を促進させたもの（enabler）として、テクノロジーの進展とリスク指向監査への移行を指摘している。

⁵⁰ 筆者が調べた限りでは、たとえば、Journal of Accountancy 誌を見ても、分析的手続の『監査基準』への導入背景について具体的に記述しているものは発見できなかった。

全体を強化することを意図していた⁵¹。

こうした分析的手続は、クライアント内部の証拠資料だけでなく、クライアント外部の証拠資料に対しても適用可能な監査技術である。特に、財務情報と業界情報との比較を行う分析的手続は、伝統的な監査技術では看過されがちな種類の誤謬・不正の発見のために有効である。つまり、内部統制システムによってカバーすることができない種類の誤謬・不正、とりわけ経営者による重要な判断の誤りあるいは意図的な不正、さらにそれに起因する財務諸表上の重要な虚偽表示を検出するのに、分析的手続は大きな役割を果たす（上村, 1987, pp. 46-47）。なぜなら、鳥羽（1983, p. 299）が述べているように、分析的手続は内部統制の評価手続とは独立に、すなわち内部統制の信頼性の程度とは無関係に財務諸表上の項目に適用することができるためである。特に、分析的手続において利用されるクライアント外部の証拠資料は、当然にクライアントの内部統制システムの枠外にあるものである。

ただ、分析的手続が方法論的には内部統制の評価手続と独立に実施することができるということ以上に重要と考えられるのは、内部統制の限界に起因する異常事項の検出に最も有効な方法であるということである（鳥羽, 1983, p. 299）。内部統制システムが有する限界として、たとえば、経営者の経営判断や会計判断の誤り、あるいは経営者不正の検出が困難であることや、共謀による従業員不正の検出が困難であることが挙げられるが、分析的手続は両者に起因する異常をも発見しうる能力を有する点で内部統制システムの限界を克服しうるとされる。これは、分析的手続が方法論的に内部統制の評価手続

⁵¹ 日本の導入背景も基本的には同様である。日本において分析的手続が明示されたのは、企業会計審議会が平成3（1991）年12月に全面改訂して公表した監査実施準則においてである。そこで、分析的手続が規定された目的は、1つには基準の国際化が挙げられる（村山・西谷, 1992, p. 23）。さらに、より重要な目的として、分析的手続の体系化が挙げられる。すなわち、分析的手続は既に監査の現場では導入されてきていたが、その実施に当たって、その目的が監査人に十分に認識されているのか、またその認識が共有されているのかに疑問があった。そのため、監査において、分析的手続が有機的・体系的に実施される必要があった（遠藤ほか, 1993, p. 18）。

とは独立に実施できるからである。つまり、内部統制システムが有する固有の限界を超えて、分析的手続は誤謬・不正を摘発できるという点で大きな効果を有する。

このように、分析的手続が有する、不正の兆候を検出することができる力を多くの監査人が一貫して信じており (Hitzig, 2004, p.33)。分析的手続を実施することによって、比率の「重要な変動」に注意を向けることができるという意味で、監査人は分析的手続を信頼していることを明らかにしている研究もある。たとえば、Hylas and Ashton(1982)によれば、分析的手続を実施することによって、監査人は、財務諸表上の重要な虚偽表示の 27.1% (この数値は、Hylas and Ashton によれば、かなりの割合であるという) を検出できたという。

以上のことを考慮すれば、分析的手続が重要な虚偽表示の検出に対して有効な監査技術であり、理論的にも、制度上でも、さらには実務上でも重要な監査技術であるといえる。したがって、本論文で検討すべき監査技術にあたりと考える。

第4節 まとめ

本章では、監査技術概念および関連する監査上の概念の整理を行った。第1節では、本論文で検討対象とする監査技術がどのようなものであるのか、すなわち、検討対象とする監査技術の範囲を確定した。本論文では、先行研究を踏まえて、監査技術を「監査目的を達成するために監査人が実施する、証拠形成に関連した比較行為あるいは批判行為の方法・手段」と措定した。第2節では、監査技術に関連する概念、すなわち監査目的、監査要点、アサーション、監査証拠について整理を行った。第3節では、本論文で主として取り上げる監査技術、すなわち証憑突合、確認、分析的手続の3つの監査技術について、その内容、目的、重要性を検討した。監査手続は、「記録と記録の照合」を目的とする監査手続 (たとえば、証憑突合) を基本におきながら、それに「記録と事実の照合」を目的とする監査手続 (たとえば、確認) や「記録と推測との一致」を確かめる

監査手続（分析的手続）を加えながら、拡大してきたといえる。本論文で主として取り上げるいずれの監査技術も、現在の実務において重要な監査技術として認識されているものであり、したがって、実際の事例（監査の失敗）の分析を通じて、検討するに値するものであると考えられる。

第3章 監査プロセスのマニュアル化とアサーションの設定

本章では、監査プロセスのマニュアル化について検討する。まず、第1節において、監査プロセスのマニュアル化のメリットについて議論する。監査プロセスのマニュアル化は、基本的には監査の質・監査の有効性を向上させるものであると考えられる。続く第2節では、反対に、監査プロセスのマニュアル化のデメリットについて議論する。第3節では、監査において、監査プロセスのマニュアル化が生じている状況を示す。第4節では、第4章以降の事例分析に入る前の段階として、本論文で主として取り上げる監査技術（証憑突合、確認、分析的手続）に関連する問題、特に、本論文の主題である監査プロセスのマニュアル化や監査技術とアサーションとの関係を検討・検証している先行研究を取り上げる。最後に、第5節において、第3章の結論を述べ締めくくることがと

第1節 合理化・マニュアル化のメリット

会計学領域では、マニュアル・チェックリストは意思決定支援ツール（decision aids）として議論されている。Bonner（2008, pp. 341-342）によれば、意思決定支援ツールとは意思決定のための情報を意思決定者が収集し、処理し、分析するのを支援するツールである。これは、会計状況に特有ではないものの、こうした状況におけるJDM（判断および意思決定）改善手法に極めて関連性を有するものである。実際に会計専門家および会計情報利用者の多くが、自らの活動のなかで数多くの意思決定支援をすでに取り入れており、たとえば監査人は、チェックリストおよび監査プログラムを含めた構造化された監査手続を利用している。

また Bonner（2008, pp. 341-342）によれば、上記の定義で示されるように、意思決定支援ツールは典型的には、認知処理の質にプラスの影響を与えられ、転じてこ

うした認知処理の様々な側面が JDM の質にプラスの影響を与えうる。たとえば、人が保持すべき情報の量を減じることによって、タスク複雑性を低下させることができる。同様に、意思決定者が判断および意思決定を行う際の情報提供の仕方を標準化すること（標準的な表示形式）によって、あるいはその判断および意思決定の答え方を標準化すること（標準的な応答モード）によって、個々人間の一致および個人の異時点間での一致が促進されうる。

同様に、Asare and Wright (2004) によれば、監査プログラムの標準化 (standard audit program) によって、十分に計画されたプログラム (complete program) を作り出すための認知コストが削減され、監査人は、当該プログラムに焦点を当てたり、当該プログラムを修正したりするための認知的資源から解放される。さらに、標準的な監査プログラムは、典型的な監査環境の特性を予測するために設計されたものであるため、包括的なものであり、コンセンサスが得られやすい傾向にある。最後に、標準的な監査プログラムは、監査の失敗事例から学習し、監査手続を追加していく（たとえば、McKesson & Robbins 事件を受けて、棚卸資産の立会を標準的な監査手続に加える）ことによって、特定の不正を検出するのに有効なものとなる可能性がある。

また、本論文ではマニュアル化とルーティン化をほぼ同義で用いることとする⁵²。進化経済学 (evolutionary economics) の領域では、組織は「ルーティン (routine)」というキー概念によって表され、ここでルーティンとは、規則的で予測可能なパターンを意味する (Nelson and Winter, 1982, p. 14 ; 後藤ほか訳, 2007, p. 16)。さらに、Nelson and Winter (1982) によれば、ルーティンの性格は、一般に人間が自転車に乗ったり、コンピューターを操作したり、そしてテニスをしたりするような個人的スキルに似ていると

⁵² 双方の語句の有するイメージに関して、辞書・辞典レベルでは、マニュアル (manual) は作業の手順などを体系的にまとめた冊子 (book) の類を指すことから、何らかの具体的な手続書が想定されるようであり、一方で、ルーティン (routine) は決まりきった手続や手順 (normal order and way) を指すことから、必ずしも具体的なものは想定されておらず、何らかの抽象的な方法が想定されるようである (デジタル大辞泉および Oxford Advanced Learner's Dictionary 8th Edition を参照した)。

される。すなわち、人間は自転車に乗り始めの頃、細かい動作すべてに注意を払う。しかし、自転車になれてくると、動作はプログラム化され、自然に自転車に乗れるようになる。このとき、自転車に乗ることはすでにスキルになっている。組織のルーティンも、このようなスキルに似ているという（菊澤, 2016, p. 309）。

以上のように、もし組織が個人的スキルに似たルーティンの集合だとすれば、オーソドックスな新古典派経済学が説明してきたように、組織行動は熟慮を重ねた選択的意思決定の結果ではなく、むしろこれら多様なルーティンによって大部分が決定されていることになる。つまり、Nelson and Winter（1982）が述べているように、人間の合理性は“限定的”であるため、現実の意思決定問題は理解するにはあまりにも複雑であり、それゆえ組織は考えうるすべての代替案のなかから目的を最大化することはできず、行動を導くには比較的単純な意思決定ルールや手続が用いられる。というのも、限定的合理性の問題ゆえにこれらのルールや手続はあまり複雑であってはならず、また情報コストや意思決定コストをも考慮した全体的な（global）計算の結果を反映しているという意味で“最適”である、と見ることはできないが、それでも組織の目的によっては満足のものであるかもしれない（Nelson and Winter, 1982, p. 35；後藤ほか訳, 2007, p. 42）。

第2節 合理化・マニュアル化のデメリット

Nelson and Winter（1982）の議論に基づけば、組織がルーティンに従って行動している場合、何も選択されていないような状態に近くなる（菊澤, 2016, pp. 309–310）。たとえば、自転車に乗っていて赤信号になったとき、人間は十分熟慮して行動選択しているわけではない。人間は自然に速度をゆるめ、停止する。同様に、組織メンバーの行動はルーティンに従って自動的に行われており、オーソドックスな経済学が説明するように熟慮して最適な行動を選択しているわけではない。

こうしたマニュアル化・ルーティン化の弊害は、社会学の領域で合理性の非合理性あるいは官僚制（bureaucracy）の逆機能の問題として議論されている。まずは、合理性の

非合理性について検討していく (Ritzer, 2004, pp. 134–158 ; 正岡訳, 2008, pp.212–250)。

そもそも、Ritzer (2004, p. 12) によれば、合理化⁵³プロセスの中心部分には、効率性 (efficiency)、計算可能性 (calculability)、予測可能性 (predictability)、および統制 (control)、の4つの魅力的な次元が存在するという。

効率性とは、あらかじめ与えられた目的・目標に最適な手段を選択することを意味する (Ritzer, 2004, p. 43)。計算可能性とは、計算できること、数えられること、そして数量化できること、である (Ritzer, 2004, p. 66)。予測可能性は、規律、システム化、ルーティン化を重視し、そのため、いつでもどこでも同じものが得られるということの意味する (Ritzer, 2004, p. 86)。統制とは、人間を人間に頼らない技術体系に置き換えることであり、この技術体系には、機械や道具だけでなく、原材料、技能、知識、規則、規程、手順、および技法などが含まれ、したがって、ここには、ロボットやコンピュータのように目に見えるものだけでなく、組立作業ライン、行政規則、受け入れられている手順や技法を指示するマニュアルなど目に見えないものも含まれる。(Ritzer, 2004, p. 106)。Ritzer (2004) によれば、合理化によって、これら4つの要素が増大・増進するという。

しかしながら、Ritzer (2004) によれば、合理化はこうした利点が存在するにもかかわらず、ときに莫大な損失をもたらすという。Ritzer (2004, p. 134) は、この合理化の負の側面を合理性の非合理性と呼んでいる。すなわち、合理的なシステムは、合理性を制約し、事実上骨抜きにし、そしておそらく瓦解させてしまうような一連の非合理性を不可避免的に引き起こすとされる。換言すれば、非合理性は合理性の対極とみなされるも

⁵³ 著者である Ritzer (2004) は、合理化 (rationalization) を著書のタイトルにもあるようにマクドナルド化 (McDonaldization) という用語で説明している。Ritzer (2004) によれば、社会における合理化の源は、ファストフード・レストラン、とくにマクドナルド社にあると考え、マクドナルドの諸原理 (合理化) が、社会に浸透していく事態を「マクドナルド化」と呼んでいる。ここで注意すべき点は、Ritzer は、合理化 (合理的・合理性) という用語を一般の人々が肯定的に捉えているのとは逆に、否定的に捉えて使用している (Ritzer, 2004, p. 256 ; 正岡訳, 2008, pp. 401–402) 点である。本論文では、合理化・マニュアル化にはプラスの面とマイナスの面の双方の側面があることから、これらの用語を中立的に捉えて使用している。

のであり、合理化によって、非効率性、計算不可能性、予測不可能性、統制力の喪失がもたらされうる。

また、Ritzer の認識によれば、合理的システムは、その内部で働く人々とそれによって便益を受けている人々の人間性ないし理性を否定する不合理なシステムであり、換言すれば、合理的なシステムは脱人間化を行うものであるという。Ritzer (1998, p. 24) が述べているように、合理性が追求されている社会においては、人々は指示されたことに慣れてしまっていて、自らを巡る状況を解釈する能力を喪失し始めるという。

次に、官僚制⁵⁴の逆機能⁵⁵について検討する。上記の Ritzer の合理化の議論は、次に説明する官僚制の逆機能を踏まえてなされているものである (Ritzer, 2014, pp. 24–28)。官僚制の逆機能 (デメリット) としての手続遵守志向に関して、Merton (1957, p. 199 ; 森ほか訳, 1961, pp. 182–183) は、次のように説明している。

…心情の重点の置き処が組織の目的から転じて、規則上要求されている行動の特殊なデテールの方へ移ることがある。もともと規則を守ることは一つの手段だと考えられていたのに、それが一つの自己目的に変わるのである。ここには目標の転移というよくある過程が生じており、そのため手段的価値が終極的価値となってくる。

⁵⁴ Weber (1947, pp. 328–340) は、支配の類型として、伝統的支配、カリスマ的支配、合法的支配の 3 つを挙げ、このうち近代社会の礎となっているのが合法的支配であり、この合法的支配の純粹型としているのが、官僚制であるという。友枝ほか (2017, p. 68) によれば、Weber が官僚制の特徴として挙げたのは、①権限の原則 (活動の規定・権力の規定・計画的な任命)、②一元的で明確な上下関係、③文書による職務遂行ならびに公私の分離、④専門化した活動、⑤職務への専念、⑥一般的な規則に基づく職務遂行といった項目であるが、Weber 以降、構造論的な組織研究が理論的・実証的に発展することによって、官僚制は、①専門性、②集権制、③公式性の 3 つの特徴に集約されている。

⁵⁵ 機能とは、「一定の体系の適応ないし調整を促す観察結果」を指し、逆機能とは、「この体系の適応ないし調整を減ずる観察結果」を指す (Merton, 1957, p. 51 ; 森ほか訳, 1961, p. 46)。

以上のような、官僚制の逆機能の展開を示せば、次のようになる（Merton, 1957, p. 200；森ほか訳, 1961, p. 184）。まず、[1] 官僚制が効力を発揮するためには、反応の信頼性と規則の厳守が要求される。そこで、[2] このような規則の厳守はやがて規則を絶対的なものにしてしまう。すなわち、規則はもはや一連の目的と関係のないものと考えられるようになる。このため、[3] 規則の立案者がはっきりと予想していなかったような特殊な条件の下では、柔軟な対応がとれなくなる。したがって、[4] 一般に能率向上に資すべきはずのものが特殊な状況ではかえって非能率を生み出すことになる。しかし、こうした状況であるにもかかわらず、集団の成員達は、これでは駄目であるという自覚をもつことはめったにない。なぜなら、彼らはその規則が自分たちにとってどういう「意味」をもっているかということばかりに拘っているからである。こうして、これらの規則はやがて手段的なものというよりも、その性質上象徴的なものになってしまう。

これを監査の状況に当てはめると、次のようになるであろう。[1] '監査手続のマニュアル化が効力を発揮するためには、(マニュアルやルーティン)を含めた規則を厳守することが求められるが、[2] 'こうした規則が絶対視され、しだいに監査目的に適合しないものになっていく。その結果、[3] '被監査会社が巧妙な不正を働いているような状況において、監査人が柔軟な対応がとれなくなる。またこうした状況では、[4] '監査が有効に機能していないにもかかわらず、監査チームのメンバーがそれに気づかない。

事実、意思決定支援ツールの1つとして会計事務所・監査法人で用いられるチェックリストについても、監査手続が形式化される点が問題視されている。そこでは、監査人がチェックリスト思考 (checklist mentality/ checklist mind) を脱却し、より深く思考することの必要性が指摘されている (Ramos, 2003 ; IAASB, 2011)。

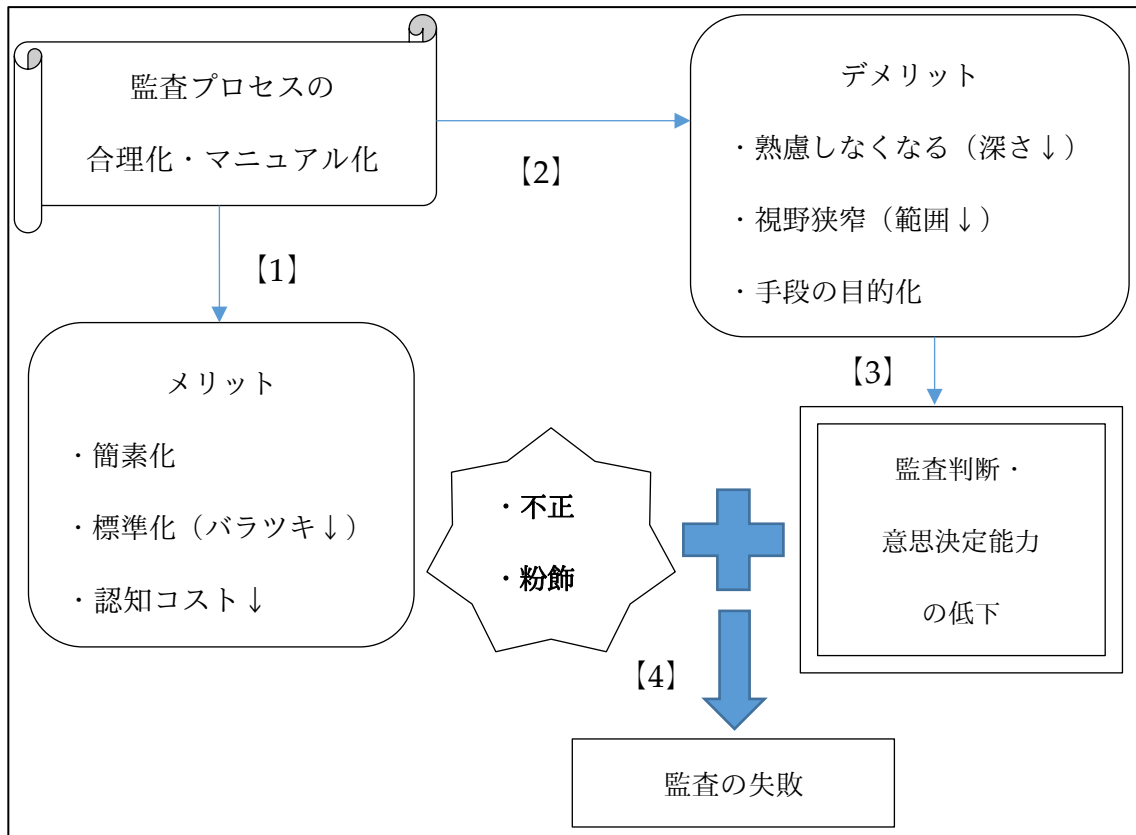
実際に、チェックリストに意識が向く結果、不正リスクが顕在化する状況を検知する能力が身につかないことや、チェックリストにある項目以外のリスク要因を識別しにくくなることを明らかにしている研究がある (Asare and Wright, 2004)。Asare and Wright (2004) は、会計事務所が監査支援ツールとして使用する、不正リスクの要件がリスト化

されたチェックリストが有効に機能しない場合として、以下の3点を挙げている。①チェックリストが組織的にカテゴリー化されていないことにより、監査人が不正リスクを示唆するパターンを識別できなくなる。その結果、チェックリストを用いることにより不正リスクが生じるパターンに関する知識が身につかない。②チェックリストを用いると、監査人は、不正リスク要因を自身が識別しリスト化することを要求された場合と比べ、チェックボックスにチェックをつけるだけで、リスク要因について深い考察を行わなくなる。③チェックリストを用いると、チェックリストの項目に意識が向けられ、クライアント特有のリスクが識別されなくなる。

同様に、標準的な監査プログラムではなく、ゼロベース（zero based）で設計された監査プログラムの方が、監査人により多くの認知処理を促す結果、より創造的で戦略的な思考がなされる可能性がある（Asare and Wright, 2004）。

最後に、第1節および第2節での議論を踏まえると、監査プロセスのマニュアル化、そのメリット・デメリット、および監査の失敗は図3.1のように位置づけられる。つまり、監査プロセスの合理化・マニュアル化には、第1節で議論したように様々なメリットが存在する（図3.1の[1]）が、一方で、第2節で議論したようにデメリットも存在する（図3.1の[2]）。さらに、そうしたデメリットが監査判断にマイナスの影響を及ぼす。そうした状況では、監査人が自らを巡る状況を解釈する能力を喪失し始める（そうした状況を図3.1の[3]では、監査上の判断・意思決定能力の低下と表現している）。すなわち、過度な合理化によって、監査人の判断および意思決定能力が低下する可能性がある。そのような状況において、実際に企業が不正・粉飾を働いていると、監査の質が低下しているため、監査人は当該不正・粉飾を検出することができず、結果として監査が失敗することになる（図3.1の[4]）。

図 3.1 監査プロセスのマニュアル化と監査の失敗との関係



出所：筆者作成

第3節 監査プロセスの合理化・マニュアル化

本節では、監査プロセスのマニュアル化が生じている状況とはどのような状況なのかについて検討する。そのためにまず、監査（認識）プロセスの「本来の流れ」を示すことから始めて、次に、そうではない状況、すなわち「本来の流れ」とは逆の「マニュアル化された流れ」を示す。

(1) 監査認識プロセスの「本来の流れ」

財務諸表監査における監査人の役割は、財務諸表について、監査意見を表明すること（現行の制度・実務にそくして考えれば、「財務諸表は会社の財政状態、経営成績、およ

びキャッシュ・フローの状況を適正に表示している。」との監査意見を監査報告書において表明すること）を通じて、当該財務諸表の信頼性を保証することにある。そこで、財務諸表監査を実施する監査人は、監査意見（適正意見）を表明するために、経営者が作成した財務諸表の各項目に含まれているアサーションを識別し、それを監査人の立場で裏づける、という監査認識活動を行っている。

監査論テキスト（鳥羽ほか, 2015, p. 191）でも示されているように、監査人は、監査認識プロセスにおいて、財務諸表の適正表示にかかる命題を、財務諸表の各項目レベルのアサーションの集合に翻訳し、さらにそれを会計上の意味が具体的に特定されるように個別的なアサーションに細分化する。換言すれば、監査人は、アサーションの集合から重要なアサーションを選択・識別し、それについて監査証拠を入手し、個々のアサーションの確からしさについて信念を形成・蓄積し、最終的には財務諸表の適正表示にかかる命題についての信念を形成する⁵⁶。このプロセスにおいて、特定のアサーションの確からしさについて信念（心証）を形成するには、当該アサーションの意味するところに適合する監査証拠を入手し、適切な監査技術を選択・適用する必要がある。

つまり、理論上でも実務上でも、監査意見を表明するために監査人は、まず財務諸表（財務諸表項目）から監査目的・監査要点という「目標」を設定し、それに対して監査技術を選択・適用することによって、当該監査目的・監査要点を裏づけるプロセスを踏んでいる、といえる。上記を踏まえれば、この流れは、目的・目標から手段を考える監査認識活動の「本来の流れ」である（図 3.2 を参照）。

⁵⁶ このプロセスの基本的な考え方は実務上でも同様のものであろう。たとえば、南ほか（2015）によれば、「監査人は財務諸表に対して適正性意見を表明することを目的として監査証拠を収集するが、財務諸表の適正性命題は大局的かつ抽象的であるため、これを取引種類や勘定残高、表示や開示等の（ママ）細分化してアサーション・レベルの監査要点を設定し、その当否を検証することを通じて財務諸表の適正性を明らかにすることにな」（p. 100）り、「監査人は『何を立証すれば適正性が判明するか』といった視点で立証すべき監査要点を設定し、監査要点を立証するために監査証拠を入手することになる。」（pp. 100-101）と述べられている。

(2) 監査認識プロセスの「マニュアル化された流れ」

監査目的・監査要点という「目標」または「目的」を始点として監査手続を開始するのが「本来の流れ」であるが、前述したように、全ての項目に対して、個々人が1から目標・目的を設定するには、時間的コストおよび人的コストが相当にかかることが予想される。監査資源が有限であることを踏まえれば、ゼロベースで考えるのではなく、過去の経験を活かしつつ、監査プロセスを合理化・マニュアル化することは正当化されるであろう。

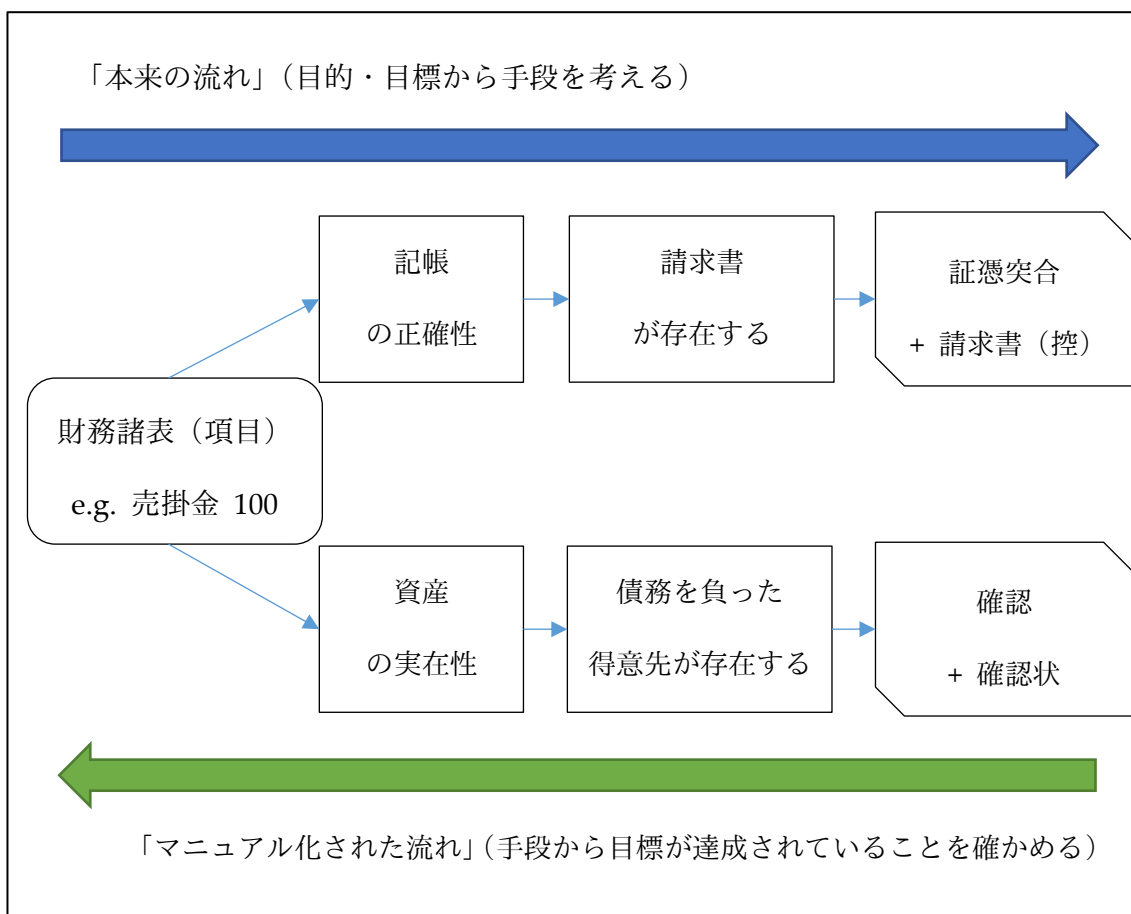
本章でマニュアル化のメリットについて議論したように、監査プロセスを合理化・マニュアル化する場合には、目標・目的を設定することから監査手続を開始する場合と比べて、手続が簡素化される。それによってコストが低減したり、ゼロベースで考える必要がないために認知的コストが低減したり、個々人間での判断の一致が促進されやすくなったりする可能性がある。また、第1章でも指摘したとおり、日本のほとんどの上場企業が意図的な会計不正を行っていないことを踏まえれば、目標・目的から監査手続を計画するのは非効率であるかもしれない。したがって、監査プロセスを合理化・マニュアル化することにはメリットが多分にあると考えられ、実際に監査実務においても監査人は、こうした合理化・マニュアル化を促進することによって上述のメリットを享受していると考えられる。

監査技術と監査要点・アサーションとの関係の観点から、監査プロセス、とりわけ監査認識プロセスが合理化・マニュアル化されると、どのような流れになるのかを示せば、先ほど説明した「本来の流れ」とは逆の流れになると考えられる（「マニュアル化された流れ」；図 3.2 を参照）。すなわち、過年度の経験を活かし（場合によっては、過年度のデータや証拠をそのまま利用して）、またはマニュアルに従って、監査技術を選択・適用し、監査証拠を入手することによって、監査目的・監査要点を立証しようとする流れである。「マニュアル化された流れ」においては、たとえば、監査人は、監査技術としての確認を選択し、確認状（回答書）という監査証拠に当該監査技術を適用することによ

て、当該項目の「実在性」を立証しようとする。同様に、証憑突合を選択し、請求書（控）という監査証拠に当該監査技術を適用することによって、当該項目の「正確性」を立証しようとする。

強調すべき点は、この「マニュアル化された流れ」においては、監査人は、目標・目的から監査手続を実施するのではなく、始めに、監査証拠を入手し、監査技術を選択・適用することによって、目標・目的を立証しようとする点にある。したがって、「マニュアル化された流れ」においては、目標・目的が明確に意識されない可能性がある。換言すれば、監査プロセスのマニュアル化が図られている状況においては、手段が目的化する可能性がある。

図 3.2 監査プロセス「本来の流れ」と「マニュアル化された流れ」



出所：筆者作成

第4節 関連する先行研究

本論文で取り上げる監査技術に関して、監査の失敗事例を対象として、監査技術と監査要点との関係または監査技術とマニュアル化との関係を検証している研究はほとんどない。

証憑突合に関して、証憑突合の問題点（限界）が顕著に表れたのは、第4章で取り上げる McKesson & Robbins 事件である。McKesson & Robbins 事件の他に、監査人が実施した証憑突合に問題があったとされる事例は、たとえば、補論②で取り上げる Satyam 事件である。しかし、本事件に対しても、監査技術と監査要点との関係の観点から考察している研究はない。補論②では、かかる観点からの指摘を行っている。すなわち、監査人は、クライアントが提出した書類を検証するという意味での監査技術（証憑突合）を選択することによって、資産の実在性を裏づけるというよりはむしろ、たとえば、売掛金の回収可能性の監査要点を裏づけようとしていた。したがって、リスク評価に対応していない監査技術およびアサーションが選択されていた。

確認に関して、Caster et al. (2008) は、確認を検証している研究をレビューし、さらに会計・監査執行通牒（AAER）を分析することによって、一般的に言われているように確認が売掛金の実在性に関するアサーションを裏づけるのに有効な監査技術であること、および売掛金の評価（の妥当性）に関するアサーションを裏づけるのにも一定の有効性のある監査技術であることを識別している。ただし、アサーションやマニュアル化に関して深く検討がなされているわけではない。

分析的手続に関して、本論文で指摘している監査プロセスのマニュアル化との関係で先行研究を挙げるとすれば、Trompeter and Wright (2010) が挙げられる。Trompeter and Wright (2010) は計 36 名の監査人に対してインタビューを実施し、分析的手続を実施するに際して期待を形成するときに、監査人が比較の基準点として前年の勘定残高に依

拠していることを明らかにした⁵⁷。Glover et al. (2005) で識別されている、分析的手続の結果が勘定科目の数値と整合的であることが後の判断に影響を及ぼす“望ましい結果”バイアス (“favorable outcome” bias) や、Pike et al. (2013) が明らかにしている、当初形成された期待が後の判断に影響を及ぼすバイアス (initial expectation bias) が存在するのであれば、監査プロセスのマニュアル化は弊害をもたらさう。

以上から、この監査プロセスのマニュアル化の弊害(硬直化)を実際の事例を通して、特に監査技術の観点から識別する必要があると考える。したがって、本論文では、証憑突合、確認、および分析的手続の3つの監査技術を中心に、監査技術と監査要点との関係および監査技術とマニュアル化との関係の観点から実際の監査の失敗事例を分析する。

第5節 まとめ

本章では、監査プロセスのマニュアル化について検討した。まず、監査プロセスのマニュアル化について検討する前に、合理化・マニュアル化にはメリットとデメリットの双方の側面があることを踏まえ、一般的に言及されているマニュアル化のメリットとデメリットを確認した。その上で、それがどのように監査の質を向上・低下させうるのかを議論した。

第1節においては、マニュアル化のメリットについて取り上げた。そこでの議論を踏まえると監査プロセスのマニュアル化は、基本的には監査の質・監査の有効性を向上させるものであると考えられる。続く第2節では、マニュアル化のデメリットについて取り上げた。上述のように、第1節では、監査プロセスのマニュアル化は監査の質・監査の有効性を向上させうることを示したが、反対に第2節では、監査プロセスのマニュアル化が監査の質・監査の有効性を低下させうることを示した。また実務においても実際にそのデメリットの側面が表出していることを示した。第3節では、監査技術と監査目

⁵⁷ 監査人が勘定残高に対する期待を形成する際、前年の監査済みの勘定残高の数値をそのまま利用するというのは、Trompeter and Wright (2010) より前に行われた、監査人を対象にインタビュー調査を行った研究(Hirst and Koonce, 1996)においても同じ状況であった。

的・監査要点との関係から、監査プロセスの「本来の流れ」と「マニュアル化された流れ」の相反する2つの流れを示した。重要な点は、「マニュアル化された流れ」においては、監査人は、目標・目的から監査手続を開始するのではなく、始めに、監査証拠を入手し、監査技術を選択・適用することによって、目標・目的を立証しようとする点にある。したがって、「マニュアル化された流れ」においては、目標・目的が意識されない可能性がある。換言すれば、こうした状況においては、手段が目的化しているといえる。

第4節では、第4章以降の事例分析に入る前の段階として、本論文で主として取り上げる監査技術（証憑突合、確認、分析的手続）に関連する問題、特に、本論文の主題である監査プロセスの硬直化や監査技術とアサーションとの関係を検討・検証している先行研究を取り上げた。監査技術に関して、監査の失敗事例を対象として、監査技術と監査要点との関係または監査技術とマニュアル化との関係を検証している先行研究はほとんどない。ゆえに、本論文で事例研究を実施することには意義があると考えられる。

続く、第4章、第5章、および第6章で、3つの監査の失敗事例を取り上げる。そこで、実際に監査が失敗した状況においては、本章で示した監査プロセスのマニュアル化が、結果として硬直化を引き起こし、そうしたマニュアル化がもたらす負の側面が監査の失敗の重要な要因として挙げられることを明らかにする。

第4章 証憑突合と監査プロセスの硬直化

～McKesson & Robbins 事件を題材として～

第1節 はじめに

McKesson & Robbins 事件については、すでに多くの論者が言及しており、様々な観点から分析されている⁵⁸。McKesson & Robbins 事件によって、売掛金の確認および棚卸資産の立会が通常実施すべき監査手続として規定され、監査手続上の改善がなされた。この事件は、米国監査史上最も重大な事件の1つとされている（たとえば、岩田, 1955, p. 150 ; 岡嶋, 2012, p. 18 ; Gupta et al., 2013, p. 376）。本章の主たる目的は McKesson & Robbins 事件を詳述することではない。しかし、監査プロセスの硬直化を検討するために、本事件においてどのような監査が実施されていたのか（その監査手続・監査技術）に特に焦点を当て、本事件に対する米国の証券取引委員会（Securities Exchange Commission : 以下 SEC）が公表した調査報告書を中心に据えて検討する。

第2節 McKesson & Robbins 事件の概要⁵⁹

本事件は医薬品の製造・販売会社である McKesson & Robbins, Inc. [メリーランド州]（以下、McKesson & Robbins 社）の巨額な粉飾決算および同社経営者による財産不正（会社財産の私消）が問題となった事件である。本事件が社会的に大きな影響を与えたのには、大きく2つの理由がある。1つは、同社の財務諸表監査を実施していたのが、世界的にも有名な Price Waterhouse & Co.（以下、PW 会計事務所）であったことである。もう1つは、同社の経営陣による不正が長期に（少なくとも12年間に）わたって行われていたことである。

⁵⁸ たとえば、岩田（1955, pp. 145–165）、鳥羽（1983, pp. 356–363）、岡嶋（2012）、Bealing et al.（1996）、Baxter（1999）、Doron（2011）、Gupta et al.（2013）などが挙げられる。

⁵⁹ ここでの説明は、主として、SEC（1940b）の記述に拠っている。

(1) McKesson & Robbins 社の沿革と Price Waterhouse 会計事務所の監査意見

本事件で問題となった McKesson & Robbins 社の母体は、1926 年に設立された McKesson & Robbins, Incorporated（以下、コネチカット会社）である。そしてコネチカット会社の社長に選任されたのが、本事件の首謀者の一人である Frank Donald Coster（以下、Coster）である⁶⁰。架空取引はこの時期にはすでに始まっていた。

Coster は、カナダ、イギリスおよびその植民地における営業を拡大するために、1927 年 10 月にカナダにおいて McKesson & Robbins, limited（以下、カナダ会社）を設立した。McKesson & Robbins 社の支配下にカナダ会社を置くとともに、Coster が社長を兼任した。カナダ会社では、主として生薬（crude drug）の仕入と再販売が行われていた。

Coster は翌年の 1928 年 8 月 4 日にメリーランド州において薬品販売会社の株式の取得を目的とした会社、すなわち、McKesson & Robbins 社を設立し、その社長に就任するとともに、同年 11 月には同社をニューヨーク証券取引所へ上場させた。こうした過程のなかで、コネチカット会社が発行した株式はすべて McKesson & Robbins 社によって取得された。

しかしながら、1928 年の設立当初から McKesson & Robbins 社の事業はうまくはいつておらず、そのため Coster は、子会社を整理し、残った存続会社については McKesson & Robbins 社の一事業部として運営するという政策をとった。この結果、1934 年 10 月 31 日に、完全子会社であったコネチカット会社は清算され、同社は McKesson & Robbins 社のコネチカット事業部となった。

以上が、1920 年代および 1930 年代における McKesson & Robbins 社の大まかな沿革である。カナダ会社を含め McKesson & Robbins 社の財務諸表監査を行っていた PW 会

⁶⁰ コネチカット会社は、歴史のある薬品の製造・販売会社 McKesson & Robbins, Incorporated（ニューヨーク州）と、Coster が設立した、薬品供給会社 Girard & Co., Inc.（ジラード社）とが 1926 年に合併してできた会社である。

計事務所は、同社の 1937 年度の財務諸表について無限定適正意見を表明した⁶¹。しかし、この連結財務諸表に計上されていた総資産 8,700 万ドルのうち、1,900 万ドル近くが架空資産であったことが後に判明する⁶²。こうした資産の過大表示（不正）は、同社の経営陣による生薬の架空取引を通じて行われていた。PW 会計事務所は、次項で示す資産の過大表示（不正スキーム）を、12 年間（同社の前身であるジラード社の監査も含めると 14 年間）という長期間にわたって発見することができなかった。PW 会計事務所は、事件発覚後、McKesson & Robbins 社に対する 50 万ドルを超える監査報酬（audit fees）の任意返済（voluntary refund）を行っている⁶³。

（2）不正スキーム

不正は McKesson & Robbins 社のコネチカット事業部（1934 年以前は、コネチカット会社）とカナダ会社を中心に行われた。不正のスキームは、以下に示すように時期によって異なっている。まず、1931 年以前には、McKesson & Robbins 社は、商品の仕入を仮装し、代金を決済したこととして、現金を引き出した。一方で、商品の売上も仮装し、その販売代金の回収があったものとして、引き出していた現金を再び受け入れた。すなわち、この時期、架空仕入と架空売上の決済は、現金移動を実際に伴わせることによって偽装されていた。

次に、1931 年以後 1935 年まで、上記のスキームに加えて、カナダにある架空の仕入先から商品を受け入れ、McKesson & Robbins 社のブリッジポート工場でこれを受領し、

⁶¹ 1928 年度以降 1937 年度までの監査において、主たる責任を有していたのは、Geoffrey G. Rowbotham という監査パートナーである。

⁶² 本事件の不正に気が付いたのは、PW 会計事務所の監査人ではなく、McKesson & Robbins 社の財務担当者であった。彼は生薬の取引に疑義を抱き、調査を行い、不正を発見した。彼は、Coster にこのことに対する説明を求めたが、直後に破産管財人の任命を求める申し立てが同社の一株主によってなされた（DeMond, 1980, pp. 260–261 ; SEC, 1940b, p. 13）。

⁶³ これは、「重大な不正を明らかにする検査をなしえなかった監査人が直面する潜在的責任の範囲を示している」（Chatfield, 1977, p. 137）。

そこから得意先へ出荷したことにする、というスキームが実施された。ここでは、仕入代金の支払および売上代金の回収をする、架空の Manning & Company（以下、マニング銀行）が設定された。すなわち、McKesson & Robbins 社はマニング銀行が代金の支払・回収を代理しているかのように記帳していたのである。

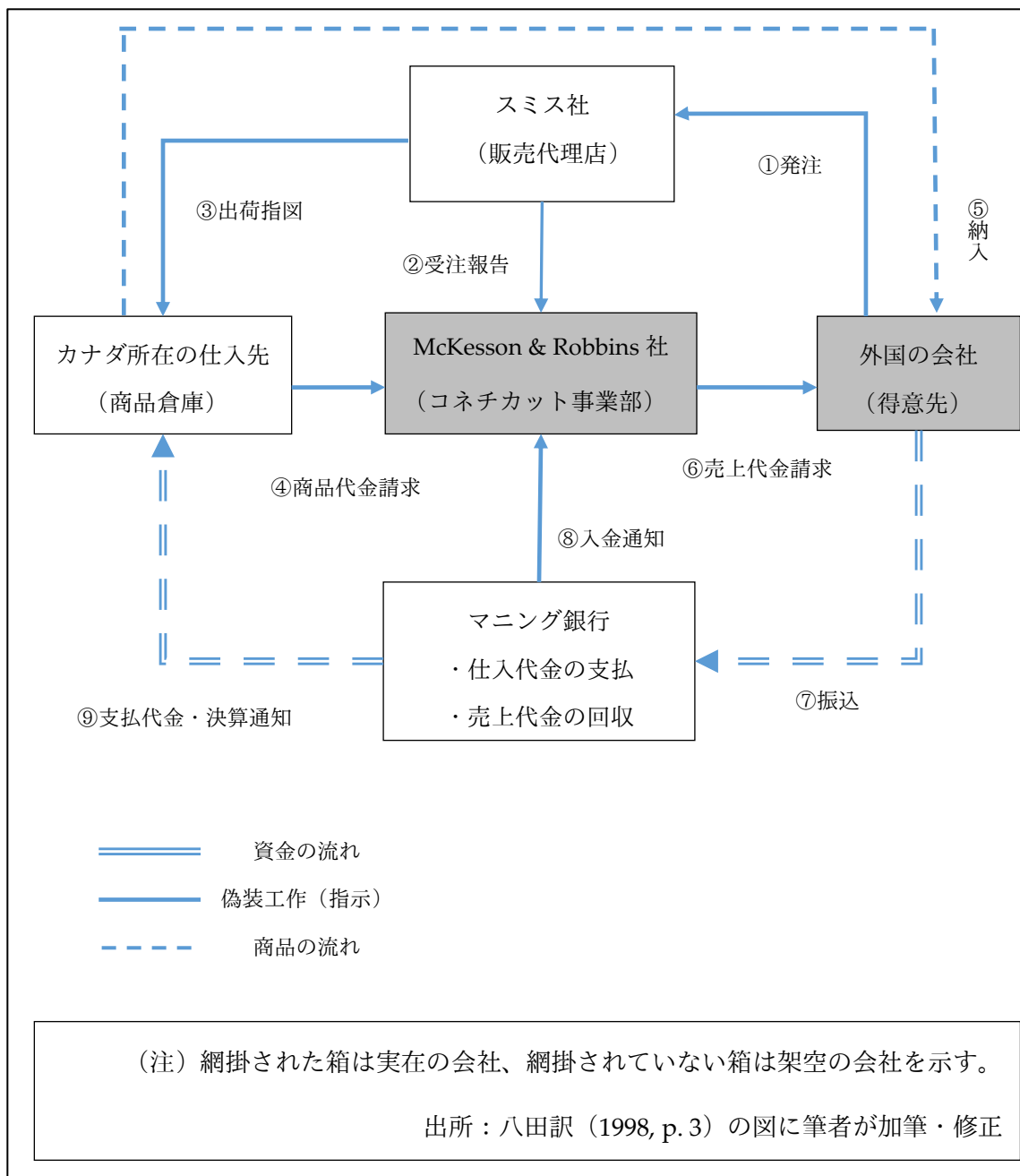
最後に、1935 年以後、事件が発覚するまでの期間、不正のスキームはさらに複雑になる。図 4.1 は、この最も複雑な不正スキームの基本構造を示したものである。図に示しているように、上記のマニング銀行、カナダ所在の 5 つの仕入先、および販売代理店である W. W. Smith & Company, Inc.（スミス社）は架空の企業であり、McKesson & Robbins 社はこれらの架空企業を利用して不正を実施した。まず、スミス社が外国の取引先⁶⁴からの発注（①）を受けたことにし、McKesson & Robbins 社に受注の報告をする（②）とともに、カナダの仕入先に出荷の指図をする（③）。一方で、McKesson & Robbins 社は、カナダの仕入先から商品を購入し（④）、その商品をこれらの仕入先に保管していることにした。そこで、上記の注文に応じて、McKesson & Robbins 社は、当該仕入先から外国得意先に対して商品を納入した（⑤）ことにし、得意先に対して売上代金を請求した（⑥）。さらに、マニング銀行が、外国得意先からの振込があった（⑦）ことを McKesson & Robbins 社に通知し（⑧）、仕入代金の決済を行った（⑨）、ということが仮装された。つまり、架空の（あるいは取引実態をもたない）仕入先、商社、銀行を設定し利用することによって、取引全体、すなわち商品の仕入から売掛金の回収というプロセス全体が偽装されていた。

さらに、McKesson & Robbins 社のコネチカット事業部はこうした取引を統括しており、加えて、カナダ会社が関係する取引をも管理していたという点で、McKesson & Robbins 社の本社の役割を果たしていた。最後に、McKesson & Robbins 社は、こうした不正を実行するために、送り状および各種通知書をねつ造していた。加えて、スミス

⁶⁴ 外国の得意先（商社）は実在する会社であったが、McKesson & Robbins 社とは関係のない会社であった。

社およびマニング銀行との間の契約書と保証書、スミス社に関する信用報告書なども偽造されていた。これらの結果、監査人は長期間にわたり不正を発見することができなかった。

図 4.1 McKesson & Robbins 事件における不正スキーム



第3節 Price Waterhouse 会計事務所が実施した監査手続

(1) 売掛金勘定にかかる監査計画

本項では、売掛金に対する PW 会計事務所の監査計画を示す。PW 会計事務所の監査計画を検討することによって、監査人がどのような目的をもって監査を実施しようとしていたのかがわかる。また売掛金勘定の監査計画を見る理由としては、売掛金の監査には、本論文で焦点を当てている監査技術としての証憑突合および確認の2つの監査技術が関係しているため、双方の監査技術について検討することができるからである。PW 会計事務所が採用した売掛金に対する監査計画は、全体として、当時の財務諸表の検証のための一般に認められた手続に従っていた。以下に具体的な 18 (17+1) 項目⁶⁵を示す (SEC, 1940b, p. 216)。

1. 期末日の売掛金元帳の試算表を入手する。フットィングを検証し、合計をまとめる；その総計と総勘定元帳の統制勘定との一致を検証する。
2. 会社から年齢調べ表を入手し、フットィングの簡潔なチェックを行う。
3. 年齢調べ表をまとめて、全ての債権残高に対する期日経過の売掛金の割合を計算する。
4. 売掛金元帳残高とその合計額をチェックし、期日経過の金額の大きい残高が年齢調べ表から除外されていないかを確認する。年齢調べの簡潔なチェックを行う。
5. 売掛金の回収可能性を検討する責任を負っているシニアレベルの監査人にとって役立つ全ての関連のある情報を、12月31日以後に受け取った支払も含めて、年齢調べ表に書き留める。

⁶⁵ 項目 18 は、「ここでの計画は最低限実施する手続の概要を示すもので、追加・修正される可能性があり、また、その場合には、その変更点を書き留めておく (note) 必要がある」というものである。

6. レビュー期間中に適用される支払に対して期末日後に出されたクレジットメモを検証する。
7. 関連会社、役員、および従業員に対する債権の勘定を検査する。
8. 期末日の勘定残高に対して、役員、取締役、および従業員から直接確認を得る。
9. 貸方残高を買掛金勘定へ振り替える。
10. 残高は、委託されている商品、あるいは期末日以降に配送される商品のいずれかを表しているかどうかについて質問をする。
11. 12月の売掛金の統制勘定を分析する。そして、当該勘定に対する金額と当該売掛金とのおおよその照合をする。
12. 疑わしい売掛金に対する引当金を分析する。
13. 貸倒償却について支店の明細表をチェックし、適切に承認されているかどうかを確かめる。
14. 売掛金の回収可能性について責任を有する役員と議論し、利用可能な信用情報をレビューし、合計で疑わしい売掛金を検討する。必要とされる引当金の額を決める。
15. 債権およびそれに適用される引当金を、流動(current)かそうでないか(non-current)で分ける。再分類した記帳のコピーを支店に送る。
16. 売掛金元帳と総勘定元帳との間に相違が存在するかどうかを確かめ、もしあれば、その相違をどのように処理するのかを述べる。
17. 売掛金に関する証明書を作成し、責任を有する役員の署名をもらう。

上記の PW 会計事務所の売掛金の監査計画と、1936年に米国会計士協会（American Institute of Accountants：以下 AIA）が公表した『独立公共会計士による財務諸表の検査』の規定とを比較すると、売掛金の確認が含まれておらず、代わりに上記の項目（11）、（16）、および（17）の手続が追加されている（SEC, 1940b, p. 231）。まず、監査技術とし

ての確認が省略された理由として、McKesson & Robbins 社が適切な内部統制システム⁶⁶を保持していると監査人が判断したことが挙げられる (SEC, 1940b, p. 231)。AIA (1936, pp. 14-15) は次のように述べている。すなわち、

売掛金の最善の検証は、債権の実在性に関して債務者と直接連絡することであり、この方法はクライアントとの協定の後に実施され、……適当な内部牽制システムを有している会社においては、そうした確認はしばしば不必要であると考えられているが、異常事項を発見するには最も効果的な手段の 1 つである。

つまり、PW 会計事務所が確認を実施しなかったのは、「適切な内部統制システムを有している会社においては、確認が省略される」という AIA の報告書の規定に従ったためである⁶⁷。一方で、上記の 3 つの項目が、確認に代わる手続として監査計画に織り込ま

⁶⁶ 本論文では、「内部牽制 (システム)」という用語と「内部統制 (システム)」という用語とを区別せずに、互換的に使用している。

⁶⁷ 実際には、McKesson & Robbins 社の内部統制システムが適切に評価されていたとはいえない。内部統制システムを評価するために PW 会計事務所が行っていた方法は、質問書 (questionnaire) を利用するものであった (SEC, 1940b, p. 176)。PW 会計事務所はこの方法を長らく用いており、こうした質問書による内部統制システムの評価は一般に用いられている手法の 1 つであった (SEC, 1940b, p. 381)。しかし、そのやり方 (manner) は適切であるとはいえなかった。なぜなら、公聴会の証言からも明らかなように、こうした内部統制システムの評価手続があまりにも不注意 (too casual) なやり方で実施されていたためである (SEC, 1940b, p. 6)。特に、PW 会計事務所が質問書から得た結果の有効性が弱められた要因を SEC は 2 つ取り上げている (SEC, 1940b, p. 382)。すなわち、①各部門を示した会社組織の概要を必要とする質問、および生薬事業に関わっており権限が集中していた者に対する質問を実施しなかったこと、②不正を行っていた経営陣の具体的なコントロールを明らかにするであろう海外の生薬取引の処理方法の異質性を、用いられた質問書では観察することができなかったこと、である。加えて、ブリッジポートで内部統制の評価を行っていた監査人は、8 年間もブリッジポートでの業務に関わっていたにもかかわらず、ブリッジポートの各事務所で海外の生薬取引がどのように取り扱われていたのかを正確に理解していなかった (SEC, 1940b, p. 188)。以上から、SEC は、ブリッジポート事務所における内部統制システムは十分に評価されていなかったと指摘している (SEC, 1940b, p. 6)。

れたとも考えられる。その結果、監査人は、クライアント外部からの証拠（監査証拠）に依拠するのではなく、代わりにクライアント内部の記録（監査証拠）に依拠していたことがわかる。次に、売掛金勘定の特徴を取り上げ、なぜPW会計事務所は不正を発見することができなかったのかを検討する。

(2) McKesson & Robbins 社の売掛金の特徴

McKesson & Robbins 社の得意先勘定には際立った特徴があった。1937年の12月31日のコネチカット事業部の海外得意先に対する売掛金残高は750万ドル以上であり、個々の得意先ごとの勘定も多額であったが、これらの中に期日経過のものはなかった。カナダ会社にも150万ドルを超える売掛金残高があったが、期日経過のものは3件のみであった。監査人⁶⁸はこの記録に対して、「異常に良い (unusually good)」または「少し珍しい (a little unusual)」と感じたが、明らかな疑義を持つには至らなかった (SEC, 1940b, p. 217)。

加えて、これらの売掛金勘定には、売上戻り、値引、割引、あるいは貸倒れに対する引当金の貸方記入がなされていなかった。こうした普通でない状況についても、監査人が疑義を抱くことはなかった。なぜなら、売掛金は実際に回収されており、関心を有すべきなのは売掛金の価額 (worth) のみであると考えていたためである (SEC, 1940b, p. 220)。換言すれば、監査人は文書的証拠を通常のものとして受け止め、当該売掛金は期日通りに回収されているため、売掛金勘定を真正なものとして受け止めた (SEC, 1940b, p. 393)。

この点に関して、SEC (1940b) は「得意先から早期にかつ定期的に支払があるという証拠が存在する場合は、確認は重要なものでなくなるという合意が存在していた」(p. 351)と述べている。つまり、現金が実際に回収されているという事実でもって、監査人は売掛金勘定（取引）の真正性をみていたと考えられる。

⁶⁸ この監査人は、George F. Wyman というブリッジポートでのシニアレベルの会計士である。

しかし、現金預金が得意先から直接に受け取られたものでなければ、こうした監査人の考えは成り立たない。すなわち、本事件においてはマニング銀行を通じて取引が行われていたため、マニング銀行が実際に存在する銀行でない限り、売掛金が実際に回収されているという事実は成立しない。したがって、得意先から直接に入金が生じたわけではないため（なぜなら、実際には、マニング銀行は架空の銀行であったため）、回収という外観は幻影であったことが明らかになった（SEC, 1940b, p. 394）。

(3) 確認の省略と証憑突合の限界

PW 会計事務所が監査技術としての確認を省略した理由として、上述のとおり、適切な内部統制システムが維持されていると判断したということの他に、保証契約（guaranty contract）があったこと、一見したところ通常の取引であるように思われること、文書証憑自体も揃っていたこと、役員による得意先勘定に対する監督が存在したこと、および得意先勘定の大部分が監査上の最終的な結論を下す前に回収されていたこと、が挙げられる（SEC, 1940b, p. 394）。以上から、PW 会計事務所は得意先に対する確認を実施しなかった。すなわち、McKesson & Robbins 社の監査においては、証憑突合をはじめとした突合手続が実施されていたことがわかる。しかし、送り状および各種通知書がねつ造されていたため、証憑突合を実施しても不正を発見することができなかった。結果として、「記録と記録の照合」を目的とする証憑突合の限界が示された。

このように、監査人は、監査技術としての確認を実施することなく、クライアント内部の監査証憑を利用し、とりわけ証憑突合を選択・適用することによって、自身の信念を形成し、監査意見を表明していた。より具体的にアサーション・レベルで検討をすれば、監査人は、売掛金勘定の真正性、すなわち、売掛金勘定の記帳の正確性はもとより、売掛金の実在性というアサーションを、証憑突合を選択・適用することによって立証しようとしていたことが見てとれる。

本事件では、実在性というアサーションを、クライアント内部の監査証拠を利用し、証憑突合の監査技術を適用することでもって裏づける監査手続の有効性が問われることとなった。結果として、証憑突合の限界、すなわち証憑突合は実在性のアサーションを裏づける手段としては弱いこと、一方で、確認は実在性のアサーションを裏づける手段としては証憑突合よりも強力であり、確認を実施していれば当該不正を（より早期に）検出できた可能性があることが明らかとなった。この結果として、売掛金については、監査人が直接得意先に対して期末残高の確認を求める監査手続が、広く実施されるようになった。

以上を踏まえれば、確認を実施しなかったことが、本事例において監査の質・監査の有効性を低下させた（結果として監査が失敗した）重要な要因であると考えられる。もちろん、このこと自体を否定するつもりはない。それは、本事件について、PW 会計事務所が監査手続の範囲を問題に抗弁した⁶⁹のに対して、SEC（1940b）が「本事件の状況を我々が見るところ、精査が同じスタッフによって行われたとしても、単に、大量の同種の架空書類および取引を取り扱うだけである。……監査の基礎を帳簿と記録の中に記載されている情報だけに求める時代は、仮にそれがこれまで存在していたとしても、すでに過ぎ去ってしまっている。」（p. 11）と述べ、PW 会計事務所の主張を退けたところにも表れている。しかし、本事件を分析してみると、監査の失敗が生じた重要な要因として、上記の要因の他に「監査プロセスの硬直化」を挙げることができる。次節で、この監査プロセスの硬直化を検討する。

第4節 McKesson & Robbins 事件における監査のプロセスの硬直化

前節で検討したように、McKesson & Robbins 社の得意先勘定には際立った特徴があった。1937年のコネチカット事業部の海外得意先に対する売掛金残高は750万ドル以上

⁶⁹ PW 会計事務所は本事件について、「偽造（falsification）を明らかにするためには、試査に基づく検査とは区別される、すべての取引についての精査が必要であった」（SEC, 1940b, pp. 10-11）と主張した。

であり、個々の得意先ごとの勘定も多額であったが、これらの中に期日経過のものはなかった。また、カナダ会社にも 150 万ドルを超える売掛金残高があったが、期日経過のものは 3 件のみであった。

監査人はこの記録に対して、「異常に良い (unusually good)」または「少し珍しい (a little unusual)」との心証を形成した。それは、監査人が文書的証拠を通常のものとして受け止め、当該売掛金は期日通りに回収されているため、売掛金勘定を真正なものとして受け止めたからである。つまり、クライアント内部の監査証拠を利用して、主として証憑突合を選択・適用することにより、売掛金勘定の記帳の正確性および売掛金の実在性というアサーションを裏づけようとしていたことがわかる。

以上の点を踏まえ、本節ではまず、監査認識プロセスの「本来の流れ」とは逆の、手段から目標が達成されていることを確かめる流れが生じていたことを示す。これが本論文の主題である監査プロセスのマニュアル化および結果としての硬直化である。次に、監査プロセスの硬直化を促進させたと考えられる状況を、McKesson & Robbins 事件の専門家証人の証言を取り上げ、監査技術としての確認に対する当時の監査人の認識を踏まえて検討する。

(1) McKesson & Robbins 事件における監査プロセスの硬直化の状況

1932 年度の監査において、監査人は監査メモに、確認を実施しなかったが、監査の過程で、売掛金勘定が真正なものであると自身を納得づけると考えられる全ての手続を実施したと記入しており、同様の記載は、1937 年度の監査においても引き続き見られる (SEC, 1940b, p. 229)。監査手続の実施の際に、監査人は確認を実施しておらず、基本的に突合手続を実施していた。したがって、McKesson & Robbins 社の監査において、PW 会計事務所の監査計画・監査手続を見てみると、売掛金の実在性と証憑突合とが結びつけられ、監査人はその間の関係性を評価していたことになる。この結びつきは、本事件を通じて変化していないものと考えられる。

SEC が公表した調査報告書の分析から、本事例では、監査人は、監査技術としての証憑突合を実施する際に、まず「目標」としてのアサーション・監査要点を意識して設定し、それを踏まえて監査証拠を入手することによって、監査手続を実施したとはいえない状況が見てとれる。SEC (1940b, p. 217) によると、監査人（上述の、売掛金に異常な状況はないと判断した監査人）が、上述の非常に良好な記録を示している「少し珍しい状況」に関して他の監査人と議論していれば、当然に過年度の監査調書の検証に向かうはずであり、そうすれば、過年度においても同様の状況（何ら疑義が呈されていない状況）を発見することによって、懐疑心を強化できたはずであるという。むしろ監査人は、懐疑心を強化することなく、つまり、当該売掛金の特徴について検討することなく、当該状況は通常の状態を反映したものであると納得していた。

このことは、「目標」としてのアサーションを意識するのではなく、むしろクライアント内部の監査証拠を入手・利用し、証憑突合を実施することによって、アサーションを裏づけることができるという、手段から目標が達成されていることを確かめる流れが生じていたことを示している。この流れは、監査意見を表明するために、まず財務諸表（財務諸表項目）から監査目的・監査要点という「目標」を設定し、それに対して監査技術を選択・適用することによって、当該監査目的・監査要点を裏づけるという、目的・目標から手段を考える監査認識活動の「本来の流れ」とは逆の流れである。本事例では、この逆の流れのまま、売掛金勘定に対する監査認識活動（監査プロセス）が固定化・硬直化しており、その結果として、監査の質・監査の有効性が低下し、監査が失敗したと推察できる。

次項では、なぜこのような硬直化が起きていたのかについて、McKesson & Robbins 事件の発覚後に開かれた公聴会における専門家証人を手掛かりにして、その原因を探っていく。

(2) 監査プロセスの硬直化と確認の省略

ここでは、McKesson & Robbins 事件の専門家証人の証言を取り上げることによって、当時、監査技術としての確認がどのように捉えられていたのかを検討する。なぜ、この点について検討する必要があるのかについて、結論を先取りして言えば、監査プロセスの硬直化・固定化が促進された背後には、確認によって立証されるアサーションを証憑突合が立証できるとの認識が監査実務に浸透していたことが考えられるからである。

本項で McKesson & Robbins 事件の専門家証人の証言を見ていくのは、SEC (1939, p. III) もその序文で述べているように、監査に携わる実務家および学生のみならず、社会の人々もこの証言に対して関心を持っていたと考えられ、ここでの証言は、監査手続の更なる発展を支援するという意味でも有用なものであったからである。つまり、McKesson & Robbins 事件の専門家証人の証言は、McKesson & Robbins 事件自体を理解する上で有用であるのと同時に、当時の監査実務を知る際にも有用なものである。

SEC (1939) は、McKesson & Robbins 事件の公聴会において、売掛金の確認に関する事項を、前述の AIA の『独立公共会計士による財務諸表の検査』(AIA, 1936, pp. 14-15) における記述、すなわち「売掛金の最善の検証は、債権の实在性に関して債務者と直接連絡することであり、……適当な内部牽制システムを有している会社においては、そうした確認はしばしば不必要であると考えられているが、異常事項を発見するには最も効果的な手段の1つである。」という文言をもとに審問している。

つまり、この記述は暗に売掛金の確認が通常なされるべき手続であるということを示しているのかについて、SEC はそれぞれの専門家証人に審問している。以下で、確認に対する全ての専門家証人についての見解を見ていく（括弧内は専門家証人の所属先を表している）。なおここでは、確認方法として積極的確認がよいのかあるいは消極的確認がよいのかについては取り上げていない。あくまでも確認の省略に関する事項に焦点を当てている。

- Samuel J. Broad (Peat, Marwick, Mitchell & Co.)

内部統制システムが十分でない場合、あるいは異常事項の疑義がある場合、確認は特に望まれる、または必要とされるものであるが、通常は実施されない。さらに、上記の記述は将来において確認がより実施されることを望むものであり、当該手続を奨励しているものである (SEC, 1939, pp. 28–29)。

- Charles Oliver Wellington (Scovell, Wellington & Co)

確認は、勘定の妥当性 (validity) を確かめるだけでなく、異常事項があればそれを明らかにする非常に効果的な手法である。そのため、当該手続は望まれるものではあるが、慣習となっていない。

特別な調査が必要とされる場合、特に横領または不正が考えられる場合、確認は必要である。もちろん、これは経営者との協議の後においてのみ実施される (SEC, 1939, pp. 83–84)。

- Victor H. Stempf (Touche, Niven & Co.)

当該記述は、確認を推奨しているものである。実務的に可能であるならば採用されるべきものであるが、強制的なものではない。

我々の実務においては、非常に多くのケースで確認を利用している。勘定の数と比較的少なく、その金額が比較的多い場合、この手続を適用することは通常、比較的簡単な事柄である (SEC, 1939, pp. 141–142)。

- William H. Bell (Haskins & Sells)

当該記述は、売掛金の確認を実施することは大いに望まれるものであるということしか示してない。いかなるケースにおいても、大きな金額について、試査による確認 (test confirmation) を実施するのが望ましく、全てではないが多くのケースにおいて、内部統制の有効性についての追加的なチェックとしてそれを行う必要がある

(SEC, 1939, pp. 190–191)。

- Norman J. Lenhart (Lybrand, Ross Bros. & Montgomery)

現在 (1939 年) よりも昔 (1917 年) の方が、クライアントは確認を実施することに反対しており、ここ 10 年にわたり試査による確認を実施してきた。試査による確認が常に望ましく、これは、勘定の金額を確かめるという目的だけでなく、内部牽制・内部統制システムが有効に機能しているかどうかを監査人に示すという目的がある (SEC, 1939, pp. 240–241)。

- John K. Mathieson (Mathieson, Aitken & Co.)

確認は検証の際に最良の方法であるが、クライアントが現在までのところ認めていない。費用がかかることも、確認を実施しないことの要因の 1 つである。できる限り確認を実施したいが、できない場合は試査による確認をしばしば実施する。しかし、ほとんどのケースで確認を実施しない。すなわち、勘定が良く秩序立っているように思われ、何も疑義を生じさせず、時期が来たら現金が回収され銀行に預金されているといった状況であるならば、確認は実施されない (SEC, 1939, pp. 288–289)。

- Henry A. Horne (Webster, Horne & Blanchard)

売掛金の確認は、実施されなければならない場合とそうでない場合と、双方の場合ともある (SEC, 1939, p. 339)。

- Charles B. Couchman (Barrow, Wade, Guthrie & Co.)

当該記述は、確認は必須のものではないということが述べられているものであり、部分的には同意する。加えて、異常事項を発見するための最良かつ非常に有効な手段であると述べられているが、全面的に同意できるわけではない。確認の結果の真

正性は、常にここで述べられているようなものではなく、得意先の特性に依存するものである (SEC, 1939, pp. 399–400)。

- Hiram T. Scovill (University of Illinois)
確認は通常実施されるべきものである。得意先に対する確認は債権残高を検証する最良の方法であるということが1929年の冊子『財務諸表の検証』(AIA, 1929)においても述べられており、以来、確続を実施するという傾向にあると感じている (SEC, 1939, pp. 453–454)。
- Joseph J. Klein (Klein, Hinds & Finke)
当該記述は、「内部統制システムが適切であれば」という条件付の文言が追加されているという意味で、妥協の (compromise) 記述である。確認を通常実施すべきかどうかについて、意見が大きく分かれているが、その実務に賛成の立場である (SEC, 1939, p. 503)。
- George D. Bailey (Ernst & Ernst)
確認は内部牽制等によって決まるものであり、強制的なものではなく、当該記述はそうした確認を推奨するものである。他の手続が決定的なものでない限り、または勘定の数が少なくかつ非常に金額が大きいため、実務的に確認が合理的である場合には、会計士による独立の確認は望ましい (SEC, 1939, p. 557)。
- Charles W. Jones (Arthur Andersen & Co.)
クライアントが確認を必要としない状況でない限り、試査による売掛金の確認が望ましい手続である (SEC, 1939, pp. 601–602)。

以上をまとめると、①確認は強制的なものではないということをほとんど専門家証人が証言している。さらに、②確認は有効な手続であるとしながらも、内部統制システムの有効性などの条件が付されると、確認を実施しないと専門家証人が述べている。

第2章で示したとおり、確認は、「事実の存否」、および「計算の正否」を裏づける目的を有する手続といえる。さらに、確認が、特に事実の存否（資産の実在性）の立証を通じて、「不正の発見」という目的を果たす際に有用な手続であるとの認識⁷⁰は、1910年代においてもすでにみられる⁷¹。したがって、確認によって不正を発見することができるという点で重要視されたと考えられる。しかし、この時代（1910年代から1930年代）においては、確認は通常実施されていなかった（千代田, 2008, p. 212）。これは、証憑突合によって資産の実在性を立証できる（ひいては不正を発見することができる）と考えられていたためであろう。そこで次に、この点に関して、当時の実務では両者の関係がどのように捉えられていたのかを検討する。

本項で示したように、『独立公共会計士による財務諸表の検査』の文言の解釈をめぐって、McKesson & Robbins 事件の公聴会における専門家証人のほとんどが、確認は通常は実施されない手続であると述べている。たとえば、専門家証人の1人である Samuel J. Broad は、上記の AIA の基準を、「将来において確認がより実施されることを望むものであり、その手続を奨励している文言である」（SEC, 1939, p. 28）と指摘している。

さらに、「確認が特に望まれる、あるいは必要とされる状況とはどのような状況であるか」という委員の問いかけに対して、Broad は、内部統制システムが十分でない場合、または異常事項の疑義がある場合を挙げている（SEC, 1939, p. 29）。つまり、ここで内部

⁷⁰ 1910年代から1930年代にかけて、「不正の発見」は、主たる目的という地位から落ちた、すなわち副次的な目的になった（Montgomery, 1912, p. 9）との認識があるが、監査の目的として識別されている以上、この目的を検証することは監査人にとって必要であったであろう。

⁷¹ Montgomery (1912, pp. 262-263) は、回収の脱漏あるいは引き延ばしに関する不正を検出するには、確認を実施することが最も良い方法であると述べている。同年代においてかかる認識は、たとえば、De Paula (1915, p. 51) にもみられる。

統制システムを考慮しないとすれば、証憑突合によって疑義が生じた場合には、確認が実施されると解釈されていたと考えられる。ここで疑義を生じさせる手続というのは基本的に突合手続である。なぜなら、異常事項を発見するための監査技術として、たとえば分析的手続が挙げられるが、この時代 (McKesson & Robbins 事件以前) においては、分析的手続の役割が十分に認識されていないため⁷²、疑義を生じさせる手続は突合手続であると考えられるからである。要するに、McKesson & Robbins 事件以前の時代においては、証憑突合の結果次第で確認が実施されるか否かが決定されていた。

あるいは、「できる限り確認を実施したいが、できない場合には試査確認をしばしば実施する」と指摘した専門家証人の John K. Mathieson でさえ、「ほとんどのケースで確認を実施しない (In very many cases we don't confirm at all)」(SEC, 1939, p. 289) と述べている。さらに、勘定が良く秩序立っている (in order) ように思われ、何も疑義を生じさせず、時期が来たら現金が回収され銀行に預金されている、といった状況であるならば、全部確認はもとより試査確認でさえ実施する必要はないと指摘している (SEC, 1939, p. 289)。ここでの、「勘定が良く秩序立っている」という状況を確認する手続も、

⁷² McKesson & Robbins 事件における売上高の監査においては、売上高総利益率の計算がなされていた (SEC, 1940b, p. 300)。AIA の『独立公共会計士による財務諸表の検査』(AIA, 1936) 中の売上総利益に関する箇所において、「……売上高総利益率を計算する。すなわち、その比率を前年度のものと比較し、目立った変動に対して説明を行うよう求める」(p. 21) との記述がみられる。この計算は、監査技術としての分析的手続に含まれるといえる。しかしながら、損益計算書の検証は会社の財政状態を決定するために行われる付随的なものに過ぎないと監査人は考えており、売上高総利益率を計算する目的は棚卸資産の評価基準において起こり得るエラーを明らかにすることであると考えていた。すなわち、期末における棚卸資産が期首とは異なる基準で評価されていること、つまり棚卸資産の一部が適切に記帳されていないことは売上高総利益率の変化によって表面化するであろうと、監査人は認識していた (SEC, 1940b, p. 308)。しかしながら、比率の変化は架空取引の可能性を示唆するものであるとは、監査人は考えていなかった (SEC, 1940b, p. 308)。したがって、McKesson & Robbins 社の監査において監査人は、売上高総利益率の変化 (分析的手続の結果) を、架空取引 (不正) との関係では捉えていなかったことが推察される。

基本的に突合手続であろう⁷³。

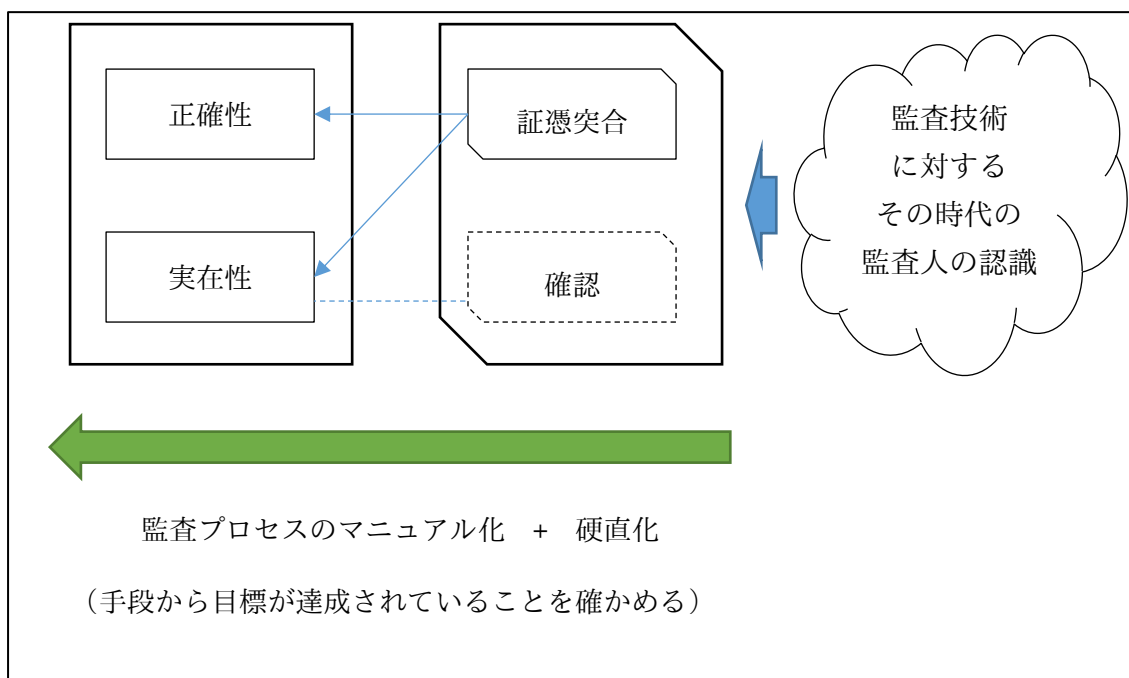
つまり、証憑突合の結果が良好であれば、確認は実施されないのである。すなわち、証憑突合の結果如何によって確認が実施されるか否かが決定される⁷⁴。したがって、当時の監査人は、証憑突合によって実在性というアサーションをも立証できる（あるいは不正を発見することができる）と考えていた、ということが推察される。つまり、Montgomery（1912）をはじめ、理論上（監査論テキスト上）は、確認の重要性が認識されていたにもかかわらず（たとえば、De Paula, 1915, p. 51 ; Holmes, 1939, pp. 144-145）、実際には（実務上では）、確認によって立証されるアサーションを証憑突合がカバーできると認識されていたため確認が省略されていたということである。

以上のような確認が省略された状況、すなわち当時の監査人が証憑突合によって「資産の実在性」を裏づけることができると認識していた状況は、前項で指摘した McKesson & Robbins 事件における監査プロセスの硬直化をもたらした要因として考えることができる。つまり、PW 会計事務所の監査人は、クライアント内部の監査証拠を利用して、主として証憑突合を選択・適用することにより、売掛金勘定の記帳の正確性および売掛金の実在性というアサーションを裏づけようとしており、それが、監査プロセスの硬直化であることを前項で指摘したところであるが、こうした硬直化・固定化が促進された背後には、確認によって立証されるアサーションを証憑突合が立証できるとの認識が監査実務に浸透していたことが考えられる、ということである（図 4.2 を参照）。

⁷³ 第 2 章で示したように、証憑突合の目的として、「記録が秩序立っていること」、すなわち「記録の整然性」の立証が挙げられる。

⁷⁴ こうした証憑突合と確認との関係について、Kohler and Pettengill（1927, p. 67）は、確認が実施されるのは、他の手続が十分でない場合にのみであると述べている。また、Andreae（1947）は次のような見解を示している。Andreae（1947, p. 258）によれば、確認は、異常な取引の存在をより速やかに発見するという利点を有しているが、他の監査手続または突合手続（回収をトレーシングすること、送り状および出荷通知を調査すること等）を補完するものでしかない。つまり、証憑突合を重要視しつつ、確認は証憑突合を補完・補助するものでしかないということである。

図 4.2 McKesson & Robbins 事件における監査プロセスのマニュアル化・硬直化



出所：筆者作成

第5節 McKesson & Robbins 事件の総括と本論文における意味

本章では、McKesson & Robbins 事件の概要を示すところから始め、PW 会計事務所
が実施していた監査手続、とりわけ売掛金勘定に対する監査技術とアサーションを検討
した。それを踏まえて、監査手続上、どこに問題があったのかを明らかにするとともに、
本事例において、売掛金勘定に対する監査プロセスが硬直化していたことを示した。

具体的にはまず、既存の解釈でも示されているところの証憑突合の限界、すなわち証
憑突合は実在性のアサーションを裏づける手段としては弱いこと、また一方で、確認の
有効性、すなわち確認は実在性のアサーションを裏づける手段としては証憑突合よりも
強力であり、確認を実施していれば当該不正を（より早期に）検出できた可能性がある
ことを述べている。この結果として、売掛金については、監査人が直接得意先に対して
売掛金の期末残高について確認が求める監査手続が、広く実施されるようになった。

加えて、本章では、監査人が「目標」としてのアサーション、とくに売掛金の実在性というアサーションを意識的に設定するのではなく、むしろクライアント内部の監査証拠を入手・利用し、証憑突合を実施することによって、当該アサーションが立証できると判断する、手段から目標が達成されていることを確かめる流れが生じていたことを示している。McKesson & Robbins 事件を分析してみると、この流れのまま、売掛金勘定に対する監査認識活動（監査プロセス）がマニュアル化・ルーティン化、また結果として固定化・硬直化していたということが見てとれる。本章では、この監査プロセスの硬直化が、世界的に有名な、したがって高品質な監査を提供できると考えられる PW 会計事務所が、長きにわたり不正・粉飾を検出できなかったことの重要な要因であることを識別している。

さらに、こうした監査プロセスの硬直化を促進させた背後には、当時の監査人の認識、つまりは、確認によって裏づけられるアサーションを証憑突合が裏づけることが可能であるとの認識が監査実務に浸透していたことが挙げられるであろう。監査技術としての確認を省略できると考えられていたのは、監査技術に対する当時の監査人のこうした認識によるものである。

最後に、以上の McKesson & Robbins 事件の分析から、監査技術とアサーションとの関係について検討するに値する 2 つの課題を識別することによって、本章を締めくくる。1 つは、監査人は、どうすれば監査の失敗を防げたのか、あるいはより早期に不正・粉飾を見抜くことができたのかを示すこと、つまり監査技術とアサーションの観点から改善策を提示することである。詳細は第 7 章で述べることとするが、結論を先取りすれば、改善策として、①監査技術適用の際にその前提を検討すること（たとえば、証憑が偽造されたものでないかどうかを確かめること）、および②監査技術とアサーションとの関係を見直すことが挙げられる。

2 つ目は、職業的懐疑心との関係である。この点についても詳細は第 7 章で議論することとする。そこでは本章の分析も踏まえて、職業的懐疑心に関する実務上および研究

上の示唆を提供する。本章でも述べたように、PW 会計事務所の監査人が懐疑心を発揮すべき状況があったにもかかわらず、むしろ整合的な監査証拠を目の前にして納得してしまった（つまり、懐疑心を強化すべきであった）状況を SEC は識別している。

これら2つの課題（改善策の提示と職業的懐疑心）は、相互に関係していると考えている。結論を先取りすれば、監査技術適用の際にその前提を検討すること、あるいは監査技術とアサーションとの関係を見直すことといった監査人の対応は、職業的懐疑心を発揮することの1つの形態であるといえる。

第5章 確認と監査プロセスの硬直化

～ナナボシ事件を題材として～

第1節 はじめに

本章では、ナナボシ事件に対する判決⁷⁵（以下『判決』）を分析基礎とした事例研究を行う。個別事例を分析することによって、監査人が実施した具体的な監査手続を知ることができ、どこに問題があったのかを明確にすることができる。また本論文でナナボシ事件を取り上げる理由は以下のとおりである。

第1に、本粉飾決算が上場会社で行われており、その監査人がわが国を代表する監査法人の1つ（監査法人トーマツ）であったことが挙げられる。第2に、粉飾決算が、その当時の経営陣による、外部の取引先を巻き込んだ上での、組織的で、徹底的で、常軌を逸したともいえる不正スキームのもとで行われていたことが挙げられる。この点は、売掛金の確認に対する有効性が低下したことと関係する。第3に、「監査リスク・アプローチ」という新しい監査思考がわが国で初めて取り入れられた『監査基準』（平成3年改訂）のもとで起こったことが挙げられる。第4に、最終的には「和解」で解決されたものの、監査人の法的責任が問われてこなかったわが国の訴訟環境において、本件の第一審判決（『判決』）では監査人の法的責任が認められ、監査人が敗訴していることが挙げられる。今後、監査人の過失の有無が問われる事例も増加する可能性があり、こうした状況下においては、監査人にとっては、本事例・本判決の内容を分析し、十分な対策を講じておくことが重要となる（町田, 2010, p. 33）。こうした点を踏まえれば、ナナボシ事件を扱うことは監査研究上重要であると考えられる。

またナナボシ事件については、監査研究者・法学者・実務家など様々な観点からすでに分析がなされている。この判決に対する社会の関心は高く、その意義を評価する論調

⁷⁵ 大阪地方裁判所 第25民事部 判決（ワ）4762号（平成20年4月18日）。

が一般的である（たとえば、志谷, 2008 ; 藤原, 2008 ; 山口, 2009 ; 上野, 2010 ; 鳥羽, 2010 ; 田澤, 2011）。たとえば、上野（2010）は、「Y 監査法人（監査法人トーマツ）が、会計監査の専門家であることに考えを及ぼすとき、社会が職業的監査人に寄せる期待と相俟ってその責任は厳しく問われるべきである。したがって、『通常実施すべき監査手続を怠り、債務不履行責任を負う』とする裁判所の判断は、正鵠を射たもの」（p. 56、括弧内引用者）と評価している。

より具体的には、先行研究では概ね、本事件で争点となった問題、すなわち①ナナボシの管財人（原告）は、監査人（被告）に対して監査契約債務不履行責任を追及できるのか、②「通常実施すべき監査手続」の内容と監査リスク・アプローチとの関係、③監査人が職業専門家として、「通常実施すべき監査手続」を実施していたのか、また監査リスク・アプローチに基づいて監査を行っていたのか、④監査人の債務不履行と相当の因果関係のある損害が生じたか、またその金額はいくらであるか、を中心に検討がなされており（たとえば、志谷, 2008 ; 藤原, 2008 ; 安田, 2008 ; 山口, 2009 ; 上野, 2010 ; 田澤, 2011）、上述したように、当該判決に一定の評価が与えられている。加えて、鳥羽（2010）では、監査理論の視点から、⑤職業的懐疑心、⑥監査技術としての質問、⑦監査調書のレビューについての検討がなされている。

一方で、先行研究では、監査手続・監査技術それ自体に焦点が当てられているわけではない。本事例で特に問題となった項目（売上高・売掛金）に対して、監査人は様々な監査技術（たとえば、閲覧、証憑突合、視察、確認、分析的手続など）を適用しており、またそれらに対して監査人は監査要点を設定している。したがって、先行研究では、監査技術と監査要点、およびその関係性の検討が不十分である。したがって、既存研究と差別化する点として、本論文では監査技術に焦点が当てられていること、監査技術と監査要点との関係性にも検討が加えられていることが挙げられる。結果として、確認が有する問題点・限界が示されるとともに、職業的懐疑心の発揮の仕方の1つとして、監査技術と監査要点との関係性を再評価することが含まれることが明らかとなる。

第2節 ナナボシ事件について⁷⁶

ナナボシ事件については、上述のように、すでに監査研究者、法学者、実務家など様々な観点から分析されている。ナナボシ事件を詳述することが本章の目的ではないが、後の議論のために、以下で簡潔に本事例の概要と粉飾のスキームを整理する。

(1) ナナボシ事件の概要

ナナボシは、電力会社の発電所の補修・維持などのメンテナンス工事や石油配管・排水管などのプラント工事を主たる事業とする企業として業績を伸ばし、平成7年（1995年）4月、大阪証券取引所（市場第二部）に上場した。しかし、上場後まもなく電力業界の競争激化の影響によるコストダウンや、電力会社による余剰発電設備の一時休止の影響を受け、平成9年（1997年）頃には大幅な赤字経営に陥った。そこでナナボシの代表取締役会長（創業者）は、経営者としての誇りや上場企業としての体面を維持し、上場以来好調に推移していたナナボシの株価維持を目的として、赤字決算を回避するべく粉飾工作を画策した。

その粉飾決算の方法は主として架空工事による売上を計上するものであったが、ナナボシは単に会計帳簿を改ざんするだけでなく、正規の会計処理に基づく資金移動を伴わせる形式を採用した。特に、資金移動に関する工作には架空工事の作出、また架空外注費の支払いおよび架空工事代金の回収には、外部協力者としてナナボシの資材調達先であった取引先企業が関与していた。その結果として、粉飾決算工作の全体像が見えにくくなっていた。そしてこのような工作は平成10年（1998年）年3月期より同13年（2001年）3月期までほぼ同様の手法によって繰り返されてきた⁷⁷。

⁷⁶ ここでの記述は主として、上述した「大阪地方裁判所 第25民事部 判決（ワ）4762号（平成20年4月18日）」に拠っている。

⁷⁷ 本事例が発覚した直前の事業年度（平成13年3月期末時点）において、同社は売上高を86億5,600万円、経常利益3億6,100万円と公表していたが、その内、売上高25億3,700万円、経常利益4億6,000万円は架空に計上されていたものであった。ナナボシは、平成

こうした粉飾が行われていたにもかかわらず、監査人は、各事業年度の個別財務諸表に対して無限定適正意見を表明していた。監査人がこうした虚偽表示を発見できなかったことに対して、裁判所は監査人の過失責任を認め、損害賠償の支払いを求めた⁷⁸。

(2) 粉飾スキーム

ナナボシが粉飾決算のために用意した粉飾スキームには、いくつかの顕著な特徴がある。①11名の取締役の内、同社の代表取締役会長を含め9名が共謀・実行し、また従業員（上級経営管理者）も加担するなど、組織的な不正であったこと。②受注工事について架空の発注先（組合）が利用され、また実在の組合に対しては粉飾決算の協力要請がなされていたこと。③受注工事に関係する工事代金の回収（入金）工作については、同社の（実在の）取引業者6つの協力のもとに、発注先（架空）である組合名での工事代金の支払いが偽装されていたこと。④監査人から送られてくる売掛金残高確認状の受領場所も偽装されていたこと。⑤工事現場自体の偽装も行われていたこと、である。

具体的には、本事例では2つのスキームが採用されており、(1) 実在する顧客との取引を利用した架空工事スキームと、(2) 和歌山県内に実在する組合名や架空組合名を利用した架空工事スキームであった。特に、(2)のスキームについては、これらの組合からナナボシが架空工事を受注し、これを外注先に発注したことにして、架空の売上および原価を作出するものであり、このスキームには関係取引先企業が手数料を受領しながら協力していた。(2)のスキームは以下のとおりである。和歌山県に実在する組合を通じて、あるいは架空の組合を利用して、ナナボシが架空の土木工事等を受注し、これを実在する外注先に偽装発注することによって、ナナボシは架空売上の計上（売掛金の回

10年（1998年）から平成13年（2001年）にかけて、架空の工事収益を計上することを通じて、合計約1億8,890万円を違法に配当した。また同社は、粉飾決算のためのスキームを維持するのに係る手数料等、約8億3,020万円を社外に流出させた。

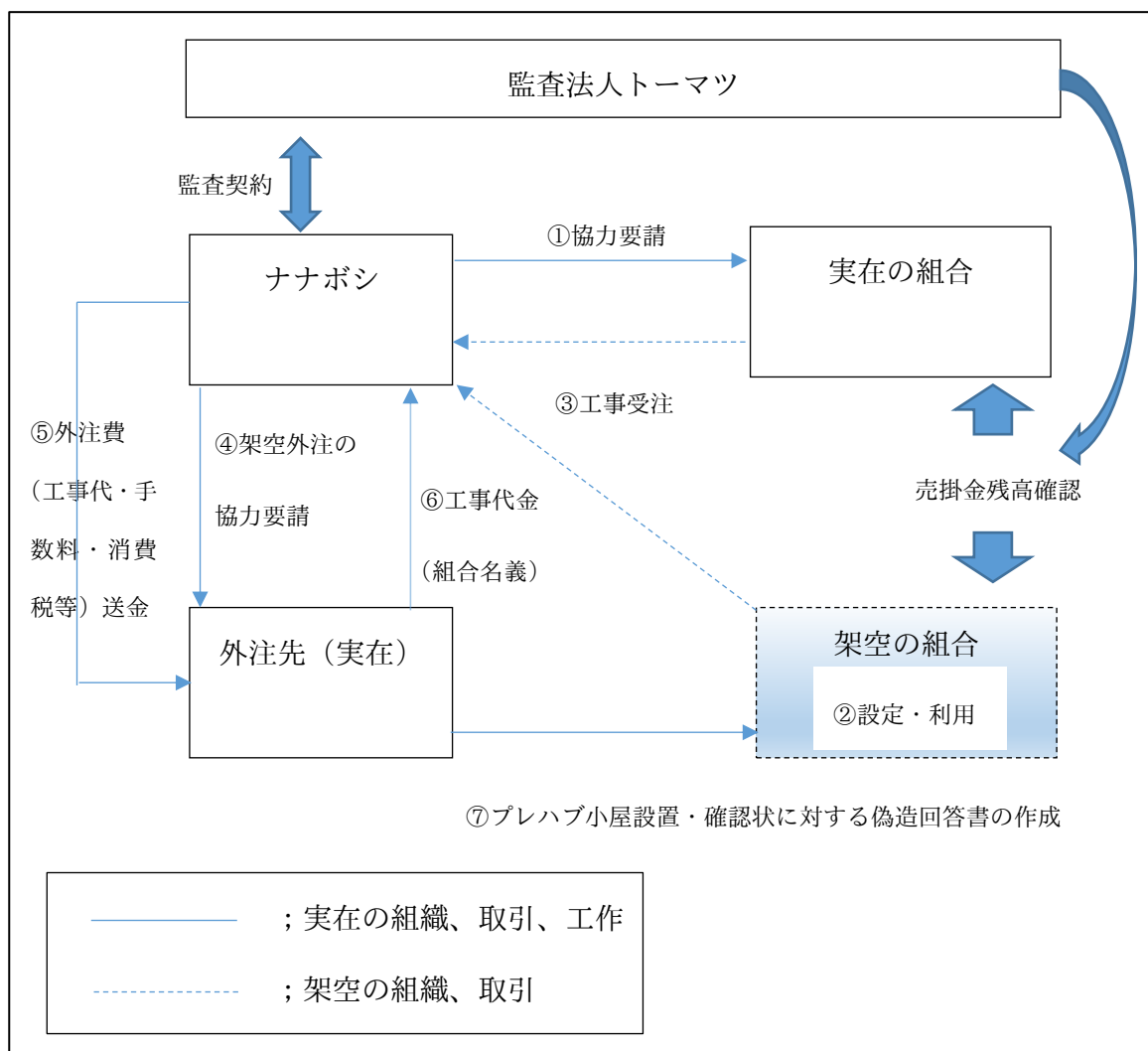
⁷⁸ 原告（再生管財人）は被告（担当監査法人）に対して約10億1,900万円の損害賠償を請求したが、裁判所は過失相殺を認め、当該監査法人に損害認定額（約8,500万円）の2割（約1,700万円）の支払いを命じた。

取)を行った、というものである。この和歌山県御坊地区を中心にして組み立てられた(2)のスキームが、本事件の中核となったものであり、結果として監査人の責任に問われることとなったものである。

このスキームでは、御坊地区の工事に関する外注費の支払の形をとって、ナナボシから外注先に送金し、これを外注先が御坊地区の組合を仮装して、当該組合の振込名義を使ってナナボシに振込送金した。ナナボシに振込送金する際には、ナナボシの利益分を上乗せして支払う必要があるため、送金を受けた外注費に加えて他の工事名義で受領した外注費も合わせて振り込むことになった。鳥羽(2010)が述べているように、本スキームは、「架空売上と関連する架空工事原価の計上に必要な書類の、関連部署の主要従業員による偽装に加えて、架空の工事発注について実在する組合への協力要請や架空の組合名の利用、工事現場の偽装、公認会計士が売掛金の残高確認を行った場合の確認状の受取場所の偽装など、不正スキームを発覚させないうえで必要な、ありとあらゆる工作が用意された。」(p. 43)のものであった。以下、本スキームを詳細に検討する(図5.1を参照されたい)。

ナナボシは、実在の組合に粉飾決算の協力要請をし(①)、また架空の組合を設定・利用し(②)、公共工事の受注を仮装した(③)。ナナボシは、受注工事については、これを外部企業に発注したことにして、粉飾に必要な収益と工事原価を算定するための基礎書類を偽造する一方、ナナボシの取引企業(実在)に対して、この架空の外注を受けるよう協力を依頼した(④)。さらにナナボシは、この架空の外注先に対して、外注費として、手数料と受注工事代金にかかる消費税相当分を加えた上で、粉飾決算に必要な資金を事前に送る(⑤)。一方、この協力先は、ナナボシから受け取った外注費相当額を工事発注先である組合名(実在・架空)を使って「工事代金」としてナナボシに還流した(⑥)。さらに、協力先は、監査人から送られてくる残高確認状に備えて、工事発注した架空の組合の所在地にプレハブ小屋を建てて、確認状を回収し、組合ごとに署名の筆跡を変え代表印を偽装するなどして返送した(⑦)。

図 5.1 ナナボシ事件における不正スキーム



出所：鳥羽（2010, p. 43）の図に筆者が加筆・修正

監査人にとって上記の粉飾スキームは、ナナボシが外注費と手数料等の送金を続けられる限り、粉飾を見抜くのが困難な、手の込んだものである。仮に工事関係の書類が不備であっても、あるいは工事代金の支払いに遅延が生じていたとしても、被監査会社の預金通帳等で工事代金の支払いと見られる入金が確かめられる場合には、売掛金の実在性（工事代金の実在性）が疑問視される可能性は低い。

第3節 監査法人トーマツが実施した監査手続⁷⁹

本節では、本事例で問題となった項目の売上高・売掛金に対して、監査人がいかなる監査手続を実施していたのかを示す。具体的には、監査技術としての確認、視察、質問、閲覧、実査、分析的手続である。第4節では、この中で確認、視察、および質問を中心に上げるため、それ以外の監査技術は「その他の監査手続」としてまとめている。これらの監査手続も後の議論(第7章)で参照するため、本節で取り上げることにする。

(1) 監査技術としての確認

◆売掛金勘定に対する確認

監査技術の確認に関して、監査人は、御坊地区の工事代金の全件について、注文書および工事完了証明書を入手して、これらをレビューすることにより、注文があった事実を確かめ、(工事件数は少ないため)全ての取引先に残高確認状を送付してその返送を受けていた。しかも、工事代金が支払期限を迎えた平成11(1999)年3月期以降については、残高確認状の返送を行ったどの取引先も、過去に、別の工事について現に工事代金を入金した実績があることを確かめた。すなわち、御坊地区の工事代金に関する売掛金および売上高の实在性の監査要点について、工事の注文書や契約書、工事完了証明書を入手し、御坊地区の組合に対して残高確認状を発送してその回答を入手し、实在性についての心証を形成した⁸⁰。これらの結果を総合して監査人は、必要にして十分な監査証拠が得られたと判断した。

以上の監査手続は、通常の請負工事代金の实在性の監査として、注文書や見積書等で

⁷⁹ 本節での記述も主として、上述した「大阪地方裁判所 第25民事部 判決(ワ)4762号(平成20年4月18日)」に拠っている。

⁸⁰ より具体的に、監査人は、売掛金が計上されている取引先に対し、残高確認状を送付し、「売掛債権確認状コントロールリスト」の表を作成し、ナナボシから入手した売掛金の額と、取引先からの確認状の回答金額を比較している。さらに、差異があるものについてはナナボシに説明を求め、合理的な説明であるか否かを検討した。

工事の存在を確認でき、確認回答書および入金額を調べることで、工事代金の入金を確認でき、工事が実在したことの裏づけとなるから、裁判所は、監査人が実施した監査手続が必要十分なものと認めている。したがって、この点に関して、監査リスク・アプローチを前提としても、一般的な工事請負代金の実在性の監査手続として、「通常実施すべき監査手続」に該当し、特段簡素な監査手続であったとはいえないと『判決』では結論づけられている。

◆入金チェック（銀行残高の確認）

御坊地区の工事については、売上高が大きいにもかかわらず、平成11（1999）年3月期から、支払遅延が生じているものがあつた。平成12（2000）年3月期においては、支払遅延の期間が長くなっていき、平成13（2001）年3月期においては、ほぼ全件の工事について、支払遅延が生じていた。しかし、平成11年3月期および平成12年3月期の支払遅延については、監査意見が表明される段階までには全て入金がなされた。監査人は、平成13年3月期の支払遅延の理由について、ナナボシからは、国や自治体からの補助金の入金が遅れているからとのみ聞き出し、その理由についてさらに調査しなかつた。監査人は、平成13年6月末、監査意見を表明する段階になつても入金がなされていない段階で初めて、当該補助金の未入金の理由を追及した。支払遅延の理由をさらに聴取したのは、平成13年3月期の監査報告書を作成し、監査意見を表明した後であつた。

したがって、監査人は、平成13年3月期の決算までは、御坊地区の工事の支払遅延を問題視しておらず、平成13年9月期の中間決算期になつて初めて、問題視するようになったことになる。ナナボシは、御坊地区の工事の他にも多くの滞留債権を抱えていたとはいえ、本来、確実な入金が見込めるはずの公共工事での支払遅延は明らかに不自然である。

そこで、『判決』では、監査人としては単に入金を確認するのみならず、契約の実在性についても監査手続を行うべきであつたと述べられている。それは、公共工事であると

いう性格からすれば、本当にそのような工事を実施しているのかは発注先である自治体に問い合わせれば容易に判明することであり、監査の効率性を損なうような調査ではないからである。

(2) 監査技術としての視察および質問

監査人は、御坊地区の工事代金に関する売掛金・売上高の実在性の監査要点については、上述のように、工事の注文書や契約書等の書類を入手し、組合に対して確認状を送付し、金融機関の資料等から入金実績を確認して監査証拠を収集し、実在性についての心証を形成した。加えて、金額的に重要な工事については、期間帰属の監査要点の心証形成も兼ねて現場視察（以下、視察）を実施していた。

しかし、御坊地区の工事の監査を行った監査人は、ヒアリングの際に細かい質問をしなかった。また、そこでは、監査人が現場を改めて掘り返すということはしなかったことから、既に配管の埋められた現場に案内した。案内した工事現場には、工事をしたばかりであれば新しくなっているべき舗装面や蛇口が古びて、直近に工事が行われたとは思えない現場もあった。視察した監査担当者は、現場の写真を撮影するなどただで、工事の細かい内容についての質問等をせず、工事の規模と比して工事代金が高すぎるのではないかといった疑問点の指摘もしなかった。

平成 13 年 10 月 31 日、監査責任者は、御坊地区の工事について追加の監査手続が必要であると考え、経営陣に対して、同年 11 月 2 日までに入金がなければ、監査意見を表明することができず、現地調査や御坊組合の担当者へのヒアリングなどの追加の監査手続を実施すると申し出た。しかし、その後も入金はなく、監査責任者は、同年 11 月 15 日、会社役員と視察を実施したところ、視察現場にて、工事図面と実際の現場が異なること、工事の規模からして 3 億円もの売上があることがおかしいこと等を指摘した。当該監査責任者は、視察に先立ち、御坊地区の組合の存在について、電話帳を調べたところ記載がなかったことから、その存在に疑問を持ち、御坊組合の工事が架空工事ではないかと

いうことをナナボシの監査役に指摘し、入金があっても監査意見は表明できないことを伝えた。

(3) その他の監査手続

◆ 閲覧および実査

原告の主張によれば、請負工事による売上は、継続的に行われる物品販売などと異なり、売上の基礎となる工事の1件1件について個別具体的な協議が行われ、契約内容が確認されていくものであるから、他に確認することが可能な書類が通常はいくつも存在する。御坊地区の工事は、受注金額が大規模なものであったことに鑑みれば、監査人は注文書および工事完了証明書以外に存在するはずの書類（工事概要書、入札案内、工程管理表、施工図を伴った指図書等）の存在を確認するべきであった。御坊地区の工事は受注金額が極めて高い反面、工事件数は各決算期とも10件に満たないのであるから、かかる書類について閲覧を行ったとしても、監査の効率性に大きな支障を生じるものでもない。

一方で、監査人の主張としては、監査においては、効率性の観点も踏まえて監査手続を選択する必要があり、原告の主張する各書類については、注文書および工事完了証明書と同様、外部証拠であることから証明力は同等であるが、そこに記載されているのは工事の具体的内容であって、「売上および売掛債権の実在性」の監査要点との適合性は低い、というものである。したがって、監査人は、適合性の低い書類の確認に有限な監査資源を費消することは、「通常実施すべき監査手続」にあたらないと反論した⁸¹。

⁸¹ 鳥羽（2010, p. 59）で指摘されているように、工事現場が偽装されていた場合に、当該工事現場が真正なものであるかどうかを、工事設計図を含む工事基礎資料の「閲覧」を通じて判断する能力には限界があるが、『判決』で指摘・分析されているように、工事関係書類自体が整っているかどうかを確かめるための「実査」は可能であった。

◆分析的手続

監査人は、月次決算等について分析的手続を実施し、異常性の有無や固有リスクの有無等に関して当年度の動向を把握していた。具体的には、直近の月次決算を査閲して前期あるいは前月との比較等を行い、変動があれば被監査会社に質問してその理由・背景を聴取することにより、当年度期末決算の大まかな動向、すなわち、増収方向か、減益かなどを把握していた。つまり、営業関連項目の分析的検討（売上高・完成工事原価・粗利率・未成工事支出金等の前期からの推移について全社ベースでの検討）を行い増減内容が合理的なものであるか確かめており、その推移には異常がないと判断した。

監査人が実施した分析的手続に対して、裁判所は、以下のように判断している。確かに、御坊地区の工事は、電力会社や重機器メーカーを顧客としてきたナナボシにとっては、経験の乏しい公共土木工事という点で新規事業であったとは認められるが、会社が目的としている工事請負業の範囲のものであったことからみれば、全くの新規事業であるとはいえず、この点について御坊地区の工事が異常であるとはいえない。また、御坊地区の工事がナナボシの売上に占める割合は、顧客先別で見ても最も多いところで 23.1% であり、他の取引先と比較しても格段に大きい比率であるとはいえず、ナナボシが御坊地区の工事に依存していたとまではいえない。また、平成 11（1999）年 3 月期以降、ナナボシの工事別売上高の上位 10 件以内に御坊地区の工事がほとんどを占めていることが認められるが、売上高が高くても入金されている限り、問題点は見だし難いといえるから、これらの事情のみで、御坊地区の工事を特別注視すべきであったとはいえない。

しかし、御坊地区の工事は、他の工事よりも明らかに高額な売上が上がっている工事であるのに、工期は非常に短く、それが常に期首の予算に計上されないことが多く、決算間近の期中に売上計上され、加えて当初の全体の売上予想に近い数字になるよう計上されていたことからすれば、やはり不自然な工事であったというべきである。さらに、御坊地区の工事は、予め工事内容が合意され、代金も決定された注文書が出されていたものであり、しかも公共工事であった。こうした点を踏まえれば、急に売上が上がった

という点も不自然である。

第4節 ナナボシ事件における監査プロセスの硬直化

本節では、ナナボシの監査において監査人が実施した監査手続を踏まえて、監査技術と監査要点との関係に焦点を当てて分析を行う。そこで、まず、売掛金および売掛金に関する監査計画全体が硬直化していたことを確かめておく。次に、具体的な監査要点と関係技術との関係に焦点を当てて、すなわち、売掛金の実在性と確認との関係、売掛金の実在性・回収可能性と入金チェック（銀行残高の確認）との関係、および売上高の期間帰属・実在性と視察および質問との関係に焦点を当てて、監査プロセスの硬直化を検討する。

(1) 売掛金および売上高にかかる監査計画

『判決』によれば、問題となった期間（平成10年3月期から平成13年3月期）において、監査人は、ナナボシ社の内部統制システムを検証し、その結果、当該内部統制システムに依拠することができ、実証手続に関する監査計画⁸²を変更する必要はないと判断した。したがって、当該期間において、会計不正が生じていたにもかかわらず、実証手続に関する監査計画の基本的な方針は過年度のものを引き継いでいた。つまり、ナナボシ事件において、監査計画は全体として硬直化していた。

監査計画が硬直化していた大きな要因として、監査人によるビジネス・リスクの評価に問題があったことが挙げられる。『判決』によれば、監査人が御坊地区の工事のビジネス・リスクを低く評価したのは、新規取引であることが、特異性・異常性に該当しないと判断したからである。すなわち、確かに、不慣れな工事の受注は、会社にとってはビジネス・リスクではあるが、固有リスク⁸³を発生・増大させるものではなく、また約定

⁸² 『判決』では、実証的検証計画という用語が使用されている。

⁸³ 『判決』では、固有の危険という用語が使用されている。

どおりの工事代金が約定どおりの期日に支払われており、「不慣れな工事によりトラブルが発生した」ことを窺わせる事情は存在しなかった、と判断した。そのため、監査人は、売上取引に関する基本的な事項（売上取引のフロー、それに関する内部統制、売上計上基準など）が同じであれば、新規の取引先との取引に対しても既存の取引先との取引と同じ監査プロセスを踏んでいた。

(2) 売掛金の実在性と確認

本事例では、監査人から送られてくる残高確認状に備えて、工事発注した架空の組合の所在地にプレハブ小屋を建てて、確認状を回収し、組合ごとに署名の筆跡を変え代表印を偽装するなどして返送していた。したがって、被監査会社と確認状に対する回答先とが共謀していたために、売掛金の実在性に対する監査技術としての確認の有効性が著しく低下した。監査人は、（会計記録に整合的な結果を記載した）回答書が返送されてくることをもって、売掛金の実在性を裏づけてられていると判断していたと推察される。実際に、問題となった期間において監査人は、売掛金の実在性の監査要点に対して、基本的には、固有リスクは無いと判断し、また同社の内部統制システムに依拠して監査手続を計画・実施した。そのため監査手続の水準は限定的であった（表 5.1 を参照）⁸⁴。

⁸⁴ 平成 13 年 3 月期の監査において、監査人は、内部統制システムに依拠せず、監査手続の水準を引き上げているが、これは、御坊地区の工事代金が入金されていない状況を踏まえてのものである。監査意見を公表する直前になっても、工事代金約 13 億 7,500 万円が入金されていなかったためである。実際に監査人が御坊地区の工事の実在性に疑問を持ったのはそれよりも後であり、具体的には平成 13 年 10 月 29 日、内部統制には依拠できないと判断して、監査意見を表明するには、入金があってもそれが正常なものか検証することとし、登記簿謄本や決算書等を経営者に要求するなどの追加の監査手続を実施した。

表 5.1 売掛金の実在性に対する監査人のリスク評価およびリスク対応

	平成10 (1998) 年3月期	平成11 (1999) 年3月期	平成12 (2000) 年3月期	平成13 (2001) 年3月期
固有リスク	無	無	無	無
内部統制への依拠	○	○	○	×
監査手続の水準	限定	限定	限定	中

出所：『判決』に記載されている図表 1~4 に基づき筆者作成

前述のように、問題となった期間において、監査計画の基本的な方針に変更はなかった。監査人は、過年度の同じ手続を実施することによって、具体的には、確認を実施することによって、帳簿上の金額と回答書上の金額とが整合的であることをもって、実際には架空の売掛金であるにもかかわらず、売掛金の実在性を立証できていると判断していた。ここに監査プロセス（実在性と確認との結びつき）の硬直化が見てとれる（図 5.2 の [2] を参照）。

(3) 売掛金の実在性・回収可能性と入金チェック（銀行残高の確認）

監査人は、事後の入金チェック（銀行残高の確認）を、監査要点としての「回収可能性」と結びつけていた。実際に、問題となった期間において監査人は、売掛金の評価（回収可能性）の監査要点に対して、一貫して、固有リスクが存在すると判断し、同社の内部統制システムに依拠せずに監査手続を計画・実施した。そのため、監査手続の水準は高かった（表 5.2 を参照）。問題となった期間において監査人は、入金がなされていたことをもって、追加の監査手続を実施しなかった。したがって、監査人は、銀行残高の確認を実施した結果として、回収可能性の監査要点が裏づけられていると判断したと推察される。

表 5.2 売掛金の評価（回収可能性）に対する監査人のリスク評価およびリスク対応

	平成10（1998）年3月期	平成11（1999）年3月期	平成12（2000）年3月期	平成13（2001）年3月期
固有リスク	有	有	有	有
内部統制への依拠	×	×	×	×
監査手続の水準	高	高	高	高

出所：『判決』に記載されている図表 1~4 に基づき筆者作成

一方で、事後の入金チェック（銀行残高の確認）と売掛金の実在性の監査要点とは結びつけられていなかった。ここでの問題点は、売掛金が仮に架空のものであったとしても、その入金が取引銀行等の通帳で確認される以上、監査人が当該売上債権の実在性を疑う可能性は低いことである。仮に工事代金の入金が遅延することがあっても、それは売上債権の回収可能性の問題として認識するのが一般的であり、この点を売掛金そのものの実在性（工事そのものの実在性）と結びつけるのは困難であろう。これは、前項で示したとおり、得意先からの回答書の結果（確認）によって売掛金の実在性が裏づけられていると判断したのであれば、より一層強固なものになったといえるのではないだろうか。

監査人は、問題となった期間を通じて、支払遅延が生じていたとしても、入金がなされていたことをもって、追加の監査手続は必要ないと判断した。つまり、監査人は、銀行残高の確認を実施した結果として、監査目的が達成されたと判断したと推察される。ここに監査プロセスの硬直化が見てとれる（図 5.2 の【1】を参照）。

（4） 売上高の期間帰属・実在性と視察および質問

前述のとおり、金額的に重要な工事については、期間帰属の監査要点の心証形成も兼ねて視察を実施していた。しかし、『判決』からは、監査人が実施した工事現場での視察および質問は非常に形式的なものであったことがわかる。すなわち、監査要点を明示的に意識して監査技術を選択・適用し、監査証拠を入手していたというよりはむしろ、視

察および質問を（形式的に）実施することによって関連する監査要点が裏づけられていると判断したということが推察される。実際に、問題となった期間において監査人は、売上高の期間帰属の監査要点に対して、一貫して、固有リスクが存在すると判断したが、同社の内部統制システムに依拠した監査手続を計画・実施した。そのため、基礎的な監査手続が実施されていた（表 5.3 を参照）。

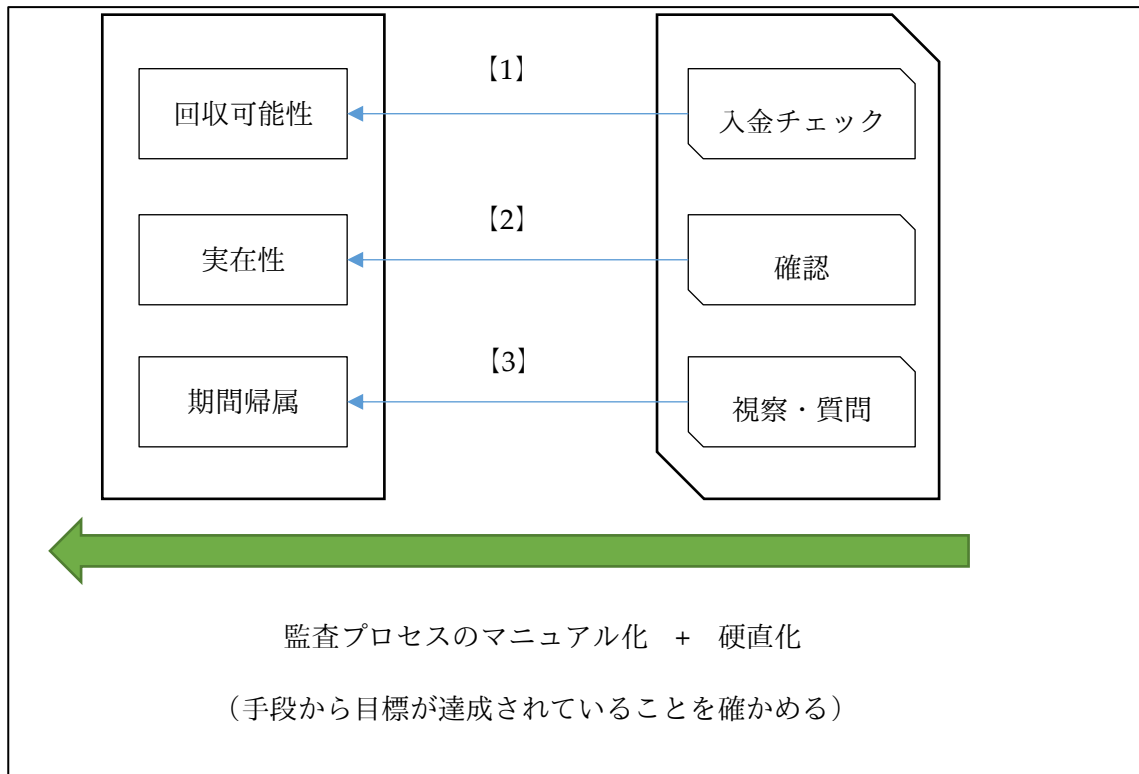
表 5.3 売上高の期間帰属の適切性に対する監査人のリスク評価およびリスク対応

期間帰属	平成10 (1998) 年3月期	平成11 (1999) 年3月期	平成12 (2000) 年3月期	平成13 (2001) 年3月期
固有リスク	有	有	有	有
内部統制への依拠	○	○	○	○
監査手続の水準	基礎	基礎	基礎	基礎

出所：『判決』に記載されている図表 1~4 に基づき筆者作成

当該工事現場の不自然な状況からは、視察および質問と売上・売掛金そのものの実在性（工事そのものの実在性）とを結びつけて検討することができたはずであるが、監査人は形式的な視察および質問に終始していた。ここに監査プロセスの硬直化が見てとれる（図 5.2 の【3】を参照）。

図 5.2 ナナボシ事件における監査プロセスのマニュアル化・硬直化



出所：筆者作成

第5節 ナナボシ事件の総括と本論文における意味

本章では、ナナボシ事件の概要を示すところから始め、監査法人トーマツが実施していた監査手続、とりわけ売上高・売掛金勘定に対する監査技術とアサーションを検討した。それを踏まえて、監査手続実施上、どこに問題があったのかを明らかにするとともに、本事例において、売上高・売掛金勘定に対する監査プロセスが硬直化していたことを示した。

具体的には、まず、被監査会社と確認状に対する回答先とが共謀していたために、売掛金の実在性に対する監査技術としての確認の有効性が著しく低下していたが、監査人は、確認によって、売掛金の実在性を裏づけてられていると判断していたことを示した。次に、仮に工事代金の入金が遅延することがあっても、それは売上債権の回収可能性の

問題として認識するのが一般的であり、監査人は、銀行残高の確認を実施した結果として、回収可能性の監査要点が裏づけられていると判断したことを示した。最後に、監査人が実施した工事現場での視察および質問は非常に形式的なものであったことから、監査人は、視察および質問を（形式的に）実施することによって期間帰属の監査要点が裏づけられていると判断したということを示した。

全体として、本章では、監査人が「目標」としてのアサーション、とくに売掛金の実在性というアサーションを意識的に設定するのではなく、様々な監査技術を選択・適用することを通じて、当該アサーションを裏づけることができるという、手段から目標が達成されていることを確かめる流れが生じていたことを明らかにした。ナナボシ事件を分析してみても、この流れのまま、売掛金勘定に対する監査認識活動（監査プロセス）がマニュアル化・ルーティン化、また結果として固定化・硬直化していたということが見てとれる。本章では、この監査プロセスの硬直化が、日本を代表する監査法人であるトーマツの監査人がナナボシ社による不正を（より早期に）検出できなかったことの重要な要因であることを識別している。

以上のナナボシ事件の分析から、前章の McKesson & Robbins 事件の分析の結果と同様に、検討に値する2つの課題を識別することができる。1つは、監査技術とアサーションの観点から改善策を提示することである。いま1つは、監査プロセスのマニュアル化と職業的懐疑心との関係の考察である。本章でも述べたように、ナナボシの監査において、不正の端緒は至る所に存在していた。したがって監査人が懐疑心を発揮すべき状況があったにもかかわらず、監査人は監査証拠を適切に評価することができていなかった。これら2つの課題（改善策の提示と職業的懐疑心）は、相互に関係していると考えている。これらの点について詳細は第7章で議論する。

第6章 分析的手続と監査プロセスの硬直化

～WorldCom 事件を題材として～

第1節 はじめに

本章では、社会的に大きな影響を及ぼした WorldCom 事件を分析の対象とすることによって、分析的手続の問題を検討する。監査手続上、分析的手続が問題となった事例は少なからず存在する。たとえば、Beasley et al. (2013) によれば、1998 年から 2010 年の間に SEC が監査人に申し立てた不正な財務報告の事例（87 件）を検証した結果（ただし、そのうちの 6 件は疑似監査 [bogus audit] のため除外）、分析的手続の実施に問題があったとされる事例は 5 件（監査計画段階における事例が 1 件、実証手続段階における事例が 4 件）であったことを報告している⁸⁵。

先行研究として、WorldCom 事件に対しては、亀岡 (2014) および亀岡 (2016, pp. 122–145) が、特に監査人の独立性の観点から詳細な事例分析を行っている。亀岡 (2014) および亀岡 (2016) は、本事件を分析した結果として、法律上の故意概念と監査上の独立性概念とが対応しない場合があることを指摘している。本章では、研究目的に沿って、分析的手続と監査目的との関係、および監査プロセスのマニュアル化の観点から WorldCom 事件の検討を行う。

第2節 WorldCom 事件の概要

本事件は、全米第2位の大手通信事業会社であった WorldCom, Inc. (以下、WorldCom) の巨額な粉飾決算が問題となった事件である。本事件が社会的に大きな影響を与えたの

⁸⁵ 筆者が SEC のサイト (<https://www.sec.gov/divisions/enforce/friactions.shtml>) を利用し、“analytical procedure(s)”・“analytical review”で該当する AAER を検索したところ (2014 年 12 月 19 日時点)、36 件・41 件の AAER がヒットした。このうち、分析的手続に関連しない事例を除外してみると、19 件の AAER が特定された。

には、大きく2つの理由がある。1つはその粉飾の規模である。Beresford et al. (2003) (以下、『調査報告書』)によれば、WorldCom社は、望ましい財務結果を報告するために、90億ドル以上の虚偽の、または裏づけのない会計仕訳を行っていた(Beresford et al., 2003, p. 1)。もう1つは、同社の財務諸表監査を実施していたのが当時のBig 5のうちの1つのArthur Andersen LLP (以下、Andersen会計事務所)であったことである。本事件は、Enron [2001]とともに、SOX法(Sarbanes-Oxley Act of 2002)の制定の引き金となった事件とされている。

(1) WorldCom社の沿革とAndersen会計事務所の監査意見

本事件で問題となったWorldCom社の母体は、1983年に長距離通信会社、Long Distance Discount Services, Inc. (LDDS社)として設立された会社である。1990年代前半、LDDS社は、一連の企業買収を行うことによって、1993年度には約15億ドルの収益を上げる、全米第4位の長距離通信会社となった。1995年、LDDS社は社名をその世界的な野望を反映させWorldComに変更した(Clikeman, 2013, p. 246)。

WorldCom社は、1990年代を通じて数多くの企業買収・合併を進め、特に1998年には、当時のWorldCom社の約3倍の収益(約20億ドル)を上げていたMCI Communication Corporationを買収することによって、連結収益では年300億ドルを超え、6万を超える従業員を有し、2,000万の顧客に長距離通信サービスを提供する、Sprint Corporationに次ぐ全米で第2位の通信会社へと成長した⁸⁶。

以上が、1980年代から21世紀初頭に至る、WorldCom社の大まかな沿革・成長についてである。WorldCom社の財務諸表監査を行っていたAndersen会計事務所は、同社の2001年度の連結財務諸表について無限定適正意見を表明した。しかし、2002年6月

⁸⁶ 具体的には、WorldCom社は、2001年度の連結財務諸表で、収益が351億7,900万ドル、当期純利益が13億ドル8,400万ドル、従業員数は61,800人と報告していた(WorldCom, 2002)。

24 日、同社経営者が監査委員会の場において、同社の内部監査人⁸⁷の調査で発覚した（GAAP に照らして不適切な）会計処理に対して、その妥当性・適切性を満足のいく形で説明できなかったことを受けて、Andersen 会計事務所は、2001 年度の財務諸表に対する監査意見を撤回した（Beresford et al., 2003, p. 128）。その翌日、WorldCom 社は、2001 年度および 2002 年度第 1 四半期の財務諸表について、次項で示す、GAAP に照らして不適切な会計処理を行っていたことにより、約 38 億ドルの利益の修正再表示を行うことを表明した⁸⁸。

WorldCom 社の監査契約パートナー 2 名⁸⁹に対して、SEC は、同社の 2001 年度の財務諸表監査において、当該パートナーが専門家としての不適切な行為を働いたことを理由に行政処分を下した。この行政処分を取り上げた AAER No. 2808 および No. 2809（SEC, 2008a ; SEC, 2008b）では、当該監査において問題となった事項として、①様々な契約リスクの考慮、②固定資産勘定および回線使用料（line cost）勘定に対する監査、③標準的でない仕訳に対するレビュー、④監査調書の文書化、が指摘されている。

(2) 粉飾スキーム

本章では、回線使用料に関する粉飾スキームに焦点を当てる。『調査報告書』によれば、WorldCom 社は 1999 年から 2002 年第 1 四半期の間約 92 億 5,000 万ドルの損益操作を行ったが、その大部分が回線使用料の修正（削減）によるものであった。特に、2001 年度においては、当該損益操作の約 85%が回線使用料の修正によってなされた（Beresford

⁸⁷ WorldCom 社の内部監査人であった Cynthia Cooper は、同社の会計不正を摘発したことにより、Time 誌の 2002 年の“Persons of the Year”のうちの 1 人に選出された（Time, 2002, December 30）。

⁸⁸ 同年 8 月 8 日には、追加で約 33 億ドルの利益の修正再表示を行うことを公表した（Beresford et al., 2003, p. 56）。

⁸⁹ AAER の処分対象者（respondent）である Andersen 会計事務所の監査パートナーは、Melvin Dick 公認会計士（SEC, 2008a）と Kenneth M. Avery 公認会計士（SEC, 2008b）であった。

et al., 2003, p. 17)。

この回線使用料とは、通信事業者が自社で回線設備を有していない場合や、自社で回線設備を有していても、加入者の通信・通話が自社回線以外の回線を利用する場合に、回線設備保有会社に支払う回線費用を意味する。この回線使用料について、アメリカでは、経営上のみならず投資家からも重要な指標と見られていた (JICPA, 2016, p. 13)⁹⁰。というのも、競争政策の観点から、AT&T 分割で誕生したベル電話会社がほぼ独占で保有していた市内通信設備の利用については、分割後に各長距離通信事業者は長距離通信の両端（発信と着信）で回線使用料の支払を余儀なくされており、そのため、通信事業会社の営業費用に占める回線使用料の割合は高かったからである。したがって、回線使用料、および回線使用料対収益比率 (line cost E/R ratio: ratio of line cost expense to revenue) を低く抑えることが WorldCom 社にとって重要なことであった。

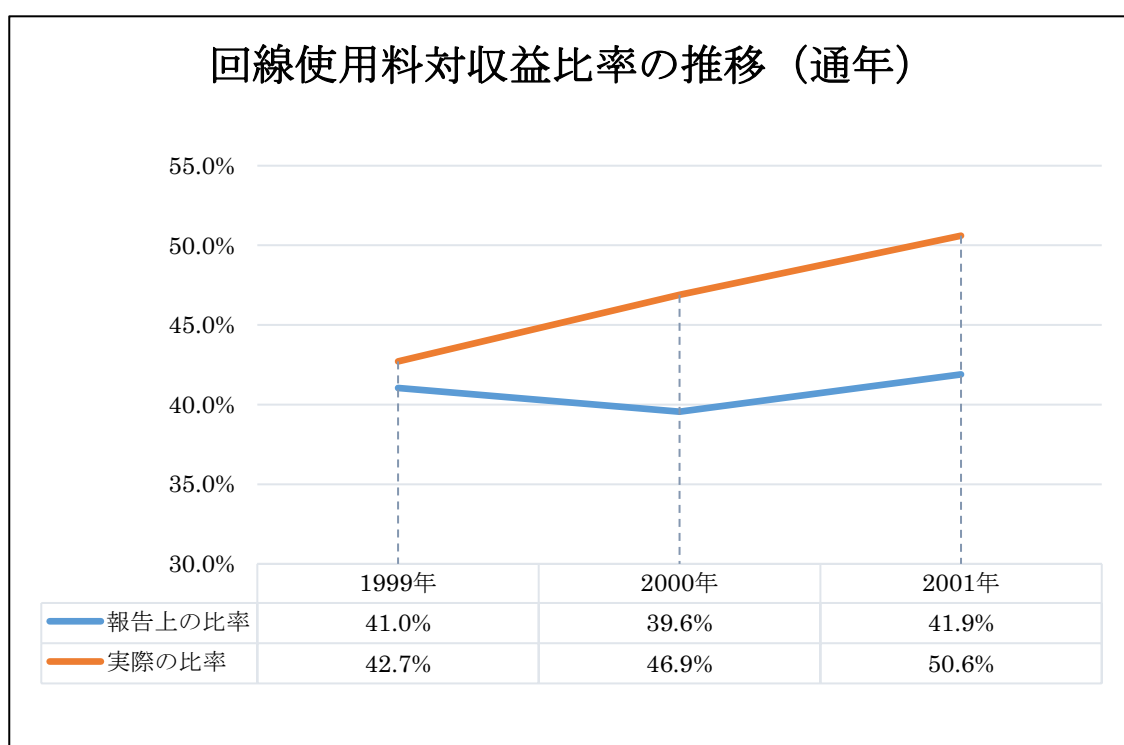
WorldCom 社は、問題となった期間、主に 2 つのスキームを用いて、四半期ごとの回線使用料を約 40 億ドルで一定になるように削減した (Beresford et al., 2003, p. 60)。第 1 の手法は、1999 年から 2000 年までの総額 32 億 9,700 万ドルの回線使用料の削減をもたらした、アクルーアルズ (Accruals) の取崩⁹¹である。第 2 の手法は、2001 年から 2002 年初頭までの総額 35 億 600 万ドルの回線使用料の削減につながった、回線使用料の資産計上である。回線使用料は、継続中 (ongoing) の主たる営業活動からの実際のあるいは予想されるキャッシュ・アウトフローであるため、会計基準 (U. S. GAAP) に照らせば適切な会計処理ではなく、即時に費用計上しなければならない (Beresford et al., 2003,

⁹⁰ 日本においては、市内および市外の通信設備を保有している NTT との自由競争という政策ではなく、段階的に自由競争が促進されてきたため、line cost にあたる通信設備使用料の割合は、経営的には重要ではあったが、市場において重要な指標とは見られていなかった (JICPA, 2016, p. 13)。

⁹¹ この点については、亀岡 (2014, pp. 59–62) および亀岡 (2016, pp. 127–131) で詳述されている。亀岡 (2014) および亀岡 (2016) によれば、WorldCom 社が行ったアクルーアルズの取崩の中には、会計基準 (U. S. GAAP) に違反するものの明らかに不適切とは断定しがたい取崩と、会計基準に違反しており明らかに不適切な取崩が含まれていたという。

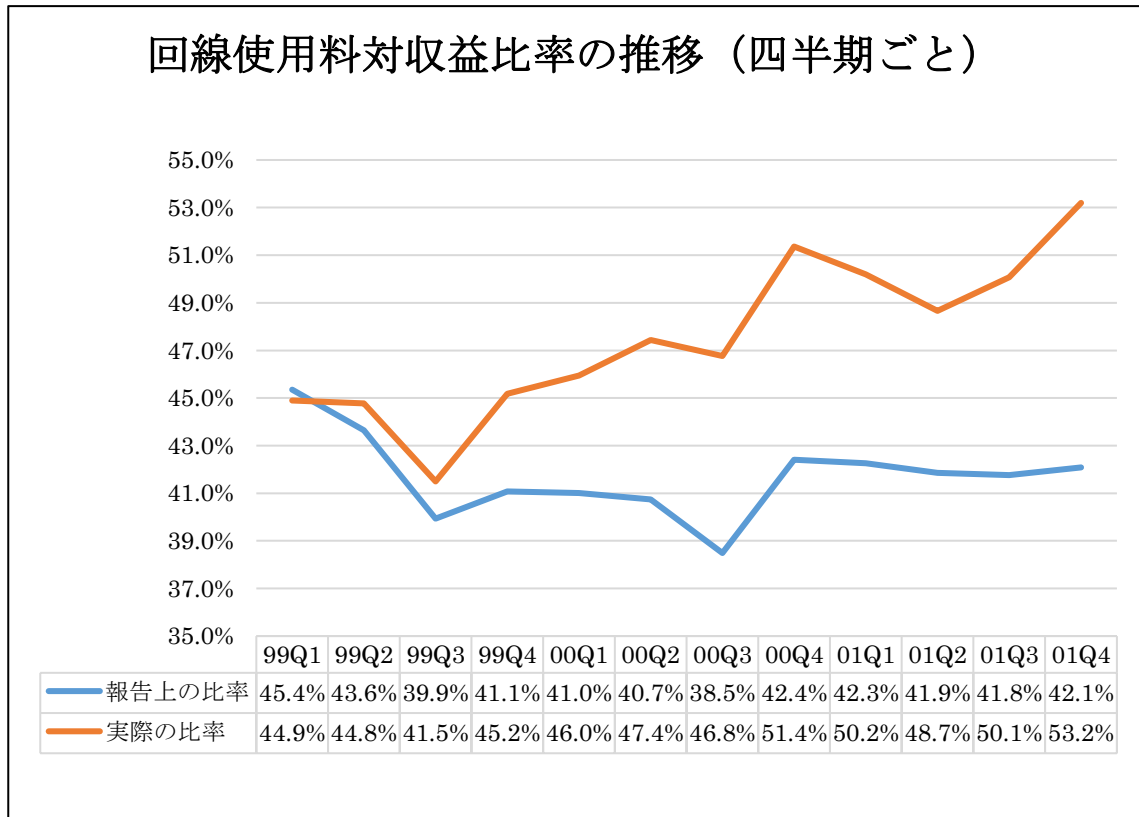
p. 91 ; SEC, 2008a, para. 9 ; SEC, 2008b, para. 9)。アクルールズの取崩および回線使用料の資産計上によって、WorldCom 社は、回線使用料対収益比率を低く抑えることができた（図 6.1 および 6.2 を参照）。WorldCom 社は、当該比率が実際には 50%を超えていたにもかかわらず、2001 年度の会計期間を通じて当該比率に変動がないこと（約 42%前後に抑えられていること）を一貫して強調していた（Beresford et al., 2003, p. 92）。

図 6.1 通年での回線使用料対収益比率の推移（実際の数値と報告上の数値）



出所：WorldCom 社のアニュアル・レポート（Form 10-K）および修正された回線使用料の数値のデータ（Beresford et al., 2003, p. 17）に基づき筆者作成

図 6.2 四半期ごとの回線使用料対収益比率の推移（実際の数値と報告上の数値）



出所：WorldCom 社のアニュアル・レポート（Form 10-K）、四半期報告書（Form 10-Q）、および修正された回線使用料の数値のデータ（Beresford et al., 2003, p. 17）に基づき筆者作成

第3節 Arthur Andersen 会計事務所が実施した監査手続

本節では、WorldCom 事件において主として問題となった回線使用料に対して、Andersen 会計事務所がどのような手続を実施していたのか、特に分析的手続をどのように適用していたのかを確認する。

まず、SEC が公表した AAER では、（実証的）分析的手続という用語が使用されているわけではない。しかし、分析的手続に関連して、過年度（1999 年度、2000 年度）に引き続き 2001 年度の財務諸表監査においても、Andersen 会計事務所は、“SMART” tool というリスク評価ツールを使用し、WorldCom の契約リスクを評価していた（SEC, 2008a, para. 10 ; SEC, 2008b, para. 14）。Andersen 会計事務所は、同社が属する業界のボラティ

リティ、同社の M & A 計画、およびそうした買収には株価を高く維持する必要があることを踏まえ、同社のリスクを“最大 (Maximum)”に設定した (SEC, 2008a, para. 10 ; SEC, 2008b, para. 14 ; Beresford et al., 2003, p. 232)。

Thornburgh (2003, p. 205 ; 以下『破産裁判所報告書』)によれば、Andersen 会計事務所は、上記の事項に基づき、1999 年から 2001 年度の監査の計画段階において、誤謬・不正等のリスクが高い数多くの監査領域に関連づけて、統制手続および実証手続を含めた特定の監査手続を実施することを決定した⁹²。そして、多くの財務諸表上の項目 (line items) に対して Andersen 会計事務所が実施した実証手続は、事実上 (in nature)、分析的手続であったが、基礎となる書類のレビューは実施しなかった。代わりに、Andersen 会計事務所は時折、特定の勘定残高と過年度または過去の四半期のそれらとを比較し、いかなる変動に対しても経営者が提示した説明を書き留めた (note)。

『破産裁判所報告書』の記述にもあるように、監査人は一定の分析的手続を実施していた。同様に、『調査報告書』においても監査人が一定の分析的手続を実施していたことがわかる。

各四半期継続して、あるいは過年度の同一四半期の間 (between consecutive quarters or the same quarter in consecutive years)、重要なまたは異常な変動が存在するかどうかを決定づけるために、同社の様々な財務諸表項目 (line items) に対して、分析的手続を実施した。2001 年の第 2 四半期および第 3 四半期の後、Andersen 会計事務所はこうした変動を検出するためにあるソフトウェアに部分的に依拠した。(p. 229)

⁹² 実際には、Andersen 会計事務所の統制リスクの評価は適切ではなかった。同社の内部統制手続が信頼できない状況が存在したにもかかわらず、内部統制には重大な欠陥・不備がないと結論づけ、統制手続の信頼性を正当化するための十分な手続を実施しなかった (Beresford et al., 2003, p. 26, p. 241 ; Thornburgh, 2004, p. 341, pp. 343-345)。

Andersen 会計事務所は、国内の回線使用料に係るアクルーアル (accrual) が過小・過大表示されるリスクにのみ焦点を当てて監査業務を実施したようである。したがって、Andersen 会計事務所は、国内の Telco Accounting グループが当該領域から正確な情報を受け取っているかどうかをテストした。加えて、国内の回線使用料に係るアクルーアルの変動に対して、ある四半期とその次の四半期とを比較して、当該変動に対する説明を受け、レビューを行った。 (p. 230 ; 下線部筆者)

以上のように、Andersen 会計事務所は WorldCom 社の監査において、基本的には、実証手続としての分析的手続に依拠していた。次節では、この点を踏まえた上で、なぜ監査人は WorldCom 社の粉飾を検出することができなかったのかについて、分析的手続と監査プロセスのマニュアル化の観点から考察を行う。

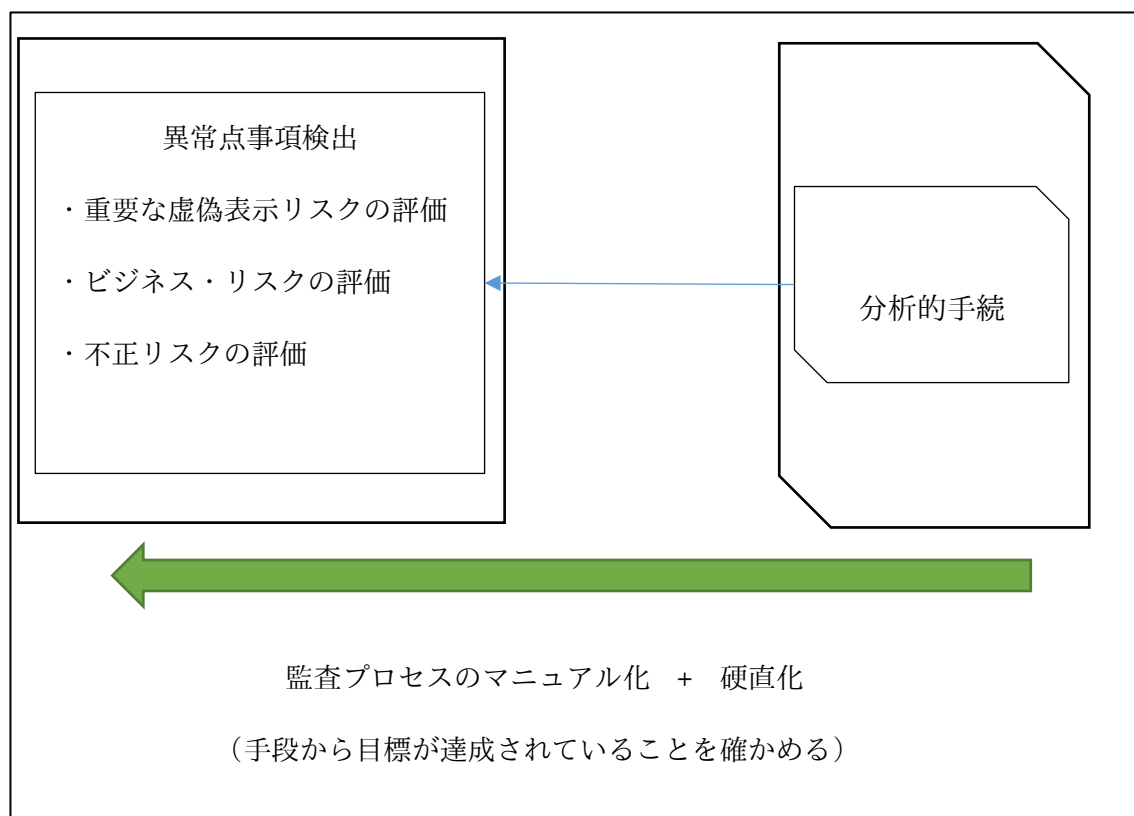
第4節 WorldCom 事件における監査プロセスの硬直化

AAER、『調査報告書』、および『破産裁判所報告書』の記述を見てわかるように、監査人は一定の分析的手続を実施していた。加えて、Andersen 会計事務所の契約パートナー (Melvin Dick) は、そうした監査業務は十分なものであると確信していた (Beresford et al., 2003, p. 237)。Dick は下院金融サービス委員会において次のように証言した (Beresford et al., 2003, p. 237 ; Hitzig 2004, p. 32)。

追加的な作業が必要とされる重要な変動が存在するかどうかを確かめるために、財務諸表上の回線使用料に係る諸項目について多くの分析的手続を我々は実施した。さらに我々は、WorldCom 社の財務諸表上の回線使用料に係る諸項目を調査するために、洗練された監査ソフトウェアも利用した。しかし、それによって追加の作業の必要性が示唆されるわけではなかった。

この証言から示唆されることは、監査目的、たとえば、重要な虚偽表示リスクを評価する、ビジネス・リスクを評価する、不正リスクを評価する、といった目的を意識的に設定し、監査技術（分析的手続）を実施していたわけではないことである。監査人は、まず分析的手続を実施し、その結果に満足をしていたが、その手続を実施する本来の目標・目的を見失っていたのではないだろうか。図 6.1 および図 6.2 の報告上の数値（操作された数値）を見ればわかるように、問題となった期間を通じて（3 年間・12 四半期）監査人は分析的手続を実施していたが、過年度と比較した結果、変動がないということをもって異常事項が存在しないと判断していた。そのため、監査人は追加の監査手続を実施しなかった。この点は、上記の監査パートナーの証言から裏づけられる。つまり、過年度と比較して変動がないという結果から、目標・目的を裏づける「マニュアル化された流れ」が WorldCom 社の監査において生じていたことがわかる（図 6.3 を参照）。

図 6.3 WorldCom 事件における監査プロセスのマニュアル化・硬直化



出所：筆者作成

確かに、分析的手続は異常項目を検出するのに有効な技術であることは疑いようがなく、証憑突合や確認といった監査技術と比べるとその適用の際にコストがかからないというメリットもある。しかし、『調査報告書』で述べられているように、監査人は、回線使用料対収益比率が安定して推移している事態がどうして起こり得るのかを思索する代わりに、変動がないことに安堵していた (Beresford et al., 2003 p. 236)⁹³。本論文では、このような状況では監査上の判断・意思決定能力が低下しうると述べたが、まさに WorldCom 事件においては、それが要因の 1 つとなって監査が失敗したと考えられる。

第 5 節 WorldCom 事件の総括と本論文における意味

本章では、WorldCom 事件の概要を示すところから始め、Andersen 会計事務所が実施していた監査手続、とりわけ回線使用料および回線使用料対収益比率に対する監査技術と監査目的を検討した。それを踏まえて、監査手続上、どこに問題があったのかを明らかにするとともに、本事例において、回線使用料勘定に対する監査プロセスが硬直化していたことを示した。

具体的には、実際の回線使用料対収益比率と報告上の比率とを比較することによって、経営者がどれほど数値を操作していたかを示すとともに、分析的手続を実施した結果として、監査人は、異常がないことをもって監査手続を終了していたことを示した。

全体として、本章では、まず分析的手続を選択・適用することから始めて、その結果から監査目的を裏づけることができるという、手段から目標が達成されていることを確かめる流れが生じていたことを明らかにした。WorldCom 事件を分析してみても、この流れのまま、回線使用料勘定に対する監査認識活動（監査プロセス）がマニュアル化・ルーティン化、また結果として固定化・硬直化していたことが見てとれる。本章では、この監査プロセスの硬直化が、当時の Big 5 のうちの 1 つの Andersen 会計事務所が

⁹³ ただし、Andersen 会計事務所が実施した監査手続 (audit program) の適用方法には問題があり、もしそれが正しく適用されていたならば、重要なあるいは異常な変動が識別された可能性があることは否定できない (Beresford et al., 2003, p. 237)。

WorldCom 社による不正を検出できなかったことの重要な要因であることを識別している。

『調査報告書』は、2000 年および 2001 年において通信業界が不況であったことを踏まえれば、経営者がアグレッシブな収益成長目標を達成し続け、42%の回線使用料対収益比率を維持できたことに対して、Andersen 会計事務所は疑問を抱くべきであったと結論づけている (Beresford et al., 2003 p. 236)。実際には、WorldCom 社の経営者は、図 6.1 および図 6.2 で示したように、同社にとって重要な回線使用料対収益比率を安定した水準で推移しているように見せるために、回線使用料を削減することによって変動を消去していた。したがって、WorldCom 社の監査においては、たとえば通信業界が不況であったという状況を踏まえれば、監査人は、変動がないことにも疑いの目を向ける必要があった。しかしながら、当該監査人は職業的懐疑心を欠如し、変動がないことに満足していた。

ただし、Hitzig (2004, p. 32) は、他の同業通信会社 7 社と比較しても、WorldCom 社の異常性を見出すことができないため、他の実証手続を実施する必要性を指摘している。しかし、監査リスク・モデルに基づけば、他の実証手続を実施せずに、分析的手続のみで監査手続が終了する可能性があることを踏まえれば、分析的手続と監査プロセスのマニュアル化、および結果としての硬直化について考察することは重要であると考えられる。それは、財務諸表全体レベルでの監査目的が十分に達成されなければ、財務諸表項目レベルのアサーション（監査目的）が正しく設定されない恐れがあるからである。換言すれば、財務諸表全体レベルでの監査目標が財務諸表項目レベルでの監査目標（アサーション）に正しく落とし込まれない可能性があるということである。

以上の WorldCom 事件の分析から、第 4 章と第 5 章と同様に、検討に値する 2 つの課題を識別することができる。1 つは、監査技術と監査目的の観点から改善策を提示することである。いま 1 つは、監査プロセスのマニュアル化と職業的懐疑心との関係の考察である。詳細は第 7 章で議論することとする。

第7章 本論文の結論

第1節 本論文の考察結果

本論文では、監査が失敗している状況において、なぜ監査人が意見形成に必要な監査証拠を適切に評価できなかったのか、とりわけ、監査技術の観点から、監査人がどのような監査目的・アサーションを設定していたのか、加えてそれに対応していかなる監査技術を選択・適用していたのか、またその結果としてなぜ監査が失敗したのかを明らかにすることを研究目的と設定した。まず第1章では、本研究を動機づける問題意識を述べた。具体的には、監査環境におけるITの利用への関心の高まりやアサーション指向、加えて、マニュアル化の促進とその弊害を指摘した上で、監査技術の観点から監査プロセスの硬直化と監査の失敗に焦点を当てることの必要性を明確にした。

第2章では、監査技術概念および関連する監査上の概念の整理を行った。本論文では、先行研究を踏まえて、監査技術を「監査目的を達成するために監査人が実施する、証拠形成に関連した比較行為あるいは批判行為の方法・手段」と措定して議論を進めていった。本論文で主として取り上げたいずれの監査技術も、現在の実務においても、重要な虚偽表示を検出するのに有効な監査技術として認識されているものであり、したがって、実際の監査の失敗事例の分析を通じて検討するに値するものであることを述べた。

第3章では、監査プロセスのマニュアル化について検討した。監査プロセスのマニュアル化は、理論上、監査の質・監査の有効性を向上させうる一方で、監査プロセスのマニュアル化が監査の質・監査の有効性を低下させうることを示した。また実務においても実際にそのデメリットの側面が表出していることを示した。さらに、監査技術と監査目的・監査要点との関係から、監査プロセスの「本来の流れ」と「マニュアル化された流れ」の相反する2つの流れを示した。重要な点は、「マニュアル化された流れ」においては、監査人は、目標・目的から監査手続を実施するのではなく、始めに、監査証拠を

入手し、監査技術を選択・適用することによって、目標・目的を立証しようとするという点にある。したがって、「マニュアル化された流れ」においては、目標・目的が意識されない可能性があることを強調した。

第4章から第6章までの部分では、実際の事例を題材として、監査プロセスのマニュアル化が生じていたと思われる状況を識別した。具体的には、第4章では McKesson & Robbins 事件を題材として証憑突合を中心に、続く第5章ではナナボシ事件を題材として確認を中心に、第6章では WorldCom 事件を題材として分析的手続を中心に監査プロセスのマニュアル化を検討した。

これら3つの事例の分析から、全体として、監査人が「目標」としての監査目的やアサーションを意識的に設定するのではなく（したがって、監査認識プロセスの「本来の流れ」ではなく）、様々な監査技術を選択・適用することを通じて当該アサーションを裏づけることができるという、手段から目標が達成されていることを確かめる流れ（したがって、手段の目的化あるいは「マニュアル化された流れ」）が生じていたことを明らかにした。McKesson & Robbins 事件、ナナボシ事件、WorldCom 事件を分析してみると、この流れのまま、監査認識活動（監査プロセス）がマニュアル化・ルーティン化、また結果として固定化・硬直化していたということがわかった。さらに、第4章から第6章の分析から、この監査プロセスの硬直化が、国を代表する会計事務所・監査法人に所属する監査人が、不正を（より早期に）検出できなかったこと、したがって監査が失敗した重要な要因であることを強調した。

第2節 本論文から導かれるインプリケーション

本節では、第4章、第5章、および第6章の総括の部分でも述べたように、3つの事例分析から識別される、監査技術と監査プロセスのマニュアル化に関連する2つの検討課題を示す。1つは、本論文で取り上げた事例において、監査人はどうすれば監査の失敗を防げた可能性があるのか、あるいは（より早期に）不正・粉飾を見抜くことができ

た可能性があるのかを示すこと、つまり監査技術とアサーションの観点からの改善策を提示することである。この改善策は、監査の有効性および効率性を考える上で重要なものである。2 つ目は、監査プロセスのマニュアル化と職業的懐疑心との関係を明らかにすることである。昨今、監査のマニュアル化が促進されつつあること、一方で、職業的懐疑心の発揮・強化が喧伝されていることを踏まえれば、両者の関係を明らかにすることは重要である。

(1) 改善策の提示

◆ありうべき改善①：監査技術適用の際の前提の考慮

改善策の1つは、監査技術を適用する際に、その前提が本当に成立しているかどうかを確かめることである。具体的には、たとえば、証憑突合であれば証憑が真正なものであるかどうか（証憑が偽造されたものでないか）、確認であれば回答書が正当なものであるかどうか（被監査会社と回答先とが共謀していないかどうか⁹⁴）、分析的手続であれば適切な期待が形成されているかどうか、質問であれば質問回答者が誠実に回答しているかどうか、などを検討することである。仮にこれらの点に問題があることが判明したならば、そのことをきっかけにして追加の監査手続を実施することによって、財務諸表上の重要な虚偽表示を（より早期に）検出することが可能となる。

しかし、この点を突き詰めていくと、つまり以上のような問題点が存在しないことを実際に確かめようとする、実施される監査が、通常の財務諸表監査でなくなる（換言すれば、いわゆる不正探索型の監査〔forensic audit〕になる）可能性がある。

⁹⁴ ナナボシ事件のように、被監査会社と回答先とが共謀しており、確認の有効性が著しく低下したと考えられる事例は多い。たとえば、Caster et al. (2008, pp.261–262) は、AAER において確認に関して問題となった事項を識別し、被監査会社と回答先との共謀の事例が 25 件あり（たとえば、AAER No. 1807 ; AAER No. 1938）、それが確認において問題となった事項全体の 40%以上 (25/56) を占めていたことを報告している。

まず、監査人は、時間を含めた様々なコスト制約を受けている。監査技術を適用する際に以上のような項目を逐一検証しては、膨大なコストがかかることが予想される。また、公認会計士は会計・監査領域における専門的知識は有しているが、その他の領域における専門的知識を必ずしも有しているわけではない。ナナボシ事件において見られたように、工事関係の書類に対して、閲覧の監査技術を選択・適用することによって工事の実在性を立証することは、監査人にとって相当に困難なことであるかもしれない。加えて、財務諸表監査が被監査会社と一定の協力関係のもとで実施されることを踏まえれば、以上のような問題点が存在しないことを裏づけることは、(不正探索型の監査ではなく)通常の財務諸表監査において監査人に要求される職業的懐疑心の水準を超えたことを要求することにつながりうる。換言すれば、監査人に対して、猜疑心に近い過度な懐疑心を発揮するよう求めることにつながる恐れがある。

したがって、証憑突合であれば証憑が真正なものであるかについての裏づけ、確認であれば被監査会社と回答先とが共謀していないかどうかについての裏づけ、分析的手続であれば適切な期待が形成されているかについての裏づけは、個々の監査技術の目的というよりはむしろ選択・適用の際の前提として捉えられるものである。こうした前提の成立に関しては、消極的な保証・立証(たとえば、「監査手続を実施した範囲では、偽造が疑われる証憑や不適切な回答書はなかった」のような保証)にならざるを得ないだろう⁹⁵。このように、前提の成立に関しては消極的な立証にならざるを得ないのであれば、こうした前提は、監査人にとってのある種の“盲点”となりうる。すなわち、たとえば「共謀している可能性」が監査人の思考から除外されてしまうことを意味する。

⁹⁵ 制度上「監査証拠による反証がない限り、監査人は、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。」(JICPA, 2006, para. 26)とされているのは、こうした点を反映しているものと解釈できる。2015年に改正された監査基準委員会報告書200および240でも同様に、監査人は基本的には証憑の真正性の立証(本論文でいうところの前提の検証)までは踏み込まないとされている(JICPA, 2015a, para. A46; JICPA, 2015b, para. A8)。

WorldCom 事件においては、通信業界が不況であるにもかかわらず、回線使用料対収益比率が一定水準で維持されているといった状況から、実証手続として分析的手続のみに依拠するのではなく、他の実証手続を実施すべきであった。しかし、Hitzig (2004) の分析では、他の通信会社7社と比較した結果、WorldCom 社の数値は取り立てて異常ではなかった。分析的手続は異常項目を検出するのに有効な監査技術として捉えられているが、監査人の期待に整合するような結果が出ている場合（たとえば、過年度と比較して変動がない場合）、その有効性が低下する。変動が見られない場合においても、追加の監査手続を実施することは、監査人に対して過度な懐疑心を発揮するよう要求することにつながる恐れがある。適切な期待が形成されないことは、分析的手続の限界、あるいは盲点 (pitfall) といえるだろう。

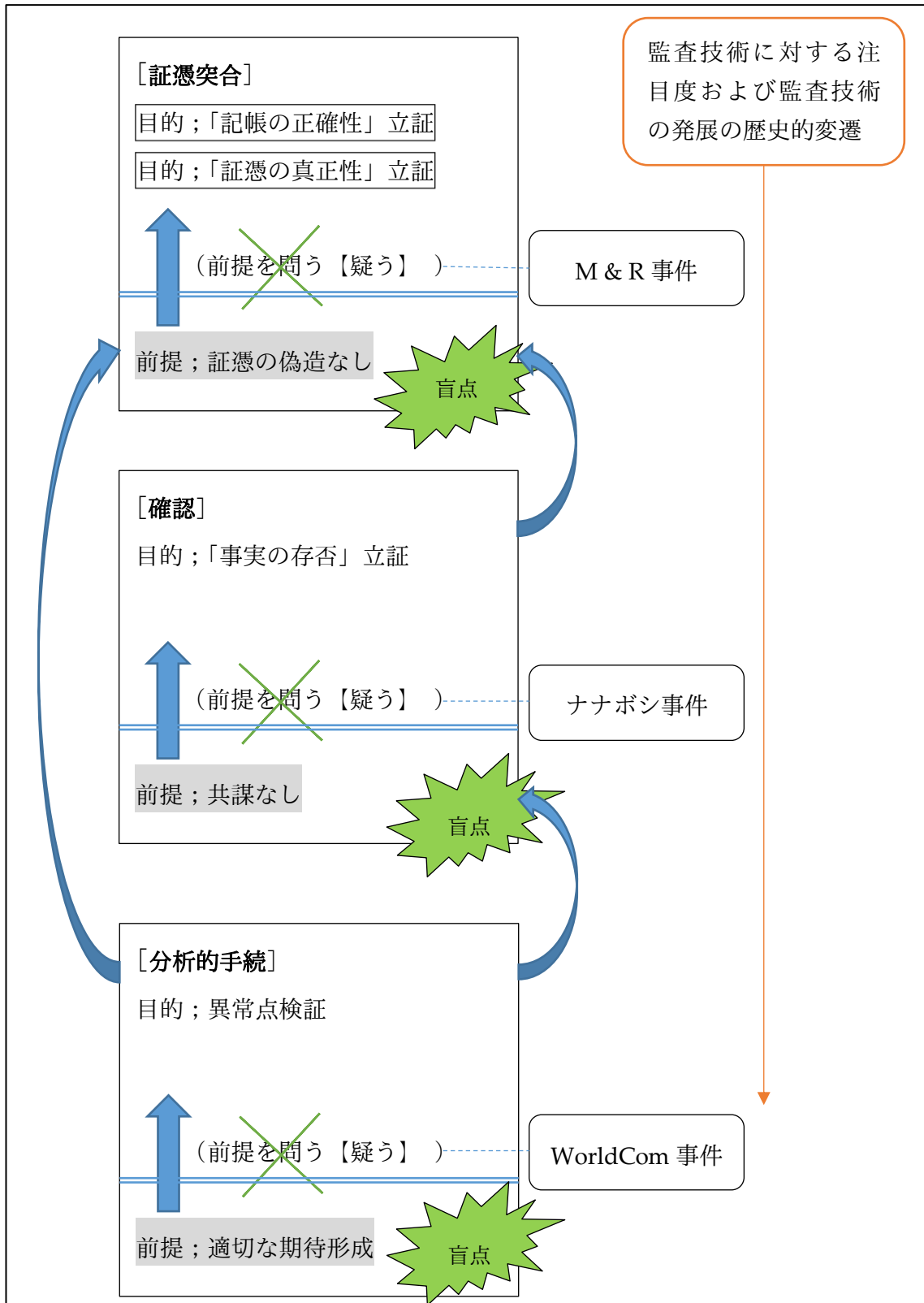
一方で、監査 (技術) の発展を歴史的に見てみれば、この個々の監査技術における“盲点”となる部分を他の監査技術が補う関係にあることが見てとれる。たとえば、証憑突合では被監査会社の支配を受ける内部の監査証拠を利用するが、被監査会社がそれを偽造している場合には当該監査技術の有効性は低下する（したがって、証憑の偽造は監査人にとっての“盲点”となる）。しかし、被監査会社の外部の監査証拠 (データ) を利用する確認や分析的手続は、証憑突合のそうした“盲点”を補うことができる。同様に、特定の財務諸表項目のアサーションの立証に焦点を当てる確認は、回答書が偽造されることによってその有効性は低下するが（したがって、共謀の存在は監査人にとっての“盲点”となるが）、財務諸表全体レベルでの様々な監査証拠を利用できる分析的手続は、確認のそうした“盲点”を補うことが可能である⁹⁶。以上のような関係を本論文で分析し

⁹⁶ 分析的手続の“盲点”となっている部分を埋めるものは何かと問われれば、それはもしかしたら AI であるかもしれない。現在の監査においては、分析的手続のような監査手続を実施している場合であっても、取引の異常性の判断基準を定めているのは人として監査人であるが、今後 AI が導入されることにより AI がそうした判断基準を定め、異常な取引を識別するようになるかもしれない (小川, 2016, p. 42)。つまり、AI の導入によって、より客観的な監査上の期待を形成することが可能となり、分析的手続の“盲点”となる部分を補完することが可能になるかもしれない。

た事例と関連づけると、以下の図7.1 ように図示できる。

以上をまとめると、確かに、監査人にとって前提を考慮することは、それが“盲点”となりうることを踏まえれば相当に困難なことであり、効率的なことでない可能性がある。しかし、それでも状況によっては、すなわち監査の失敗事例において識別されているような不自然な状況においては、前提を検討することによって監査の有効性が高まる可能性がある。この意味で、監査技術適用の際にその前提を考慮することは、職業的懐疑心の発揮の一形態と捉えることができるだろう。

図 7.1 監査技術の目的と前提

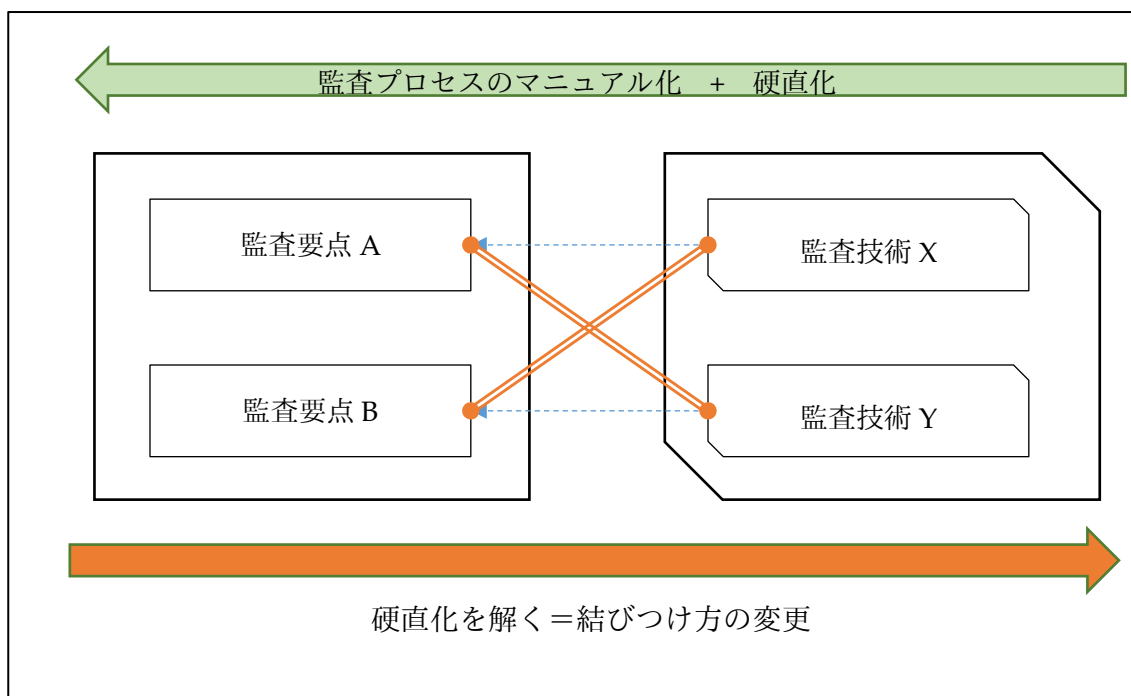


出所：筆者作成

◆ありうべき改善②：監査技術と監査要点との関係の再評価

本論文で提示するもう1つの改善策は、監査技術と監査要点との関係を再評価するというものである。この再評価を一般的な形で示すと以下のようになる（図7.2を参照）。

図 7.2 監査技術と監査要点の結びつきの再評価

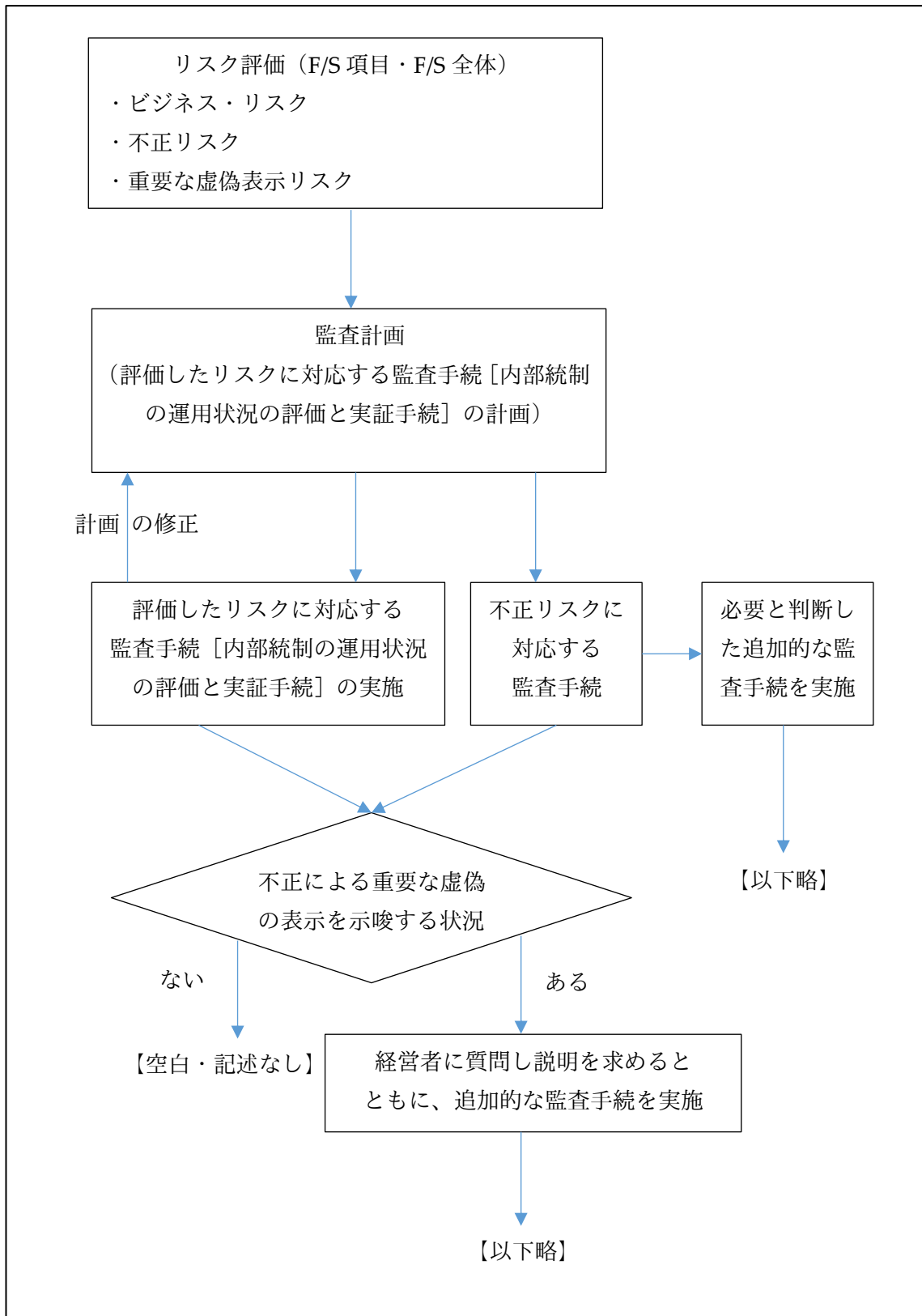


出所：筆者作成

ここで再評価とは、仮に監査要点 A を監査技術 X では（十分には）立証できない場合（あるいはそのように判断した場合）、A と Y を結びつける [A と Y との間の二重線]、同様に、監査要点 B を監査技術 Y では（十分には）立証できない場合（あるいはそのように判断した場合）、B と（上記で用いた）X を結びつける [B と X との間の二重線]、といった対応のことを指す。

こうした監査技術と監査要点との結びつきの再検討は、監査計画の段階でなされるものとする。現行制度のもとでの監査認識プロセスの一部を取り出してみると、図 7.3 のようになっている。

図 7.3 監査認識プロセス（一部）

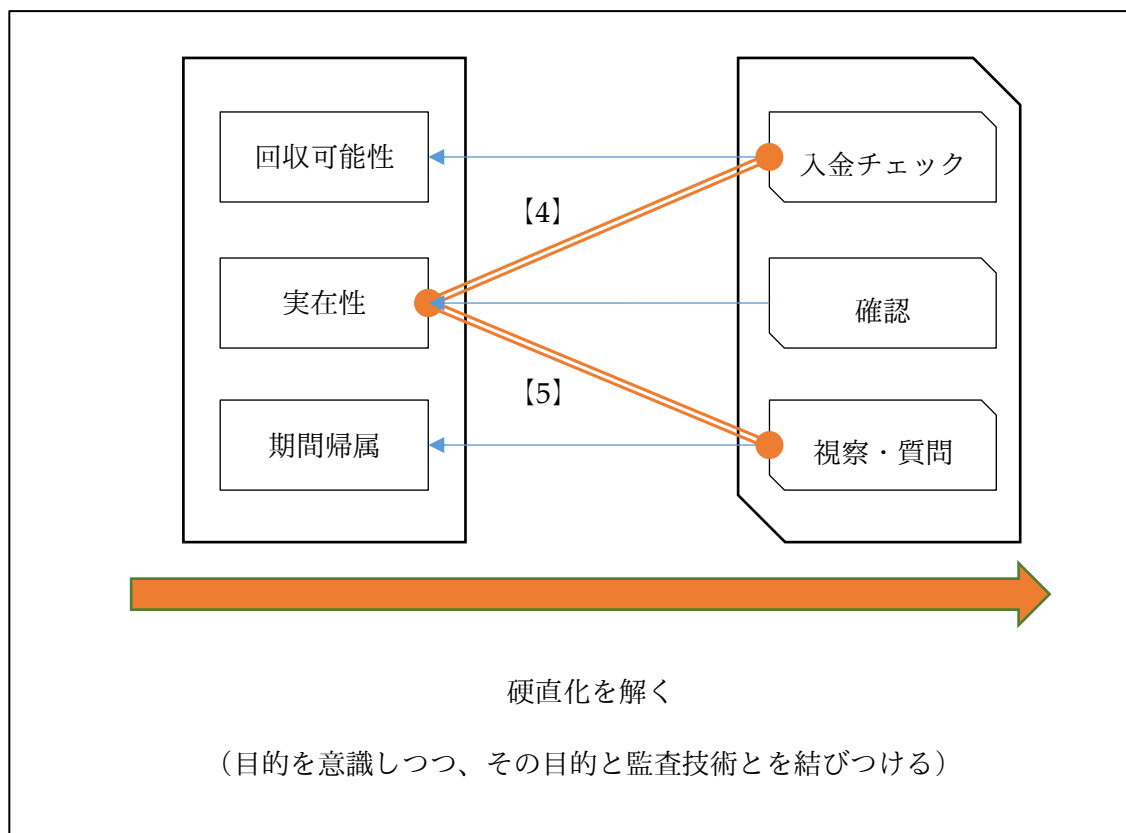


出所：「(参考) 不正リスクに対応した監査のプロセス」より抜粋、および一部修正

状況によっては、たとえば、前年度とは違う監査要点を意識しつつ、前年度とは異なる結びつけ方をするといった対応、あるいは、実証手続を実施した結果を踏まえた上で、監査計画の修正において、実証手続の範囲を広げるといった対応ではなく、既存の監査証拠を踏まえた上で、既存の監査要点と監査技術との結びつけ方を見直して監査計画を立案するといった対応である。かかる状況というのは、異常なことが起きている状況であり、たとえば、McKesson & Robbins 事件においては、期日経過の売掛金がない、あるいは少ないといった少し珍しい状況、あるいはナナボシ事件においては、工事をしたばかりであれば新しくなっているべき設備が古く、直近に工事が行われたとは思えない現場の状況である。

実際に McKesson & Robbins 事件においても、ナナボシ事件においても、WorldCom 事件においても、問題となった監査技術を再度選択・適用しても、監査の有効性は高まらなかったであろう。一方で、監査技術と監査要点との再評価は、監査プロセスの硬直化を解くことによって、当該監査の有効性を高めることができた可能性がある。たとえば、ナナボシ事件においては、実在性の監査要点を入金チェック（銀行残高の確認）や工事現場の視察・質問と結びつけて考えることによって、監査の失敗を防ぐことができたかもしれない（図 7.4 の [4] および [5] を参照）。

図 7.4 監査技術と監査要点との関係の再評価（ナナボシ事件において）



出所：筆者作成

加えて、こうした監査技術と監査要点との関係性の再評価という対応は、たとえば、実施する実証手続の種類や範囲を変更するといったリスク対応としての一般的な対応⁹⁷と比較するとコストがかからない可能性がある⁹⁸。したがって、監査の技術と監査要点

⁹⁷ 具体的には、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクが高い場合には、証拠力がより強くかつ適合性のより高い監査証拠が得られる実証手続を選択したり、あるいは選択した実証手続を期末日より近い時期にまたは期末日を基準日として実施したり、容易に予測できない時期に実施したり、加えて、実施する実証手続の範囲を拡大したり、さらに、より経験豊富で高度な専門能力を有する補助者に実証手続をさせることが考えられる。

⁹⁸ もちろん、たとえば、ある財務諸表項目やアサーションについて重要な虚偽表示リスクが高いと判断し、そこにより多くの監査資源を投入する場合には、相対的にリスクの低い監査領域に投入する監査資源を減少させるかもしれない。結果として、投入されるトータルの監査資源の量は変わらない可能性がある。また、内部統制が有効に機能していないと判断した場合には、当該内部統制が影響を及ぼすクライアント内部の証拠に対する監査手続

との結びつきの再評価は監査の効率性にも資すると思われる。

とくに、日本においては現在、「不正リスク対応基準」が導入されているが、不正リスクや異常事項を識別した場合に、同基準が監査人に求めているのは、基本的には、追加の監査手続を実施することであろう。すなわち、不正リスク対応基準は、実施した手続によって得られた監査証拠に関して、仮に、証拠が不十分であったり、なんらかの不正を示唆する状況が認められたりした場合には、監査人にしかるべき対応を求めている(町田, 2013, p. 31) が、監査認識プロセスを見ればわかるように、不正リスク対応基準では基本的に、リスクに対応して監査手続を追加するように求められている。

具体的に不正リスク対応基準のもとでは、追加の対応として、重要な虚偽の表示の疑義を識別するまでの段階では、「監査人は、不正リスクを識別している監査要点に対しては、当該監査要点について不正リスクを識別していない場合と比べ、より適合性が高く、より証明力が高く、又はより多く監査証拠を入手しなければならず、「十分かつ適切な監査証拠を入手していないと判断した場合は、追加的な監査手続を実施しなければならない」と規定されている(二 4 (3) ③)。加えて、追加の対応として、重要な虚偽の表示の疑義を識別した後の段階では、監査人は、『不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況』を識別した場合には、『不正による重要な虚偽の表示の疑義』が存在していないかどうかを判断するために、適切な階層の経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施しなければならない」と規定されている(二 4 (3) ④)⁹⁹。

一方で、監査技術と監査要点との関係性の再評価という対応は、実施する実証手続の種類や範囲を変更するといったリスク対応と比較するとコストがかからない可能性がある。つまり、不正リスク対応基準等の基準で一般に想定されているような監査手続の強化ではなく、すなわち、異常な事項や不正リスクを識別した際に、徒に監査手続を増や

に代えて、外部に証拠を求めるための監査手続を選択するかもしれない。この場合にも投入されるトータルの監査資源は変化しないかもしれない。

⁹⁹ なお、「不正による重要な虚偽の表示の疑義」と「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」との関係については、住田ほか(2013, pp. 24-25)を参照されたい。

したり、その種類を変更したりするのではなく、すでに入手した監査証拠を踏まえた上で、既存の監査要点と監査技術との結びつけ方を見直すという対応は、監査の効率性を高めることが期待できる。

加えて、こうした既存の監査要点と監査技術との結びつけ方を見直すという対応は、監査の有効性も高めることが期待できる。企業が行う巧妙な粉飾・不正を検出するためには、監査人の側でも何らかの「イノベーション」を起こすが必要であるが、それは、既存の情報を利用することによって、起こせるかもしれない。Nelson and Winter (1982, p. 130; 後藤ほか訳, p. 163) は、シュンペーターの「イノベーション」というフレーズを引き合いに出し、このフレーズは、かなりの程度、それ以前に存在していた概念的そして物理的な材料の再結合から成り立っていることを効果的に強調していると述べ、組織のルーティンにおけるイノベーションも、多くの部分で、既存のルーティンの新結合から成り立っているという。つまり、異常な事項や不正リスクを識別した際に、入手済の監査証拠を踏まえた上で、既存の監査要点と監査技術との結びつけ方を見直すという対応は、監査の有効性をも高めうる。

さらに、こうした既存の監査要点と監査技術との結びつけ方を見直すという対応を別の観点から考えてみると、こうした再評価は職業的懐疑心の発揮の仕方に関する論点と関係づけられる。前述したように、不正リスク対応基準では、職業的懐疑心の発揮・強化が強調されている。すなわち、不正リスク対応基準では職業的懐疑心の発揮として、識別した不正リスクに対応する監査手続を実施すること、および不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を看過することがないように、入手した監査証拠を評価することが挙げられている¹⁰⁰。ここで提示した監査技術と監査要点との結びつきの再評価を職業的懐疑心の観点から見れば、こうした再評価は、職業的懐疑心を発揮することの形態の1つとして捉えることができるであろう。

¹⁰⁰ 「不正リスク対応基準」(第一)の「職業的懐疑心の強調」を参照されたい。

つまり、監査を有効に機能させるには、すなわち会計不正・粉飾を（より早期）に見抜くためには、監査手続を実施した後に、“見るべきポイント”を変更する必要がある場合が存在する。こうした変更が職業的懐疑心の発揮の仕方の1つであるということである。換言すれば、会計不正・粉飾を検出することができる監査人とできない監査人とでは、同じ監査証拠が得られていたとしても、“見ているポイント”が異なる可能性がある。

以上をまとめると、監査技術と監査要点との結びつきを見直すことは、監査プロセスの硬直化を解くことにもつながり、それによって監査の有効性が高まりうることを指摘した。同時に、結びつきの再評価は一般的なりスク対応手続と比較するとコストがかからない可能性もある。したがって、監査技術と監査要点との結びつきの再評価は監査の効率性にも資すると思われる。また、こうした再評価は、監査技術適用の際の前提を考慮することと同様に、職業的懐疑心の発揮の一形態として捉えることができる。次項では、この職業的懐疑心の発揮と本論文で議論をしてきた監査プロセスのマニュアル化との関係について考察を行う。

(2) 監査プロセスのマニュアル化と職業的懐疑心の発揮

監査が失敗している状況において職業的懐疑心が欠如していたこと、それを踏まえて職業的懐疑心を発揮・強化することの重要性が様々な観点（学術的観点、実務的観点、および制度的観点）から指摘されている¹⁰¹。近年その発揮が強調されている職業的懐疑心と本論文で議論した監査プロセスのマニュアル化とはどのような関係にあるのか。

1つの考えとして、状況により、たとえば異常な項目を検出した場合に、あるいは不正リスクを高く評価した場合に、マニュアルに従わないこと、すなわちマニュアルから意図的に逸脱することが、職業的懐疑心を発揮することあるいは職業的懐疑心を強化す

¹⁰¹ 監査（監査研究、監査実務、監査基準）における職業的懐疑心の議論の展開については、鳥羽（2011, pp. 112-123）、鳥羽（2017, 第1章）、西嶋（2016, 第2章）でまとめられている。

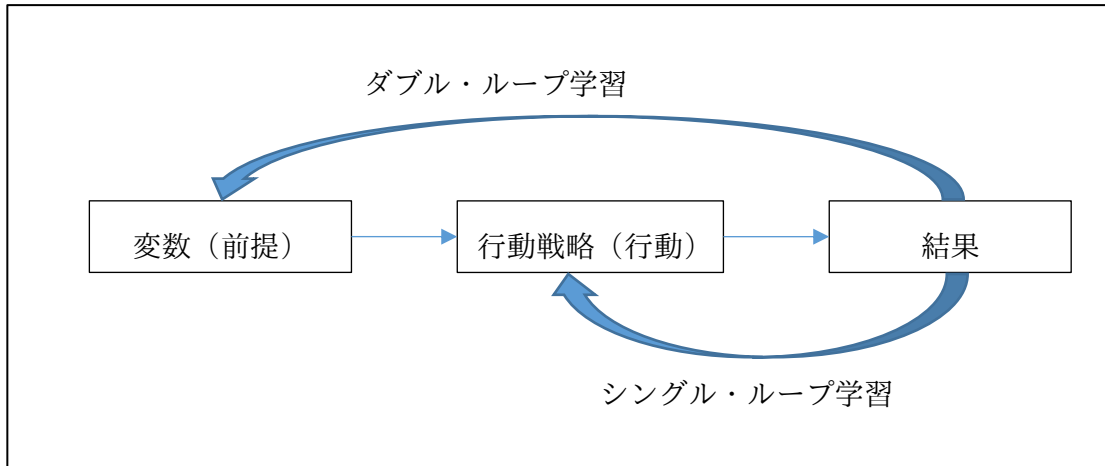
ることと捉えることができる¹⁰²。すなわち、マニュアルから逸脱することが職業的懐疑心の発揮の一形態とみる考えである。この考えに基づけば、手続・プロセスのマニュアル化を推し進めていくことと、職業的懐疑心を発揮することとは、相反することを監査人に要求している。極論すれば、現在、監査環境に限らず社会一般の様々な手順やプロセスが合理化・マニュアル化されている傾向にあることを踏まえれば、職業的懐疑心を発揮すること、あるいはそれを強化することは監査人にとって相当に困難なことであるかもしれない。

マニュアル化の観点からこうした問題を解決する1つの方策としては、職業的懐疑心の発揮をマニュアルの中に（合理化プロセスに）組み込むことである。すなわち、意図的な逸脱を許可することをマニュアルに明示することである。

この点は、経営学の領域で議論されている「シングル・ループ学習」と「ダブル・ループ学習」の考え方が参考になるかもしれない（図 7.5 を参照）。Argyris（1977）によれば、シングル・ループ学習とは、過去の学習や経験を通じて獲得した前提に基づく行動に則って問題解決を図り、結果を出し、その過程で学習するという学習プロセスを指す。一方、ダブル・ループ学習では外部から新しい知識や情報を取り入れ、あるいは、現在の前提に対して、「それは本当か」、「そもそも」と問いかけ、新たな前提や価値観を獲得していき、それに従って行動していくプロセスを指す。

¹⁰² 多くの（産業）事故において、人が意図的に手順や規則に違反することは重要な要素となる（岡本ほか訳, 2015, p. 234）。監査の状況に当てはめれば、不正が生じている場合には、マニュアルから意図的に逸脱する必要があるかもしれない。

図 7.5 「シングル・ループ学習」と「ダブル・ループ学習」



出所：有賀訳（2007, p. 103）の図に基づき筆者作成

合理化・マニュアル化のメリットを享受できている状態においては、シングル・ループ学習が機能しているといえる。一方で、不正・粉飾が生じている場合に、何らかのきっかけで、すでに持っている様々な前提や価値観を疑い、別のものに置き換える、または変化させていくことができれば、当該不正を検出できる可能性がある。つまり、それは、マニュアルの中に、状況によっては「ダブル・ループ学習」で検討する必要があることを入れる（明示する）ことである。

ただし、上で述べているような「何らかのきっかけ」とは一般にどのようなものか、どのような状況であるのかについては、本論文で識別できているわけではない。すなわち、マニュアルから逸脱することをもって職業的懐疑心を発揮することと捉えても、マニュアルから意図的に逸脱する状況（すなわち、職業的懐疑心の発揮する状況）を特定できるわけではない。監査人の予想・期待と実際との間にズレが生じているときに、それが果たして本当に疑うべきズレなのかどうかについてはわからない。

「クライアントが不正を働いているかもしれない」という監査人の判断、勘、疑いが間違っていることもあるであろう。確かに、監査の失敗をそれが発覚してから眺めてみれば、不正の端緒をいたるところで発見することができる。しかし、後知恵では、できごと

が自明であり予測可能であり論理的に見えるが、問題となる事象が起こっている最中には明確な手がかりは存在せず、一度に多くのことが生じ、その生じていることの多くが（後に重要であると判明するにもかかわらず）無関係なものであると人は判断する（岡本ほか訳, 2015, p. 274）¹⁰³。すなわち、後知恵では、どの情報が妥当であるかそうでないかを選択するのが容易であるが、問題が生じている時点では、人は多くの関連した情報というよりも、あまりにも多くの無関係な情報の量に圧倒される可能性が高い（岡本ほか訳, 2015, p. 255）。

加えて、職業的懐疑心を発揮し追加的な監査手続を実施することによって、オリンパス事件のような不正が早期に検出され、かつ企業社会全体の財務諸表に対する保証水準が上昇するかもしれないが、一方で、監査コストが相当に増大するかもしれない。場合によっては、そうした監査コストの上昇は、社会が負担可能な金額を超える可能性がある（この点については、補論①を参照されたい）。

マニュアル化と職業的懐疑心との関係についてのもう1つの捉え方は、マニュアル化が進んでいたとしても、監査人は職業的懐疑心を発揮できると考えるものである。これは、職業的懐疑心の保持・発揮を、「不正による重要な虚偽の表示の疑義に該当するかを判断する」などの場合に懐疑心を高めるのではなく、また監査の状況に応じて懐疑心のレベルを上下させるのではなく、独立性の保持などと同様に、監査を計画・実施する間、常に一定の高いレベルでなされるもの（五十嵐, 2013, p.29）と捉えれば可能であるかもしれない。すなわち、マニュアル化された監査プロセスにおいても、監査人には、

¹⁰³ これは、一般に心理学で後知恵バイアス（hindsight bias）と呼ばれているものである。後知恵バイアスとは、ある事象が発生したのを知ってから、その事象の発生確率は高いと事前に判断していた、と人々が述べる場合に生じるものである。後知恵バイアスは、部分的には、人々が帰結情報（outcome information）を事前に蓄積した知識と結びつけることにより生じる。帰結に関する知識はまた、情報検索および仮説評価にも影響を与えうる。帰結効果（outcome effect）によって人は、（帰結効果がなければ）行わなかったであろう判断および意思決定を行ってしまい、それゆえ判断および意思決定の質が低下する。以上の点については、Bonner（2008, p. 65）を参照されたい。

「リスク感覚を研ぎ澄ますこと」（五十嵐, 2013, p. 29）が求められる。

しかし、このように職業的懐疑心を捉えると、職業的懐疑心を発揮することと職業的専門家として正当な注意を行使することとの違いが明確でない。鳥羽（2017, p. 14）の推察によれば、監査基準審議会（Auditing Standards Board）が、職業的懐疑心について、長らくその説明に積極的な姿勢を見せなかったのは、第1に、監査人が疑う心をもって監査に臨み、監査証拠の質を常に批判的に評価する姿勢は監査という行為に内在する属性であるから、あえて強調する必要がないと判断したからであり、第2に、職業的懐疑心は正当な注意概念にすでに包摂されているため、あえてそこから取り出して検討する必要がないと判断したからであるという¹⁰⁴。

職業的懐疑心が監査という行為に内在する「批判的にものをみようとする」監査人の心の状態を指し、したがって、「職業的懐疑心を働かす」ということと「職業的専門家としての正当な注意を払う」ということが1枚のコインの表裏であり（鳥羽ほか, 2015, pp. 155-156）、実際に AAER では、職業的懐疑心の欠如が正当な注意の欠如と関連づけられて言及されることが多いことを踏まえれば、両概念がいかなる関係にあるのかについては明確でない。

以上をまとめると、本論文の議論からは、職業的懐疑心の発揮を促す不自然な状況については特定できないこと、したがって、「状況によって」という言葉がある種の“マジックワード”になっていることを示した。加えて、職業的懐疑心の概念と正当な注意概念との違いが明確でないことを示した。

このように、職業的懐疑心およびその発揮の仕方については明確になっていない点が多々あるが、本論文での議論に基づけば、監査技術の実施の際の前提を検討すること、あるいは監査技術と監査要点との関係を再評価することは、職業的懐疑心の発揮の1つの形態とみなすことができよう。

¹⁰⁴ 鳥羽（2017, pp. 14-15）は、こうした背景に加えて、職業的懐疑心を監査基準書において強調することが、結果として、第三者による監査人の責任追及を容易にさせることを監査基準審議会が嫌った事情もあると述べている。

第3節 今後の課題

本節で今後の研究課題を指摘することによって、本論文を締めくくりにしたい。まず第1の課題は、本論文で取り上げた事例以外の監査の失敗事例の考察・分析の必要性である。本論文では、主として、McKesson & Robbins 事件、ナナボシ事件、WorldCom 事件の3つの監査の失敗事例を取り上げ、監査プロセスのマニュアル化が実際に生じていたこと、それが監査の失敗の重要な要因であったことを明らかにした。しかし、これら3つの事例だけをもって、監査の失敗の要因が監査のプロセスの硬直化にあるとすること、すなわち本論文での仮説が実証されたとするのは早計であるかもしれない。もちろん、こうした一般化可能性の問題は、社会科学において、事例研究に対して頻繁になされる批判であるため、本研究が研究手法として事例研究を採用した以上、避けることのできないものである。実際に、(オリンパス事件および Satyam 事件を含め)本論文で取り上げた事例以外にも社会的に注目を集めた監査の失敗は数多く存在することを踏まえれば、そうした監査の失敗事例を分析する必要がある。

第2に、1つ目の点と関連して、本論文で主として取り上げた監査技術以外の監査技術を考察する必要がある。本論文では、上記の3つの事例に関連して、証憑突合、確認、分析的手続の3つの監査技術を取り上げた。しかし、たとえば、McKesson & Robbins 事件において監査上問題となった監査技術として、確認の他に立会も挙げられる。また、ナナボシ事件においては、監査技術としての質問が不正の端緒を見出すのに重要な監査技術であったかもしれない。このように、本論文で検討していない監査技術も実務上重要な役割を果たしており、そうした監査技術を適切に選択・適用していないことが原因で監査が失敗する可能性は大いにある。したがって、本論文で検討した監査技術以外の監査技術を検討する必要がある。

第3に、IT 技術（とりわけ、AI やビッグデータ）の利用・活用と監査技術の選択・適用との関係を研究する必要がある。AI やビッグデータの適用可能性に関しては未知数であり、また、本論文の目的が AI やビッグデータを利用した監査における監査技術を

検討することが目的ではないため、本論文では AI やビッグデータに関してはほとんど触れていない。しかし、今後 AI やビッグデータに人間（監査人）が向き合わなければならないことは確実であり、実務では、こうした技術に対して資源が投入され始めている。したがって、将来に向けて、研究者の立場からも、AI やビッグデータに関しては、その特徴や現行の監査技術との関係、さらにはそれらが導入された状況における人間の役割など、研究・考察すべき点が多い。

最後に、監査プロセスのマニュアル化と職業的懐疑心の発揮との関係の考察の必要性である。前節で示したように、本論文で議論した監査プロセスのマニュアル化と近年その発揮が強調されている職業的懐疑心とはどのような関係にあるのか、本論文では両者の関係について一定の示唆を提供しているが、それでも明確な答えを提示しているとは言い難い。監査プロセスがマニュアル化、チェックリスト化されていくなかで、監査という行為に本質的に内在する「疑う心」をそうした監査プロセスにどのように位置づけていけばよいのか、実務的にも理論的にも重要なテーマであると考えられる。

補論① オリンパス会計不正について

オリンパス事件に関しては、本事例を題材として様々な観点から、たとえば財務会計の観点（加賀谷・鈴木, 2012）、コーポレート・ガバナンスからの観点（大杉, 2012；櫻井, 2012）、公認会計士監査の観点（田中, 2014；高田, 2016；Fukukawa et al., 2014）から考察・分析がなされている。本補論①は主に、2011年12月6日にオリンパス株式会社・第三者委員会が公表した調査報告書を分析資料として用いて、特に監査技術としての確認に関連する事項に着目することによって考察を行う。

◆オリンパス事件の概要

オリンパスは、1919年に顕微鏡メーカーとして創業して以来、映像事業および医療事業を主たる事業とする企業として業績を伸ばし、とりわけ消化器内視鏡における世界シェアの7割を獲得していた¹⁰⁵、日本を代表する光学機器・電子機器メーカーであった。

1980年代半ば頃からオリンパス社の当時の社長は、1985年以降の急速な円高によって大幅に営業利益が減少したことを受けて、いわゆる財テクを重要な経営戦略と位置づけ、金融資産の積極的運用に乗り出した。しかし、1990年にバブルが崩壊したことを受け、それ以降、金融資産の運用による損失が増大し始め、オリンパスは、その損失を取り返すためにハイリスクな金融商品に手を出した。その結果、金融資産の運用損は膨れ上がり、1990年代後半には、含み損が1,000億円に迫るほどに巨額なものとなった。

本事件が発覚するきっかけとなったのは、2011年の7月に、経済誌で取り上げられた、以下で説明する不正スキームに関連する不可解な企業買収に関する記事であり、そこか

¹⁰⁵ オリンパス社ホームページ（<https://www.olympus.co.jp/brand/technology/luceraelite/>）を参照した（2017年12月18日アクセス）。ただし、ホームページ本文で記述されているように、この情報は2013年2月28日時点のものである。

ら当時の外国人社長による調査が始まった¹⁰⁶。同年 11 月にはオリンパス社が不正の事実を公表し、12 月に第三者委員会報告書が公表されるに至った。

2009 年 6 月まで約 30 年間、オリンパス社の監査を担当していたあずさ監査法人、および 2009 年 6 月以降、同社の監査を引き継いだ新日本監査法人は、問題となった会計期間の同社の財務諸表に対して無限定適正意見を表明していた¹⁰⁷。

◆不正スキーム

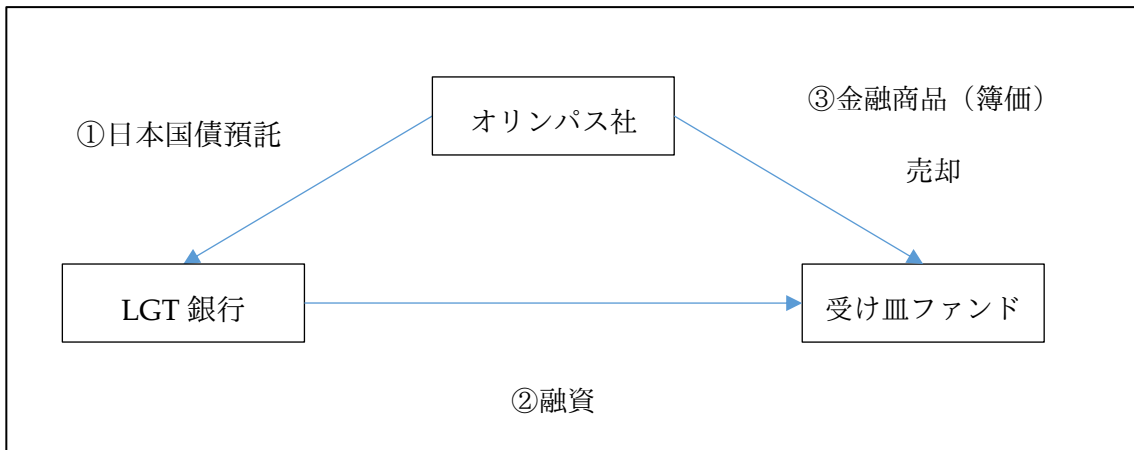
本事例の不正スキーム（損失処理スキーム）は、時期により、大きく、[1] 損失分離スキームと [2] 損失解消スキームとに分けられる。

まず、[1] 損失分離スキームについて簡潔に記述する（図 補 1.1 を参照）。1997 年から 1998 年にかけて、金融資産の会計処理が、取得原価主義から時価評価主義へと転換する動きが本格化し始めたことを受けて、オリンパスの経営陣は、オリンパスの連結決算の対象とならないファンドを用いて、含み損を抱える金融資産を飛ばす方策（損失分離スキーム）を考案した。それは、含み損のある金融商品を譲り受ける連結対象外のファンド（受け皿ファンド）を設立し、受け皿ファンドが当該金融資産を簿価相当額で購入するための資金が必要であったことから、オリンパスの預金等を担保に海外銀行（LGT Bank in Liechtenstein AG：以下、LGT 銀行）から受け皿ファンドに融資（口座担保貸付）をさせるものであった。

¹⁰⁶ この経緯については、マイケル・ウッドフォード（2012）の第 1 章を参照されたい。

¹⁰⁷ 本事件を受けて、金融庁は、両監査法人に業務改善命令の行政処分を下した。あずさ監査法人に対する「監査法人の処分について」は、<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8333804/www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120706-6.html>（2017 年 12 月 18 日アクセス）を、新日本監査法人に対する「監査法人の処分について」は、<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8333804/www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120706-7.html>（2017 年 12 月 18 日アクセス）を参照されたい。

図 補 1.1 損失分離スキーム



出所：調査報告書をもとに筆者作成

次に、[2] 損失解消スキームについて簡潔に記述する。[1] の損失分離スキームにおいては、オリンパスは口座担保貸付により資金を調達したため、いずれは返済しなければならず、また、ファンドへ出資していた資金も償還してもらう必要があった。そのため、オリンパス社の経営陣はコンサルタントらと協議するなどして、損失を解消するスキームを考案した。オリンパスは、ファンドが安価に購入したベンチャー企業を実際よりも著しく高い価格で買収し、あるいは、大型の M & A 案件にからめてファンドに手数料等を払うなどの方法で資金を流し、その資金を還流させて、損失処理策に関与したファンド等の債権債務を整理しようとした。そして、オリンパスは、最終的にオリンパスが預金の払戻しや出資の償還を受けられるようにし、その際にオリンパスが余分に支払う金額はのれんとして資産化し、のれんの償却という形で費用化して段階的に解消しようとした。

具体的には、オリンパスは、2003 年から 2008 年にかけて、同社が設立した G. C. New Vision Ventures, L. P. という投資事業ファンドを利用し、国内の 3 社（株式会社アルティス、NEWS CHEF 株式会社、および株式会社ヒューマンラボ）の株式を、高い成長性が見込める事業計画を基に著しく高い価格で取得し、売却利益を還流させて、[1] のスキームで隠された損失の一部を補填した。この隠れた損失は、オリンパス社の財務諸表上

では、のれんとして資産計上された。

加えて、損失を解消させるためにオリンパスは、2008年2月のジャイラス（英国の医療機器メーカー）買収に関連して、①フィナンシャル・アドバイザー（以下 FA）に報酬として現金、株式オプション、およびワラントを付与し、②株式オプションを配当優先株に交換するとともに、ワラントを高値で買い取り、③FA から配当優先株を6億2,000万ドル（簿価1億7,700万ドル）で買い取り、④FA に支払われた資金の一部を複数のファンドを經由してオリンパスに還流させるプロセスを踏んだ。オリンパスは、同社が買い取った配当優先株6億2,000万ドルとその簿価1億7,700万ドルとの差額をのれんとして資産計上し、損失をのれんの償却という形で費用化して段階的に解消しようとした。以上が [2] 損失解消スキームの大まかな概要である。

◆ 監査上の問題¹⁰⁸

ここでは、監査技術、特に確認の観点から監査上の問題を指摘する。監査技術としての確認の観点から、本件で問題点として識別できる事項は、上述の [1] 損失分離スキームにおける、外国銀行（LGT 銀行）への預金等に対する残高確認であった。

前述のように、含み損を抱えた金融資産の買収資金の出所の1つは、外国銀行における預金等であった。外国銀行（LGT 銀行）への預金に関して、オリンパスは、次のようにあずさ監査法人に説明した。すなわち、欧州における医療事業の買収を秘密裡に遂行するため、当該銀行に預金口座を開設し、買収のために活動するファンドに対し、その預金を担保に買収資金を調達させたいという説明である。また、オリンパス社はあずさ監査法人に対して、LGT 銀行はオリンパス社のこの説明に納得しているということも伝えた¹⁰⁹。

¹⁰⁸ ここでの記述は特に、同調査報告書の pp.167-168 を参照している。

¹⁰⁹ あずさ監査法人は、オリンパス社によるこの説明に特段疑問を抱かなかつた。加えて、同調査報告書でも、一旦、この説明を合理的であると解釈するのは致し方ないと評価している。

この点について、あずさ監査法人は、当該金融機関に対して、同監査法人所定の残高確認書式による確認状を送付したが、照会を受けた金融機関からの回答はいずれも、監査法人所定の書式ではなく、金融機関自らのレターヘッドと残高明細書を用いたものであった。この回答書はいずれも、預金等の残高のみを表示するものであり、監査法人所定の書式とは異なり、当該預金にかかる担保等の情報は表示していなかった¹¹⁰。

しかし、あずさ監査法人は、回答書に回答洩れがあるとの認識に立ち、担保等に関する情報について再度確認を求める手続を採らなかった。それは、第1に、当時外国銀行に対する残高照会の実務においては、項目を網羅して記載を求めても、その全部についての回答が得られないことが頻繁にあったこと、第2に、銀行は通常、預金残高について照会を受けたときに、当該預金が担保に供されていればその情報を含めて回答するはずであり、銀行担当者が不実の記載をするようなことは想定されないことが理由であった。

以上から、同調査報告書は、監査法人が再確認をとらなかったことが本件損失分離スキームの長期間にわたる隠蔽に寄与したとは言えない、と結論づけた。

◆本事件に対する考察

上述のように、監査法人は、銀行のレターヘッドのある残高確認書様式でしか回答書を受領しておらず、担保の有無など、監査上確認すべき項目をすべて網羅した回答を入手していない。監査上、確認すべき項目をすべて網羅していないにもかかわらず、外国銀行からはすべての回答を得られにくいという理由等によって再確認を実施していないが、たとえば監査基準委員会報告書 505 を踏まえても、十分な監査証拠が得られていな

¹¹⁰ オリnpasは、照会を受ける金融機関に連絡して、監査法人からの残高照会に対して、担保等の照会には応じる必要のないことを指示していた。外国銀行はこの指示に従ったものと思われる。

いのであれば、残高確認書の再送が必要であると考え¹¹¹。

監査目的・監査要点の観点から検討してみれば、監査人は、銀行残高の実在性という監査要点を裏づけることはもとより、十分な回答が得られていない当該状況においては、監査技術としての確認を実施する際に、当該監査技術と預金に対する担保の有無の検証とを関連づけながら検討する必要があったことがわかる¹¹²。

しかしながら、確かに、後知恵で考えれば、すなわち不正スキームの全体像を知った上で本事件を分析すれば、当然に監査人は再確認を実施すべきであったといえる。しかし、上記のように、再確認を実施する必要がないと考えられる合理的な理由（外国銀行はすべてを回答するわけではない／銀行が不実の記載をするよう想定されない）が存在している状況において、当時の監査人に対して再確認を実施するよう求めるのは、酷であるかもしれない。

というのも、本件のような状況において、監査技術としての確認を担保の有無と結びつけて再確認を実施するよう監査人に要求することによって、もちろん、当該財務諸表の保証水準は高められるかもしれない。しかし、それは、他の監査状況においても同様のことが要求されなければならないはずである。

現行の監査の枠組み（監査リスク・アプローチ）に基づけば、制度上もあるいは社会も監査人に 100%の保証水準を求めているわけではないものの、財務諸表監査に対する社会の期待が高まれば、監査人は監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、監査手続を強化する必要がある。

第 1 章で言及したように、ほとんどの（99%以上の）企業が不正を行っていないという事実に基づけば、オリンパス社に再確認を実施するよう求めることは、極論すれば、

¹¹¹ 監査基準委員会報告書 505（JICPA, 2015d）では、「監査人は、確認依頼への回答の信頼性について疑義を抱く場合、疑義を解消するため、追加の監査証拠を入手しなければならない。」（para. 9）とされている。

¹¹² 加えて、当初の目的であるはずの欧州での新規事業展開が長きにわたり実績がないという状況も考慮に入れる必要があったかもしれない。

残りの99%以上の企業に対しても本件と同様のことを実施するよう求めることと同じであり、結果として、本件のような不正が早期に検出され、かつ企業社会全体の財務諸表に対する保証水準が上昇するかもしれないが、一方で、監査コストが相当に増大するかもしれない。場合によっては、そうした監査コストの上昇は、社会が負担可能な金額を超える可能性があり、またそうした監査コストは被監査会社が監査を受けることから得られるベネフィットを超える可能性がある。したがって、監査がコスト・ベネフィットに見合わなくなる可能性がある。監査手続・監査技術の観点から検討すれば、本件は、監査コストと監査の保証水準との間の、ある種の“社会選択”の問題を考えることにつながるものであろう。本補論①は、この点を指摘することによって分析を終える。

◆まとめ

オリンパス事件を監査技術の観点から検討すると、確認の問題を指摘できる。すなわち、十分な回答が得られていない状況であれば、監査手続を強化する（再確認を実施する）ことによって、監査人は、オリンパス社が外国銀行に預け入れていた預金の性質についてより検討すべきであった。しかし、少なくとも第三者委員会の見解としては、監査法人が再確認をとらなかったことが本件損失分離スキームの長期間にわたる隠蔽に寄与したとは言えない、というものであった。この点を考え進めていくと、監査コストと保証水準との間のトレード・オフの議論につながる可能性があることを本補論では指摘した。この議論は、本論文の研究目的を超えているため、両者のトレード・オフの議論にもつながることを示唆するに留めて、本補論①は締めくくりにしたい。

補論② Satyam 会計不正について

第 1 章の第 4 節において述べたように、Satyam 事件は、監査人としてマニュアルをどのように運用していたのかを検証するには適切な事例であるかもしれない。換言すれば、本事例は、グローバルレベルでの会計事務所ネットワークの監査の質をどのように担保すればよいのかを検討するのに適切な事例であり、実際にネットワークに属するメンバーファームのインドの会計事務所（PW India¹¹³）の監査の質が低かったことを示す事例である（Carson et al. 2014）。本事件を分析してみると、しかるべき手順・プロセスを当該監査人が踏んでいない、したがって定められたマニュアルに従ってすらいらないような状況であったことが推測される。

本事件に関する先行研究としては、Brown et al. (2014) および猪鼻 (2011) が本事件を要領良くまとめている。また、Narayanaswamy et al. (2015) は、本事件を境にして、インドにおける監査委員会の構成や機能の変化を検証している。本論文では、SEC が公表した AAER (No. 3257) を分析資料として主に用いて、特に監査技術としての確認とアサーションの設定、およびグローバルレベルの監査の質を担保するであろうマニュアルへの準拠に焦点を当てることとする。

¹¹³ PW India は、PwC インターナショナルファームのメンバーファームであり、AAER No. 3257 (SEC, 2011) の被審理者 (Respondents) である、Lovelock & Lewes/Price Waterhouse, Bangalore/Price Waterhouse & Co., Bangalore/Price Waterhouse, Calcutta/Price Waterhouse & Co., Calcutta、で構成されていた (SEC, 2011, paras. 6–15)。これらの会計事務所は監査業務を共同で実施していた。以後、これらの会計事務所をまとめて PW India と呼ぶ。すなわち、PW India はインド現地の会計事務所 (グループ) を指す。

◆Satyam 事件の概要と不正スキーム¹¹⁴

2009年までに、Satyam Computer Services Limited（以下、Satyam社）は、Fortune 500の企業の中の185社にIT技術のアウトソーシング業務を提供することによって、年20億ドル以上の収益を上げ、66か国に約53,000人の従業員を有する巨大な多国籍企業に成長した（Clikeman, 2013, p. 285）。本件に関連する期間、Satyam社の株式はインド国内の証券取引所で取引されるとともに、Satyam社のADS（American Depository Shares：米国預託証券）は、ニューヨーク証券取引所で取引されていた。

Satyam社の経営陣は、6,000枚を超える虚偽の請求書の作成を指示し、総勘定元帳に記録させ、売上、利益、売掛金を過大表示するとともに、多くの虚偽の銀行残高証明書・銀行確認状、および偽の請求書への支払いを裏づける書類を作成することによって、現金預金および利付預金を10億ドル以上過大に計上した。2005年度から2008年度のSatyam社の財務諸表上では、現金預金（現金・現金同等物および銀行預金）は同社の総資産の50%を超える重要な項目であった。

Satyam社の監査を担当していたPW Indiaは、2005年から2008年にかけて、各年度の財務諸表に無限定適正意見を表明した。しかし、実際には、PW Indiaは、米国で一般に公正妥当と認められる監査の基準（GAAS）およびPublic Company Accounting Oversight Board Standards（PCAOB基準）に準拠して監査を実施していなかった¹¹⁵。具体的には、PW Indiaは、現金・現金同等物および売掛金に対して監査技術としての確認を選択・適用していたが、実際にはそのプロセスを適切にコントロールしていなかった。また、残高確認に対する適切なコントロールがなされていなかったことは、本契約（Satyam社の監査）に限定されていたわけではなく、PW India全体の品質管理の欠陥を示唆するものであった。

¹¹⁴ ここでの記述は主として、SEC（2011）に拠っている。

¹¹⁵ 本事件を受けて、PW Indiaは、SECに600万ドルの罰金を（SEC, 2011, IV. B）、PCAOBに150万ドルの罰金を（PCAOB, 2011, IV. B）それぞれ支払うことになった。

最終的には、2009年の1月に、Satyam社の当時の会長（Satyam社の創業者）であるB. Ramalinga Rajuが、同社が行っていた会計不正を告白することによって、本事件は発覚することとなった。Rajuはこの告白において、同社の2008年9月30日時点での貸借対照表に計上されている10億ドル超の現金預金は過大に計上されたものであり、実際には6,600万ドルしか存在しないことを認めた。

◆監査技術としての確認～預金残高の確認¹¹⁶～

当該監査においては、監査人は銀行確認状の発送をSatyam社の役員に任せていた。また、監査人は銀行確認状の残高と会社側の報告額との間に差異（表補2.1を参照）があったにもかかわらず、銀行に対して直接連絡をとらず、同社が提供した書類で納得してしまい、この差異の調整を行わなかった¹¹⁷。

表補2.1 実際の銀行残高と会社の報告額との差異

期末	銀行名	PW Indiaが銀行から入手した回答書の残高 (米国ドル)	PW IndiaがSatyam社から入手した回答書の残高 (米国ドル)	差異
2006年3月31日	HSBC	残高なし	53,282,374	53,282,374
2006年3月31日	BNP Paribas	13,082,059	96,830,036	83,747,977
2007年3月31日	BNP Paribas	11,192,807	108,584,687	97,391,880
2008年3月31日	HDFC	残高なし	175,952,024	175,952,024
2008年3月31日	Citibank	330,172	152,923,538	152,593,366
2008年6月30日	BNP Paribas	1,979,404	109,014,675	107,035,271
2008年9月30日	HSBC	残高なし	172,000,153	172,000,153
2008年9月30日	BNP Paribas	1,860,280	100,753,498	98,893,218

出所：SEC（2011, para. 29）の表に筆者が加筆・修正

¹¹⁶ ここでの記述は主として、SEC（2011, paras. 27-37）を参照した。

¹¹⁷ 監査チームが確認プロセスにクライアントの関与を許し、会社側の説明に依拠したのは、同社の経営陣は誠実であり、彼らが監査証拠をねつ造することはないと考えたからである。

ここで、重要な点は、インド国外の PwC ネットワーク・ファームのパートナーが、監査チームのメンバーに当該確認プロセスには不備があることを警告していた点である。2008 年 5 月、PW India はこのネットワーク・ファームのパートナーに、Satyam 社の監査にかかる電子監査調書のレビューを依頼した。このパートナーは、「回答書は直接入手した、あるいは同社からコピーを入手したとあるが、銀行に対して直接発送および銀行から直接入手した確認状のみが認められるべきである」(SEC, 2011, para. 32) とし、PW India が実施した確認プロセスには不備があると指摘した。しかし、PW India は、同年の監査において、かかる警告を受けたにもかかわらず、何ら是正措置を採らず、PCAOB 基準に準拠するような方法で確認プロセスを実施しなかった。

◆ 監査技術としての確認～売掛金の確認¹¹⁸～

AAER の記述から Satyam 社の売掛金に関するリスクが高かったことがわかる。監査チームは、少なくとも 2007 年度の監査においては、Satyam 社の不正リスクを増加させている要因に気づいていたが、その不正リスクを十分に認識せず、PCAOB 基準で要求されているように監査計画とその実施を変更することはなかった。PW India のシステム保証部門が Satyam 社の IT の内部統制をテストし、170 件の欠陥を発見した（内、8 件は重要な欠陥であった）。こうした欠陥の性質を踏まえれば、監査チームは、売掛金に係るリスクは高いと認識すべきであった。

売掛金のリスクが高いことを踏まえれば、その実在性を検証することは極めて重要である。しかし、PW India が実施した監査手続は売掛金の実在性を検証することには向けられていなかった。つまり、Satyam 社は売掛金システムの内部統制の欠陥を利用（“Superuser” 権限を悪用）して、総額 10 億ドルを超える架空の請求書を作成し、虚偽の売掛金を計上した。しかし、PW India は、現金残高の確認と同様に、売掛金の確認状

¹¹⁸ ここでの記述は主として、SEC (2011, paras. 38–44) を参照した。

の発送についても監査人としてのコントロールを失い、また確認状に対する回答がない場合でも適切な追加の手段を実施しなかった。たとえば、2006年3月31日から2007年8月31日の期間において、監査チームは5件確認状を送付したが、回答はほとんどなかった。さらに、2007年度の監査において、監査チームは、22の得意先に確認状を送付したが、その中には架空の得意先が7件含まれていた。しかしながら、監査チームは、正当な注意を払うことなく（*diligence*）、適切な追加の手段を実施しなかった。さらに、2007年度および2008年度の監査においては、売掛金に対する確認を省略した。したがって、PW India に対する AAER を分析してみれば、監査技術としての確認が機能していなかったことがわかる。

◆本事件に対する考察

まず、監査技術とマニュアルとの関係から着目すべき点は、前述したように、現金預金残高に対する確認について、インド国外の PwC ネットワーク・ファームのパートナーが、PW India の監査チームのメンバーに当該確認プロセスには不備があると警告していたことである。これは、インド国外の PwC ネットワーク・ファームが、グローバルレベルでの監査の質を担保するために、PW India に警告をするなどして、監査手段を適切に実施するよう指示していたと解釈できるだろう。つまり、PwC 会計事務所は、PwC が適切と考える所定の手段を実施するよう（たとえば、マニュアルのようなものに従うよう）要求していたと考えることができる。しかし、PW India は、かかる警告を受けたにもかかわらず、何ら改善策を採っていない。したがって、PW India は、「マニュアル」に従っていないと考えられる。

加えて、前述したように、AAER を見てみると、PW India は、確認プロセス（確認状の発送・受取）を Satyam 社に任せるような実務を行っていた。確認が相手先である

第三者（確認回答者）から文書による回答を「直接」入手する手続であること¹¹⁹を踏まえれば、PW India は所定の手続を実施していなかった（たとえば、マニュアルのようなものに従っていなかった）ことは明白であろう。

次に、監査技術と監査要点との関係の観点から監査技術としての確認を検討する。売掛金に対する確認に関して、本件のような状況であれば、通常、監査人は得意先の実在性に対して疑義を抱き、その残高の検証を行うべきであるが、PW India が実施した代替的（追加の）監査手続は、決算日後に当該得意先から回収した売掛金の総額を Satyam 社から入手し、各得意先の残高に割り振る（すなわち、売掛金回転率を算出する）ものであった（SEC, 2011, para. 41）。これは、期末日の残高（実在性）を確かめるものではなく、売掛金の回収可能性に係るものであったといえる。したがって、リスク評価に対応していない監査技術およびアサーションが選択されていたことがわかる。

◆まとめ

Satyam 事件を監査技術の観点から検討すると、銀行残高および売掛金に対する確認の問題を指摘できる。ここで、本論文の目的に照らして、マニュアルへの準拠および監査技術・監査要点との関係の観点から、この監査技術としての確認に焦点を当てた。

AAER の分析から、PW India は、「マニュアル」に従って所定の監査手続を実施していなかったことが推察される。それは確認の内容・目的に照らせば、確認プロセスにクライアントが関与することを防ぐべきであるにもかかわらず、PW India はそのような確認プロセスを踏んでいなかった。加えて、PW India は、PwC ネットワーク・ファームからの、PW India が実施した確認プロセスの不備に対する警告も無視していた。この点からも、PW India が「マニュアル」に従ってすらいなかったと結論づけることができる。

監査技術と監査要点との関係について、PW India が実施した確認は、クライアントの関与を許したという点および確認差異が生じているにもかかわらず調整をしなかった点を

¹¹⁹ 監査基準委員会報告書 505（JICPA, 2015d, para. 5）を参照されたい。

踏まえれば、資産の实在性を立証するには不十分であったといえる。加えて、PW India は、クライアントが提出した書類を検証するという意味での監査技術（証憑突合）を選択することによって、資産の实在性を裏づけるというよりはむしろ、たとえば、売掛金の回収可能性の監査要点を裏づけようとしていた。したがって、リスク評価に対応していない監査技術およびアサーションが選択されていたことがわかる。

【参考文献】

- American Institute of Accountants (AIA), Special Committee on Auditing Procedure. (1939) Extensions of Auditing Procedure. *The Journal of Accountancy*, 67: 377–385.
- American Institute of Accountants (AIA). (1936) *Examination of Financial Statement by Independent Public Accountants*.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Auditing Standards Board. (1981) *Audit Sampling*. Statement on Auditing Standards No.39.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Auditing Standards Executive Committee. (1978) *Analytical Review Procedures*. Statement on Auditing Standards No.23.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Committee on Auditing Procedure. (1972) *The Auditor's Study and Evaluation of Internal Control*. Statements on Auditing Procedure No.54.
- Andreae, R. (1947) Present-Day Audit Technique. *The Accounting Review*, 22(3): 253–262.
- Arens, A. A., R. J. Elder, and M. S. Beasley. (2010) *Auditing and Assurance Services: An Integrated Approach: Includes Coverage of PCAOB Auditing Standard No. 5, the Risk Assessment SASs, the Sarbanes-Oxley Act and Section 404 Audits, and Increased International Examples*, 13th Edition. Prentice Hall.
- Arens, A. A., and J. K. Loebbecke. (1980) *Auditing: An Integrated Approach*, 2nd Edition. Prentice-Hall.
- Argyris, C. (1977) Double Loop Learning in Organizations. *Harvard Business Review*, 55(5): 115–125. (有賀裕子訳 (2007) 「シングル・ループ学習では組織は進化しない 『ダブル・ループ学習』 とは何か」 『Diamond ハーバード・ビジネス・レビュー』 第 32 巻第 4 号, 100–113 頁.)

- Asare, S. K., and A. M. Wright. (2004) The Effectiveness of Alternative Risk Assessment and Program Planning Tools in a Fraud Setting. *Contemporary Accounting Research*, 21(2): 325–352.
- Baxter, W. T. (1999) McKesson & Robbins: A Milestone in Auditing. *Accounting, Business & Financial History*, 9(2): 157–174.
- Bealing, W. E., Jr, M. W. Dirsmith, and T. Fogarty. (1996) Early Regulatory Actions by the SEC: An Institutional Theory Perspective on the Dramaturgy of Political Exchanges. *Accounting, Organizations & Society*, 21(4): 317–338.
- Beasley, M. S., J. V. Carcello, D. R. Hermanson, and T. L. Neal. (2013) *An Analysis of Alleged Auditor Deficiencies in SEC Fraud Investigations: 1998–2010*. The Center for Audit Quality.
- Bell, T., M. Peecher, and I. Solomon. (2005) *The 21st Century Public Company Audit :Conceptual Elements of KPMG’s Global Audit Methodology*, KPMG International. (鳥羽至英・秋月信二・福川裕徳監訳 (2010) 『21 世紀の公開会社監査 KPMG 監査手法の概念的枠組み』国元書房.)
- Beresford, D. R., N. deB. Katzenbach, and C. B. Rogers, Jr. (2003) *Report of Investigation by the Special Investigative Committee of the Board of Directors of WorldCom, Inc.*
- Biggs, S. F., T. J. Mock, and P. R. Watkins. (1989) *Analytical Review Procedures and Processes in Auditing*. Monograph No. 14. Canadian Certified General Accountants' Research Foundation.
- Bonner, S. E. (2008) *Judgment and Decision Making in Accounting*. Pearson Prentice Hall.
- Brown, V. L., B. E. Daugherty, and J. S. Persellin. (2014) Satyam Fraud: A Case Study of India's Enron. *Issues in Accounting Education*, 29(3): 419–442.
- Carson, E., R. Simnett, G. Trompeter, and A. Vanstraelen. (2014) The Impact of Other Component Auditors on the Costs and Quality of Multinational Group Audits. *Draft: For presentation at University of Texas*.

- Caster, P., R. Elder, and D. J. Janvrin. (2008) A Summary of Research and Enforcement Release Evidence on Confirmation Use and Effectiveness. *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 27(2): 253–279.
- Chatfield, M. (1977) *A History of Accounting Thought*. R. E. Krieger Pub. Co. (津田正晃・加藤順介訳 (1978) 『会計思想史』 文真堂.)
- Clikeman, P. M. (2013) *Called to Account: Financial Frauds that Shaped the Accounting Profession*, 2nd Edition. Routledge.
- De Paula, F. R. M. (1915) *The Principles of Auditing: A Practical Manual for Students and Practitioners*. Sir Isaac Pitman.
- DeFond, M., and J. Zhang (2014) A Review of Archival Auditing Research. *Journal of Accounting and Economics*, 58(2–3): 275–326.
- DeMond, C. W. (1980) *Price, Waterhouse & Co. in America: A History of a Public Accounting Firm*. Arno Press.
- Dennis, I. (2015) *Auditing Theory*. Routledge.
- Doron, M. E. (2011) "I Ask the Profession to Stand Still": The Evolution of American Public Accountancy, 1927–1962. *Accounting Historians Journal*, 38(1): 111–139.
- Erickson, M., B. W. Mayhew, and W. L. Felix, Jr. (2000) Why Do Audits Fail? Evidence from Lincoln Savings and Loan. *Journal of Accounting Research*, 38(1): 165–194.
- Francis, J. R. (2011) A Framework for Understanding and Researching Audit Quality. *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 30(2): 125–152.
- Fukukawa, H., T. J. Mock, and R. P. Srivastava. (2014) Assessing the Risk of Fraud at Olympus and Identifying an Effective Audit Plan. *The Japanese Accounting Review*, 4: 1–25.
- Fukukawa, H., and T. J. Mock. (2011) Audit Risk Assessments Using Belief versus Probability. *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 30(1): 75–99.

- Fukukawa, H., and T. J. Mock. (2012) Auditors' Evidence Evaluation and Aggregation Using Beliefs and Probabilities. *International Journal of Approximate Reasoning*, 53(2): 190–199.
- Glover, S. M., D. F. Prawitt, and T. J. Wilks. (2005) Why Do Auditors Over-Rely on Weak Analytical Procedures? The Role of Outcome and Precision. *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 24(Supplement): 197–220.
- Gomm, R., M. Hammersley, and P. Foster. (Eds.) (2000) *Case Study Method: Key Issues, Key Texts*. SAGE.
- Graham, L. E. (1981) Analytical Review Techniques: Some Neglected Tools. *The CPA Journal*, 51(10): 18–24.
- Gupta, P. P., T. R. Weirich, and L. E. Turner. (2013) Sarbanes-Oxley and Public Reporting on Internal Control: Hasty Reaction or Delayed Action? *Accounting Horizons*, 27(2): 371–408.
- Hirst, E., and L. Koonce. (1996) Audit Analytical Procedures: A Field Investigation. *Contemporary Accounting Research*, 13(2): 457–486.
- Hitzig, N. B. (2004) The Hidden Risk in Analytical Procedures: What WorldCom Revealed. *The CPA Journal*, 74(2): 32–35.
- Holder, W. W., and S. Collmer. (1980) Analytical Review Procedures: New Relevance. *The CPA Journal*, 50(11): 29–35.
- Holmes, A. W. (1939) *Auditing: Principles and Procedure*. Business Publications.
- Hylas, R., and R. Ashton. (1982) Audit Detection of Financial Statement Errors. *The Accounting Review*, 57(4): 751–765.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB). (2009a) *Audit Evidence*. International Standard on Auditing 500.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB). (2009b) *Analytical Procedures*. International Standard on Auditing 520.

- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB). (2011) Discussion Paper, *The Evolving Nature of Financial Reporting: Disclosure and Its Audit Implications*.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB). (2012) *Staff Questions and Answers — Professional Skepticism in an Audit of Financial Statements*.
- International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA). (2017) Exposure Draft, *Proposed Application Material Relating to Professional Skepticism and Professional Judgment*.
- International Federation of Accountants (IFAC), Professional Skepticism Working Group. (2017) *Toward Enhanced Professional Skepticism : Observations of the IAASB-IAESB-IESBA Professional Skepticism Working Group*.
- International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR). (2012) *2012 Summary Report of Inspection Findings*.
- International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR). (2017) *Report on 2016 Survey of Inspection Findings*.
- Kinney, W. R., Jr., and W. J. Felix Jr. (1980) Professional Note: Analytical Review Procedures. *Journal of Accountancy*, 150(4): 98–103.
- Kissinger, J. N. (1977) A General Theory of Evidence as the Conceptual Foundation in Auditing Theory: Some Comments and Extensions. *The Accounting Review*, 52(2): 322–339.
- Knechel, W. R., G. V. Krishnan, M. Pevzner, L. B. Shefchik, and U. K. Velury. (2013) Audit Quality: Insights from the Academic Literature. *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 32 (supplement 1): 385–421.
- Kohler, E. L., and P. W. Pettengill. (1924) *Principles of Auditing*. A.W. Shaw Co.
- Kuhn, Jr., J. R., and S. G. Sutton. (2006) Learning from WorldCom: Implications for Fraud Detection through Continuous Assurance. *Journal of Emerging Technologies in Accounting*, 3: 61–80.
- Lee, T. (1993) *Corporate Audit Theory*. Chapman and Hall.

- Littleton, A. C. (1953) *Structure of Accounting Theory*. American Accounting Association. (大塚俊郎訳 (1955) 『会計理論の構造』 東洋経済新報社.)
- Mautz, R. K., and H. A. Sharaf. (1961) *The Philosophy of Auditing*. American Accounting Association.
- Merton, R. K. (1957) *Social Theory and Social Structure*, Revised and Enlarged Edition. Free Press. (森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳 (1961) 『社会理論と社会構造』 みすず書房.)
- Messier, J. F., C. A. Simon, and J. L. Smith. (2013) Two Decades of Behavioral Research on Analytical Procedures: What Have We Learned? *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 32(1): 139–181.
- Mock, T. J., and H. Fukukawa. (2016) Auditors' Risk Assessments: The Effects of Elicitation Approach and Assertion Framing. *Behavioral Research in Accounting*, 28(2): 75–84.
- Montgomery, R. H. (1912) *Auditing Theory and Practice*. Ronald Press.
- Moyer, C. A. (1952) Relationship of Audit Programs to Audit Standards, Principles, Techniques, and Procedures. *The Journal of Accountancy*, 94: 687-691.
- Narayanaswamy, R., K. Raghunandan, and D. V. Rama. (2015) Satyam Failure and Changes in Indian Audit Committees. *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, 30(4): 529–540.
- Nelson, M., and H. Tan. (2005) Judgment and Decision Making Research in Auditing: A Task, Person, and Interpersonal Interaction Perspective. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 24(supplement): 41–71.
- Nelson, R. R., and S. G. Winter. (1982) *An Evolutionary Theory of Economic Change*, Belknap Press of Harvard University Press. (後藤晃・角南篤・田中辰雄訳 (2007) 『経済変動の進化理論』 慶応義塾大学出版会.)

- Pike, B. J., M. B. Curtis, and L. Chui. (2013) How Does an Initial Expectation Bias Influence Auditors' Application and Performance of Analytical Procedures? *The Accounting Review*, 88(4): 1413–1431.
- Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB). (2011) *PCAOB Release No. 105-2011-002*.
- Ramos, M. (2003) Auditors' Responsibility for Fraud Detection. *Journal of Accountancy*, 195(1): 28–36.
- Ramos, M. (2009) Risk-Based Audit Best Practices. *Journal of Accountancy*, 208(6): 32–37.
- Ritzer, G. (1998) *The McDonaldization Thesis: Explorations and Extensions*. SAGE Publications Ltd.
- Ritzer, G. (2004) *The McDonaldization of Society*, Revised New Century Edition. Sage Publication, Inc. (正岡寛司訳 (2008) 『21 世紀新版 マクドナルド化した社会 果てしなき合理化のゆくえ』早稲田大学出版部.)
- Securities and Exchange Commission (SEC). (1939) *United States of America before the Securities and Exchange Commission in the Matter of McKesson & Robbins, Inc., Testimony of Expert Witnesses*. U. S. Government Printing Office.
- Securities and Exchange Commission (SEC). (1940a) *Accounting Series Releases, No.19: In the Matter of McKesson & Robbins, Inc. – Summary of Findings and Conclusions*. U. S. Government Printing Office. (八田進二訳 (1998) 「会計連続通牒第 19 号」鳥羽至英・村山徳五郎責任編集 『SEC 「会計連続通牒」 1: 1930–1960 年代』中央経済社.)
- Securities and Exchange Commission (SEC). (1940b) *United States of America before the Securities and Exchange Commission in the Matter of McKesson & Robbins, Inc., Pursuant to Section 21(a) of the Securities Exchange Act of 1934, Report on Investigation*. U. S. Government Printing Office.

Securities and Exchange Commission (SEC). (2008a) *Accounting and Auditing Enforcement Release No. 2808*.

Securities and Exchange Commission (SEC). (2008b) *Accounting and Auditing Enforcement Release No. 2809*.

Securities and Exchange Commission (SEC). (2011) *Accounting and Auditing Enforcement Release No. 3257*.

Smieliauskas, W., and L. Smith. (1990) A Theory of Evidence Based on Audit Assertions. *Contemporary Accounting Research*. 6(2): 407–426.

Thornburgh, D. (2003) *Second Interim Report of Dick Thornburgh, Bankruptcy Court Examiner. In re: WorldCom, Inc., et al., Debtors*.

Thornburgh, D. (2004) *Third and Final Report of Dick Thornburgh, Bankruptcy Court Examiner. In., re: WorldCom, Inc., et al. Debtors*.

Toba, Y. (1975) General Theory of Evidence as the Conceptual Foundation in Auditing Theory. *The Accounting Review*, 50(1): 7–24.

Trompeter, G., and A. Wright. (2010) The World Has Changed—Have Analytical Procedure Practices? *Contemporary Accounting Research*, 27(2): 669–700.

Weber, M. (1947) *The Theory of Social and Economic Organization*, translated by A. M. Henderson and Talcott Parsons; Edited with an Introduction by Talcott Parsons. Free Press.

Yin, R. K. (2014) *Case Study Research: Design and Methods*, 5th Edition. SAGE Publications.

[WorldCom. (1999), (2000), (2001) Annual Report(10-K) and Quartley Report(10-Q) ; 以下のサイトより入手 ; <https://www.sec.gov/edgar/searchedgar/companysearch.html> ; 2017年12月18日アクセス]

[1999 年度]

MCI WorldCom, Inc. (WorldCom). (1999) *Form 10-Q* (Quarterly period ended March 31, 1999).

MCI WorldCom, Inc. (WorldCom). (1999) *Form 10-Q* (Quarterly period ended June 30, 1999).

MCI WorldCom, Inc. (WorldCom). (1999) *Form 10-Q* (Quarterly period ended September 30, 1999).

MCI WorldCom, Inc. (WorldCom). (2000) *Form 10-K* (Fiscal year ended December 31, 1999).

[2000 年度]

WorldCom, Inc. (WorldCom). (2000) *Form 10-Q* (Quarterly period ended March 31, 2000).

WorldCom, Inc. (WorldCom). (2000) *Form 10-Q* (Quarterly period ended June 30, 2000).

WorldCom, Inc. (WorldCom). (2000) *Form 10-Q* (Quarterly period ended September 30, 2000).

WorldCom, Inc. (WorldCom). (2001) *Form 10-K405* (Fiscal year ended December 31, 2000).

[2001 年度]

WorldCom, Inc. (WorldCom). (2001) *Form 10-Q* (Quarterly period ended March 31, 2001).

WorldCom, Inc. (WorldCom). (2001) *Form 10-Q* (Quarterly period ended June 30, 2001).

WorldCom, Inc. (WorldCom). (2001) *Form 10-Q* (Quarterly period ended September 30, 2001).

WorldCom, Inc. (WorldCom). (2002) *Form 10-K405* (Fiscal year ended December 31, 2001).

曾田義雄（1983）『現代会計監査 各国の監査事情篇・資料篇付』慶応通信株式会社。

飯岡透（1982）『株式会社会計監査論』創成社。

五十嵐達朗（2013）「『職業的懐疑心』とは何か：不正リスク対応に限定したり、たんに『疑念を抱く』ことではない」『金融財政事情』第 64 巻第 16 号，28-29 頁。

石原俊彦（1998）『リスク・アプローチ監査論』中央経済社。

市原直通・首藤昭信（2017）「FinTech×監査の現状；AI で見抜く不正会計（特集 FinTech で変わる会計の世界）」『企業会計』第 69 巻第 6 号，55-63 頁。

猪鼻孝夫（2011）「サトヤム（Satyam）社の粉飾決算と監査の瑕疵」『企業会計』第 63 巻第 9 号，88-96 頁。

- 伊豫田隆俊・松本祥尚・林隆敏（2011）『ベーシック監査論』5訂版，同文館出版。
- 岩田巖（1955）『会計原則と監査基準』中央経済社。
- 上野真二（2010）「粉飾決算を看過した職業的監査人の民事責任：ナナボシ事件判決を受けて」『日本経大論集』第40巻第1号，35-56頁。
- 上村久雄（1987）『アナリティカル・レビュー』研究序説－問題生成の背景と機能および本質をめぐって－『三田商学研究』第29巻（特別号），35-68頁。
- 遠藤博志・酒井繁・高橋利夫・鳥羽至英・中嶋敬雄・村山徳五郎・奥山章雄「座談会 監査基準委員会報告書をめぐって」『JICPA ジャーナル』第454号，13-30頁。
- 大杉謙一（2012）「監査役役割と責任：オリンパス事件を題材に」『企業会計』第64巻第5号，80-85頁。
- 岡嶋慶（2012）「SEC 監査規制史におけるマッケソン&ロビンス事件」『三田商学研究』第55巻第1号，17-52頁。
- 岡本明・安村通晃・伊賀聡一郎・野島久雄訳（2015）『誰のためのデザイン？認知科学者のデザイン原論』増補・改訂版，新曜社。
- 小川勤（2016）「監査業務：『試査』から再び『精査』の時代へ」『企業会計』第68巻第7号，37-45頁。
- オリンパス株式会社 第三者委員会（2011）「調査報告書」。
- 加賀谷哲之・鈴木智大（2012）「ビジネス・ケース（No.096）オリンパス：会計不祥事の誘因とガバナンス不全のメカニズム」『一橋ビジネスレビュー』第60巻第1号，108-125頁。
- 片岡義雄（1954）『財務監査』世界書院。
- 片桐秀樹（2017）「特集 会社と AI 会計監査・業務監査に及ぼす影響」『資料版商事法務』第399号，50-55頁。
- 亀岡恵理子（2014）「WorldCom 粉飾決算における監査の失敗事例分析－監査人の独立性と監査リスク・アプローチの有効性に対する示唆－」『産業経営』第50号，43-76頁。

- 亀岡恵理子（2016）『財務諸表監査の失敗と監査人の独立性についての研究—日米における監査の失敗事例分析に基づいて—』早稲田大学大学院商学研究科博士論文。
- 河合秀敏（1994）『新監査入門』税務経理協会。
- 監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会（2017）「監査法人の組織的な運営に関する原則《監査法人のガバナンス・コード》」。
- 企業会計審議会監査部会（2013a）「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について」。
- 企業会計審議会監査部会（2013b）「（参考）不正リスクに対応した監査のプロセス」。
- 菊澤研宗（2016）『組織の経済学入門—新制度派経済学アプローチ』改訂版，有斐閣。
- 櫻井通晴（2012）「オリンパス損失隠し事件の本質と将来の課題：コーポレート・ガバナンスの観点から」『専修マネジメント・ジャーナル』第2巻第1号，35-46頁。
- 鹿野清次郎（1917）『計理學提要（下）』大倉書店。
- 志谷匡史（2008）「監査人の義務と責任—ナナボシ事件第一審判決」『月刊監査役』第545号，56-64頁。
- 住田清芽・伊藤功樹・石塚雅博・南成人・安藤武（2013）「座談会『監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書』に対応する品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書の改正をめぐる」『会計・監査ジャーナル』第25巻第10号，21-36頁。
- 高田寛（2016）「会計監査人の独立性の限界とその解決策についての一考察」『富大経済論集』第62巻第2号，171-201頁。
- 田澤元章（2011）「商事判例研究（平成20年度39）粉飾決算を看破できなかった監査法人の債務不履行責任：ナナボシ事件 [大阪地判平成20.4.18]」『ジュリスト』第1433号，124-127頁。
- 田中里美（2014）「『監査における不正リスク対応基準』と公認会計士監査の役割：オリンパスの事例を通して」『三重法経』第142号（三重短期大学創立60周年記念特集号），13-24頁。

- 千代田邦夫 (2006) 『現代会計監査論』 税務経理協会.
- 千代田邦夫 (2008) 『貸借対照表監査研究』 中央経済社.
- 鳥羽至英 (1983) 『監査証拠論』 国元書房.
- 鳥羽至英 (2009a) 『財務諸表監査 理論と制度 [基礎篇]』 国元書房.
- 鳥羽至英 (2009b) 『財務諸表監査 理論と制度 [発展篇]』 国元書房.
- 鳥羽至英 (2010) 「ナナボシ粉飾決算事件訴訟判決の監査上の意義」 『月刊監査役』 第 565 号, 38-61 頁.
- 鳥羽至英 (2011) 「監査判断の懐疑主義的基礎の探求」 千代田邦夫・鳥羽至英責任編集 『体系現代会計学 [第 7 卷] 会計監査と企業統治』 中央経済社, 87-135 頁.
- 鳥羽至英 (2017) 『ノート 財務諸表監査における懐疑』 国元書房.
- 鳥羽至英・秋月信二・永見尊・福川裕徳 (2015) 『財務諸表監査』 国元書房.
- 友枝敏雄・浜日出夫・山田真茂留編 (2017) 『社会学の力：最重要概念・命題集』 有斐閣.
- 中村智彰 (2017) 「監査技術としての証憑突合の目的の史的変遷」 『一橋商学論叢』 第 12 巻 第 1 号, 40-53 頁.
- 西垣通 (2016) 『ビッグデータと人工知能 可能性と罣を見極める』 中央公論新社.
- 西嶋優子 (2016) 『規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響に関する研究』 一橋大学大学院商学研究科博士論文.
- 日本公認会計士協会 (JICPA) (1992) 「分析的手続」 監査基準委員会報告書第 1 号 (平成 4 年 10 月 1 日).
- 日本公認会計士協会 (JICPA) (2002) 「分析的手続」 監査基準委員会報告書第 1 号 (平成 14 年 9 月 3 日).
- 日本公認会計士協会 (JICPA) (2006) 「財務諸表監査における不正への対応」 監査基準委員会報告書第 35 号 (平成 18 年 10 月 24 日).
- 日本公認会計士協会 (JICPA) (2011a) 「監査証拠」 監査基準委員会報告書 500.
- 日本公認会計士協会 (JICPA) (2011b) 「分析的手続」 監査基準委員会報告書 520.

- 日本公認会計士協会（JICPA）（2013）「評価したリスクに対応する監査人の手続」監査基準委員会報告書 330.
- 日本公認会計士協会（JICPA）（2015a）「財務諸表監査における総括的な目的」監査基準委員会報告書 200.
- 日本公認会計士協会（JICPA）（2015b）「財務諸表監査における不正」監査基準委員会報告書 240.
- 日本公認会計士協会（JICPA）（2015c）「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」監査基準委員会報告書 315.
- 日本公認会計士協会（JICPA）（2015d）「確認」監査基準委員会報告書 505.
- 日本公認会計士協会（JICPA）（IT 委員会）（2016）「IT を利用した監査の展望～未来の監査へのアプローチ～」IT 委員会研究報告第 48 号.
- 野々川幸雄（1978）『監査の技術 異常点試査の技法』中央経済社.
- 野村康（2017）『社会科学の考え方』名古屋大学出版会.
- 原田行男・青柳清（1980）『監査概論』東京布井出版.
- 福川裕徳（2012）『監査判断の実証分析』国元書房.
- 藤原俊（2008）「監査法人の過失による被監査会社に対する損害賠償が認められた事例－『ナナボシ』対『トーマツ』事件」『金融商事判例研究』第 1294 号，64-68 頁.
- 堀江正之（2017）「会計監査のシンギュラリティは到来するかービッグデータと人工知能のインパクトー」『税経通信』第 72 巻第 2 号，8-15 頁.
- マイケル・ウッドフォード（2012）『解任』早川書房.
- 町田行人（2010）「近時の監査人の民事責任の傾向と対策－ナナボシ事件判決（大阪地裁平成 20.4.18 判決）を踏まえて」『会計・監査ジャーナル』第 22 巻第 4 号，33-39 頁.
- 町田祥弘（2013）「追加的な監査手続と監査報酬：低廉な監査報酬では求められる監査手続を実施できない」『金融財政事情』第 64 巻第 16 号，30-32 頁.

町田祥弘（2015）「わが国の監査人における職業的懐疑心に関する意識調査」増田宏一編著『監査人の職業的懐疑心』同文館出版，221-242 頁。

町田祥弘（2016）「質を高めろとはいうけれど…じっくり語ろう監査のはなし（第3回）大手監査法人ならば品質は高いのですか？－監査人の規模の観点から」『企業会計』第68巻第7号，128-137 頁。

松尾豊（2015）『人工知能は人間を超えるか ディープラーニングの先にあるもの』KADOKAWA.

南成人・中里拓哉・高橋和則（2015）『財務諸表監査の実務－クラリティ版対応』中央経済社。

村山徳五郎・西谷誠一（1992）「監査基準・準則の改訂をめぐる」『JICPA ジャーナル』第439号，13-32 頁。

森實（1994）『分析的手続監査論』中央経済社。

安田忍（2008）「監査における一般に認められた会計・監査基準－長銀、ナナボシ等の判決に関連して」『南山経営研究』第23巻第1・2号，37-52 頁。

山口利昭（2009）「会計監査人の法的責任と司法判断のあり方：ナナボシ事件地裁判決を中心に」『同志社法學』第61巻第2号，857-883 頁。

吉田良三（1921）『會計監査』同文館。